

令和元年

第4回美浜町議会定例会会議録

令和元年12月3日 開会

令和元年12月17日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

## 令和元年第4回美浜町議会定例会会議録目次

### 12月3日（火曜日）第1号

議事日程 .....	1
会議に付した事件 .....	1
会議に出欠席した議員 .....	1
説明のため出席した者の職、氏名 .....	1
職務のため出席した者の職、氏名 .....	2
開会及び開議の宣告 .....	3
会議録署名議員の指名 .....	3
会期の決定 .....	3
承認第10号から議案第68号まで16件一括提案説明 .....	3
散 会 .....	10

### 12月5日（木曜日）第2号

議事日程 .....	11
会議に付した事件 .....	11
会議に出欠席した議員 .....	11
説明のため出席した者の職、氏名 .....	11
職務のため出席した者の職、氏名 .....	11
開議の宣告 .....	12
町政に対する一般質問 .....	12
○9番 横田貴次議員 .....	13
1 陸上競技場を含む運動公園整備事業の今後について	
(1) 事業の中止で発生する交付金、借入金の一括返済に必要な金額の試算額について	
(2) 交付金、借入金の返済は、どの基金を取り崩して返済に充てるのか。	
(3) 町側から受けた説明と違う折込チラシには、間違っただけ情報が伝えられていると認識している。正確な内容の説明を求める。	
また、町長は予算に関わる重要な案件を秘密裏に約束したのか。	
事業中止の場合、借金をしてでも町民サービスや支援を継続できるのか。	
(4) 「スポーツ振興くじ助成金」の助成メニューを把握しているか。	
また、有効な活用は難しいのか。	
○1番 山本辰見議員 .....	21
1 美浜町野間学区合同防災訓練と今後の防災・減災体制について	
(1) 総合防災訓練の今後の課題について	
(2) 避難所運営について	
(3) 実際の現地避難所運営について	
(4) 避難行動要支援者対策について	

(5) 福祉避難所について	
2 陸上競技場を含む運動公園整備事業について	
(1) 町の最終決断は、どの時点で方向を示すのか。	
(2) 各地域での説明会、関連する資料などについて	
○ 2 番 鈴木美代子議員	30
1 国民健康保険制度の改善について	
(1) 財政調整基金を財源に使い、低所得者に保険料の減免を実施すべきでは。	
(2) 18歳までの被保険者に対する保険料の均等割の減免制度を実施しないか。	
2 子どもに対する入院時食事療養費の助成について	
3 学校給食費の消費税増税分に対する補助について	
○ 7 番 大寄暁美議員	37
1 子育て世代包括支援センターについて	
(1) 今後の子育て支援の取り組みについて、町長の展望は。	
(2) センターを設置する意義について	
(3) 開設時期等の概要及び町民の参画について	
(4) 担当部署や関係機関との連携について	
(5) 妊娠初期から修学前までの相談をワンストップで対応する支援体制で、利用者にとっ	
てはどのように変わるのか。	
2 病児病後児保育について	
3 食品ロスの削減に貢献する地域の福祉利用について	
(1) 生産物が福祉利用される仕組みづくりについて	
(2) 「フードドライブ」に取り組む予定は。	
○ 3 番 森川元晴議員	45
1 公園整備事業の今後について	
(1) 事業の進め方・経緯について	
(2) 平成27年度当時の公園整備事業に対する考え方について	
2 運動公園整備に伴う経済効果算出業務委託報告書について	
(1) 直接効果の算出について	
(2) 直接効果の算出消費額について	
(3) 経済効果算出について	
○ 4 番 石田秀夫議員	54
1 総合公園拡張事業及び奥田駅東運動公園整備事業について	
(1) 独立行政法人都市再生機構（通称UR）との契約について	
(2) 総合公園拡張事業について	
(3) 国の交付金・借入金の返還について	
(4) 議員に話された三つの方針について	
散 会	60

12月6日（金曜日）第3号

議事日程	6 1
会議に付した事件	6 1
会議に出欠席した議員	6 1
説明のため出席した者の職、氏名	6 1
職務のため出席した者の職、氏名	6 1
開議の宣告	6 2
町政に対する一般質問	6 2
○5番 杉浦 剛議員	6 3
1 美浜町埋立条例とリサイクル土の埋め立てについて	
(1) 条例に基づく許可した件数について	
(2) リサイクル土による埋め立て内容について	
(3) リサイクル土による埋め立てについての考えについて	
2 令和2年度予算編成方針について	
(1) 小中学校の学校再編について	
(2) 既成市街地再編等関連事業について	
○6番 廣澤 毅議員	7 1
1 陸上競技場を含む運動公園整備事業について	
(1) 陸上競技場の建設を望む若者の声に対する町長の考えについて	
(2) 住民投票結果に対する事業判断の時期と町長の意思表示について	
○8番 中須賀 敬議員	7 6
1 陸上競技場を含む運動公園整備事業について	
2 美浜町運動公園整備事業の継続の是非を問う住民投票について	
(1) 住民説明会の計画内容について	
(2) 住民投票の結果について	
散 会	8 0

12月10日（火曜日）第4号

議事日程	8 1
会議に付した事件	8 1
会議に出欠席した議員	8 1
説明のため出席した者の職、氏名	8 2
職務のため出席した者の職、氏名	8 2
開議の宣告	8 2
承認第10号（質疑・討論・採決）	8 3
承認第11号（質疑・討論・採決）	8 4
議案第55号（撤回）	8 4
議案第69号（提案説明・質疑・討論・採決）	8 5

議案第56号（質疑・委員会付託）	89
議案第57号（質疑・委員会付託）	90
議案第58号（質疑・委員会付託）	91
議案第59号（質疑・委員会付託）	91
議案第60号（質疑・委員会付託）	91
議案第61号（質疑・委員会付託）	92
議案第62号（質疑・委員会付託）	92
議案第63号（質疑・委員会付託）	92
議案第64号（質疑・委員会付託）	93
議案第65号（質疑・委員会付託）	93
議案第66号（質疑・委員会付託）	95
議案第67号（質疑・委員会付託）	95
議案第68号（質疑・委員会付託）	95
発議第6号から発議第8号まで3件一括（提案説明・質疑・討論・採決）	96
散会	99

12月17日（火曜日）第5号

議事日程	101
会議に付した事件	101
会議に出欠席した議員	101
説明のため出席した者の職、氏名	102
職務のため出席した者の職、氏名	102
開議の宣告	102
議案第38号（委員長報告・質疑・討論・採決）	103
議案第56号から議案第64号まで9件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	112
議案第65号（委員長報告・質疑・討論・採決）	118
議案第66号（委員長報告・質疑・討論・採決）	119
議案第67号（委員長報告・質疑・討論・採決）	120
議案第68号（委員長報告・質疑・討論・採決）	121
議会閉会中の継続調査事件について	122
閉会	123

令和元年12月3日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月3日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第10号 専決処分事項の報告承認について

承認第11号 専決処分事項の報告承認について

議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例の一部を改正する条例について

議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第64号 指定管理者の指定について

議案第65号 指定管理者の指定について

議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

[午前9時00分 開会]

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

令和元年第4回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

12月に入り、何かと気ぜわしい季節になってまいりました。昨日も町内交通安全キャンペーンということで、早朝より半田署に集合していただきまして、交通安全を呼びかけ、どうも御苦労さまでした。

この美浜町は、おかげさまで言うてはなんですが、朝夕の通学時間帯もいろいろな方がボランティアに携わっていただき、交通安全に努めていただいております。どうか皆様方も、この12月、何かと気ぜわしい季節ではありますが、交通安全、皆さんでPRして、よりよい社会に導いていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第4回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただきまして、まずもってお礼を申し上げます。

師走を迎えまして、今年も早いものでもう残りわずかとなりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増し、暦の上

では間もなく大雪を迎え、いよいよ本格的な冬を実感させられる今日このごろであります。議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただくとともに、町行政に対しまして、御支援・御協力をくださいますよう心からお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し写真の撮影、録音の許可をしました。

次に、監査委員より、令和元年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美代子議員、7番 大寄暁美議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決定しました。

---

日程第3 承認第10号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで16件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第3、承認第10号 専決処分事項の報告承認についてから議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補

正予算（第1号）まで、以上16件を一括議題とします。

以上16件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、承認第10号 専決処分事項の報告承認についてを初めとして16件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げます、早速提案理由を御説明いたします。

初めに、承認第10号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を問う住民投票の実施及び10月25日早朝の大雨により町道の路肩一部が崩落する災害が発生し、復旧のため早期に予算編成する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月11日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次に、承認第11号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、台風19号の被害により池の堤体の一部が崩落し、緊急修繕工事を行うため早急に予算編成する必要が生じました。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、11月18日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

次に、議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例の一部を改正する条例についてでございますが、町民が適正な情報に基づいて判断し投票できるよう、情報を提供する期間を確保するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、消費税法の改正が10月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、消費税法の改正が10月1日に施行されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことによる地方公務員法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、水道法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次に、議案第64号 指定管理者の指定についてでございますが、食と健康の館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第65号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町図書館及び生涯学習センターの指定管

理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ2,848万5,000円を増額し、補正後の予算総額を81億8,883万1,000円とするものでございます。

次に、議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ62万7,000円を増額し、補正後の予算総額を23億3,405万円とするものでございます。

次に、議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、第2条におきまして収益的支出を325万3,000円減額し、補正後の予算額を4億8,914万2,000円とし、第3条におきまして資本的支出を9,000円増額し、補正後の予算額を2億5,943万8,000円とするものでございます。第4条では予算第7条で定めた職員給与費の金額を補正するものでございます。

私からの提案理由の説明は、以上でございます。

なお、提出案件についての詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、全案お認めくださいますようお願い申し上げます。

[降壇]

#### ○総務課長（夏目 勉君）

初めに、承認第10号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、補正予算書3ページをごらんください。

令和元年度美浜町一般会計補正予算（専決第6号）であります。

第1条に記載されたとおり、令和元年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ852万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億631万6,000円とするものでございます。

歳出内容でございますが、補正予算書14、15ページをごらんください。

2款総務費、4項選挙費、5目住民投票費の補正額552万7,000円については、美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を問う住民投票の実施に伴う必要経費を、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、15節工事請負費の補正額299万9,000円については、10月25日早朝の大雨により町道4068号線と町道3053号線の道路路肩が崩落し復旧のため、緊急に工事をする必要があり、専決により行ったものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

12、13ページをごらんください。

19款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金において、852万6,000円を計上いたしました。

次に、承認第11号 専決処分事項の報告承認についてでございますが、補正予算書3ページをごらんください。

令和元年度美浜町一般会計補正予算（専決第7号）であります。

第1条に記載されたとおり、令和元年度一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82億1,731万6,000円とするものでございます。

歳出内容でございますが、補正予算書14、15ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の補正額1,100万円については、台風19号の被害により河和地区の姥八反田池の堤体が一部崩落し、緊急修繕工事を行う必要があり、専決により行ったものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

12、13ページをごらんください。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金において600万円を、19款繰入金、2項、1目財政調整基金繰入金において500万円を計上いたしました。

承認第10号及び承認第11号の説明は、以上でございます。

#### ○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例の一部を改正する条例についてでございますが、令和元年11月8日付にて同条例を公布いたしました。町民の皆様には適正な情報に基づいて判断し投票できるよう情報提供をする期間を確保したく、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、資料8、美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例新旧対照表をごらんください。

第4条、住民投票の期日の期限を「12月26日」から「令和2年1月31日」に変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日でございます。

次に、議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料1、美浜町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表をごらんください。

第6条第2項において、法律にて規定されたことにより、削るものでございます。

なお、施行日につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

次に、議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料2、美浜町使用料条例新旧対照表をごらんください。

別表（第3条関係）、使用料の種類、金額及び徴収の時期において、美浜町役場町民ホールについては、本庁舎会議室同様、管理上、貸し出しを想定しておりませんので、今回の改正に合わせて削り、その他の施設では、平成9年4月1日の消費税率5%への改正から平成26年4月1日の消費税率8%への改正の時期に上乗せをしておりますので、各施設において実態に合わせ、基本的に一律1時間当たり2%から5%上乗せを、両中学校の柔剣道場については新たに追加いたしました。またコイン式の冷暖房機の使用については、機械の設定上、据え置きといたしました。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料3、美浜町都市公園条例新旧対照表をごらんください。

先ほどの議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例と同様、料金の改定及び実態に合わせた追加及び改正でございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日でございます。

次に、議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料4をごらんください。

本条例の改正は、2条立てにより改正を行っております。

改正の内容につきましては、令和元年8月の人事院勧告により一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

第1条では給料表の改正とし、給料月額において平成31年4月にさかのぼり、大卒初任給を1,500円及び30歳前半ばまでの若年層を平均改定率0.1%の引き上げを、勤勉手当の支給率改正として年間1.85月を1.90月に改め、令和元年12月の手当に0.05月分を加算するものでございます。

第2条では、住居手当の改定として家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に、手当額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げを、令和2年6月及び12月の勤勉手当の支給率をおのおの0.95月の支給とするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、第1条の規定は平成31年4月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料5をごらんください。

本条例の改正は、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給率の改正で、2条立てにより改正を行っております。

改正の内容につきましては、先ほどの議案第59号の人事院勧告による本条例の一部を改正するものでございます。

第1条では、期末手当の支給率を年間3.35月を3.40月に改め、令和元年12月の手当に0.05月分を加算するものでございます。

第2条では、第1条で改正する期末手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和2年6月及び12月の期末手当の支給率をおのおの1.70月の支給とするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、第1条の規定は令和元年12月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、同じく資料5をごらんください。

本条例の改正は、議会議員に係る期末手当の支給率の改正で、2条立てにより改正を行っております。

改正の内容につきましては、先ほどの議案第60号同様、第1条では、期末手当の支給率を年間3.35月を3.40月に改め、令和元年12月の手当に0.05月分を加算するものでございます。

第2条では、第1条で改正する期末手当の支給率を均等に割り振る改正で、令和2年6月及び12月の期末手当の支給率をおのおの1.70月の支給とするものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、第1条の規定は令和元年12月1日から適用し、第2条の規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料6、美浜町消防団条例新旧対照表にて御説明をいたします。

第6条、欠格条項において、第1号、「成年被後見人又は被保佐人」の削除は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律に基づき、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項に係る措置の適正化を図るものと、その他所要の規定の整備でございます。

なお、施行日につきましては、公布の日から施行し、令和元年12月14日からの適用でございます。

議案第55号から議案第62号の説明は、以上でございます。

○産業建設部長（石川喜次君）

次に、議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料の7、美浜町水道事業給水条例新旧対照表をごらんください。

水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日から施行されました。それに伴い、指定給水装置工事事業者の指定制度が変更され、新たに5年ごとの更新制度が導入されましたので、更新に関する条文及び手数料を定めるものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日でございます。

次に、議案第64号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に食と健康の館の管理を行わせるに当たり、平成24年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、小野浦区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第63号及び議案第64号の説明は、以上でございます。

#### ○教育部長（天木孝利君）

次に、議案第65号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者に美浜町図書館及び生涯学習センターの管理を行わせるに当たり、公募型プロポーザル方式による選定の結果、株式会社図書館流通センターが指定管理者の候補者として選定をされ、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第65号の説明は、以上でございます。

#### ○総務課長（夏目 勉君）

次に、議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、まず歳出予算の内容でございますが、補正予算書16、17ページをごらんください。

このページ以降、各款にわたりまして、人事院勧告に基づく給与改定分、本年度の人事異動等に伴う増減及び各課の時間外勤務手当等の人件費の増減を計上いたしております。

そのほかにつきまして御説明いたします。

まず、18、19ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費では、財務会計運営事業におきまして、次年度から実施されます会計年度任用職員制度に対応するための財務会計システム改修委託料を、ふるさと納税寄附運営事業においては、ふるさと納税寄附件数の増に伴う返礼品の発送に要する経費を計上いたしております。

22、23ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費では、国民年金事務におきまして、年金生活者支援給付金に係る本人特定情報追加に対応するシステム改修に要する経費を、同款、2項児童福祉費では、児童福祉事業において、平成30年度の精算に伴う国庫補助金過年度分返還金に要する経費を、児童手当支給事業におきましては、平成30年度の精算に伴う国庫交付金過年度分返還金に要する経費を計上しております。

続きまして、24、25ページをごらんください。

特定教育保育施設給付事業におきましては、知多大和幼稚園を初めとする認定こども園に対する施設型給付費

及び事業所内保育施設に対する地域型保育給付費の増を、施設等利用給付事業におきましては、認定こども園以外の保育施設に対する給付費の増を計上いたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費では、保健センター管理運営事業において、母子保健法の改正に伴い母子保健情報連携に対応するため、システム改修に要する経費を計上いたしました。

26、27ページをごらんください。

同款、3項知多南部衛生組合分担金におきましては、新火葬場の建設に伴う知多南部クリーンセンターへの既設進入路のつけかえ工事を令和2年度の本体工事とあわせて施工することによる平成30年度繰越金の確定に伴う減を計上いたしました。

30、31ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費では、事務局費におきまして、幼児教育無償化実施に伴う幼稚園就園奨励費補助金の減を計上いたしました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、戻っていただきまして、12、13ページをごらんください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金においては、子どものための教育・保育給付費負担金の確定に伴う増を、同款、2項国庫補助金においては、子育てのための施設等利用給付交付金及び母子保健衛生費国庫補助金の増、並びに幼稚園就園奨励費補助金の減を、同款、3項委託金においては、国民年金事務費委託金の増を計上いたしました。

16款県支出金、1項県負担金においては、施設型教育・保育給付費等負担金の増を計上いたしました。

14、15ページをごらんください。

16款県支出金、2項県補助金においては、幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金の増を計上いたしました。

18款寄附金、1項寄附金においては、ふるさと納税による一般寄附金の増を計上いたしました。

19款繰入金、2項基金繰入金においては、本補正による剰余金により財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

21款諸収入、4項雑入においては、平成30年度の精算に伴う児童手当負担金過年度精算金を計上いたしました。

議案第66号の説明は、以上でございます。

#### ○住民課長（茶谷佳宏君）

次に、議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、最初に歳出から御説明しますので、補正予算書の54、55ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、62万7,000円増額計上いたしました。これは、令和3年3月から始まる国民健康保険オンライン資格確認の一つとして、外国人の在留資格を追加するシステム改修でございます。

次に、歳入を御説明します。

52、53ページをごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務事業費補助金において、歳出で計上しましたシステム改修費の全額を国庫補助金として計上いたしました。

議案第67号の説明は、以上でございます。

#### ○水道課長（夏目明房君）

では、次に、議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、別冊の美浜町

水道事業会計補正予算書及び予算説明書の19ページをごらんください。

収益的収入及び支出、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費においては325万3,000円を減額計上いたしました。これは、人事異動及び人事院勧告に基づいた給与改定に伴う人件費の減額でございます。

資本的収入及び支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備新設改良費においては9,000円を増額計上いたしました。これは、人事院勧告に基づいた給与改定に伴う人件費の増額でございます。

議案第68号の説明は、以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

承認第10号 専決処分事項の報告承認についてから、議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）までの説明が終わりました。

---

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす12月4日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、あす12月4日は休会することに決定しました。

来る12月5日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時42分 散会〕

令和元年12月5日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月5日（木曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大嵯暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

本日もたくさんの傍聴の方、早朝よりありがとうございます。

12月に入り、何かと慌ただしいきょうこのごろであります。皆様御存じのように、12月1日より道路交通法改正により、携帯電話・スマートフォンの罰則規定がかなり厳しくなりました。けさも交通安全の立哨で立っておりますと、まだまだ下を見ながら運転される方がみえるようであります。どうか皆様方もよく注意されて、注意喚起を皆さんにさせていただくようよろしくお願いいたします。

また、今週の7日には、愛知県市町村対抗駅伝競走大会が愛知県長久手市で開催されます。美浜町代表の選手の方々も一生懸命走ると思いますので、皆様方もよく見ていただくようよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。また、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し写真の撮影、録音の許可をしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。町長、発言してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

きょうは、議員の皆様も早朝から交通安全立哨、大変ありがとうございました。それからまた、たくさんの傍聴の皆様方、ありがとうございました。

諸般の報告を1件申し上げます。本庁の電算機器故障について御報告をいたします。

けさの中日新聞朝刊の記事に掲載されておりましたが、昨日午前11時ごろからシステム障害が発生し、住民課での住民票等の諸証明及び税務課での諸証明の発行や各種手続業務など、一部業務を行うことができなくなっております。現在、業者にて復旧作業を懸命に行っております。住民の皆様方には大変御不便をおかけして、まことに申しわけございません。復旧次第、住民向けエリアメール等により情報提供をいたしますので、よろしくお願いいたします。

諸般の報告は以上でございます。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長からの報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうち6名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、9番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

〔9番 横田貴次君 登席〕

### ○9番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、9番 横田貴次でございます。

12月を迎えました。来る令和2年、2020年は東京オリンピック・パラリンピックの開催を迎える年でもあります。希望に満ちた新年を迎えるため、今、本町が抱える課題を何としてでも解決したい、そのような強い思いで、本日、一般質問の場に立たせていただいております。気合いを入れて臨みたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。

本日は1点に絞り、陸上競技場を含む運動公園整備事業の今後についてお伺いをしたいと思います。

11月に開かれた臨時会にて、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例が議決されました。住民投票実施に向け、有権者に正確な情報を提供するため、継続または中止した場合のリスクについて、以下4つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

住民投票の結果を受け、仮に事業を中止した場合に発生する交付金の返還額及び加算金の約11%の金利負担と借入金の一括返済に必要な金額はどれくらいになるのか、年度末現在で返還したと仮定した場合の試算額をお聞かせください。また、1日当たりに換算すると、加算金は幾らぐらいかかるのかもお知らせいただきたいと思っております。

2つ目の質問をします。

パネル資料1は、過去数年間の主な基金残高の推移を表にいたしました。9月定例会において、執行部より本事業を中止した場合、交付金・借入金を返済するため、各基金を取り崩して返済に充てる旨の答弁がありました。財政調整基金の本年度9月補正後の残高は約5億円ですが、これだけでは不足すると思われまます。具体的にほかのどの基金を取り崩して返済すると考えているかをお聞かせいただきたいと思っております。

3つ目の質問です。

このパネル資料2は、他会派の議員より町内にて配布された町政だより及び美浜民報であります。この中では、総事業費45億円に対し、22億円を交付金で賄い、残る23億円のうち11億円は都市計画事業基金と都市計画税の一部をもって支払い、残りは20年かけて毎年1億円ずつ返済すると掲載されています。

チャレンジMIHAMAとしては、議員が町側から説明を受けた内容と違い、間違った情報が伝えられていると認識していますが、再度正確な内容を執行部からお伺いしたいと思います。

また、この中には町長との懇談で、町が単独で行っている住民サービス事業について、町が借金してでも続けると公言されたと記載されています。町長は非公式の場の懇談で、大切な予算にかかわる重要な案件について、本当に日本共産党議員団と秘密裏に約束をされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

最後の質問をさせていただきます。4つ目の質問であります。

パネル資料3は、事業を継続した場合、町民の不安要素の高い維持管理に関して、町財政の負担を軽減できる手法として、スポーツ振興事業の助成メニューについて調査した資料です。スポーツ振興くじ助成金では、各市町村を助成対象とするほかに、市町村が出資または拠出したスポーツ団体を助成対象としたメニューも存在します。スポーツ競技施設の大規模改修等について、市町村を対象に助成割合3分の2とする、助成金の限度額を1億円と定める助成メニューもあります。これらの助成メニューを効率的に活用することで、将来的な維持管理費用に対する不安を解消できると感じていますが、執行部としてこれらの情報は把握しているかどうか、またこうした助成メニューを有効に活用することは難しいのかをお聞かせいただきたいと思います。

3つ目の質問で、私の中でちょっと抜けた部分がありました。

先ほど、日本共産党議員団との秘密裏に約束されたのでしょうかの後に、1つお伺いをするのが抜けておりました。本当に借金をしてでも町の事業が推進できるのかどうかということも、あわせてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、壇上での質問を閉じさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

横田議員に対する御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、陸上競技場を含む運動公園整備事業の今後についての御質問の1点目、事業の中止で発生する交付金・借入金の一括返済に必要な金額の試算額についてでございますが、最初に平成29年度及び平成30年度の確定した交付金と借入金についてを答弁させていただきます。

交付金、いわゆる国からの補助金につきましては、平成29年度及び平成30年度の実績は2億2,274万円でございます。また、借入金につきましては、借り入れ予定分を含めると、国からの借入金である財政融資資金は3億4,060万円、民間資金については8,650万円となっており、合わせて借入金は4億2,710万円でございます。交付金と借入金を合わせた平成29年度及び平成30年度の合計は、借り入れ予定分を含めると6億4,984万円となります。

加算金につきましては、返還の方法、時期等により異なるものであり、自主的に返納する場合には、加算金は付加されないとも聞いております。

なお、今年度分につきましては、現在工事発注の途中であり、金額は確定しておりません。

次に、御質問の2点目、交付金、借入金の返済は、どの基金を取り崩して返済に充てるのかということでございますが、仮に運動公園整備事業を中止した場合の交付金及び借入金の返済については、原則、一般財源及び都市計画事業基金以外の基金で対応する旨は、これはもう9月議会で答弁申し上げたとおりでございます。

仮に返済する事態が生じた場合には、財政調整基金を含む一般財源及び都市計画事業基金以外の基金、具体的には公共施設整備基金や減債基金等について、本来の目的以外の用途に充当できるよう条例改正を提案し、対応していく必要があると考えております。

次に、御質問の3点目です。

町側から受けた説明と違う折込チラシには、間違った情報が伝えられていると認識している。正確な内容の説明を求める。また、町長は予算に係る重要な案件を秘密裏に約束したのか、事業中止の場合、借金をしてでも町民サービスや支援を継続できるのかについてお答えをさせていただきます。

運動公園整備事業の総事業費約45億円の資金計画について、昨年9月19日の美浜町運動公園整備調査研究特別委員会で、担当職員が全議員に報告しました資金計画の内容を再度御説明させていただきます。

事業期間中における支出は、運動公園整備事業費、総合公園拡張事業の暫定整備費及び事業中の償還金を合わせた51億7,600万円でございます。財源につきましては、国の交付金21億5,000万円、都市計画税と基金で13億7,400万円、国などからお借りする起債は16億5,200万円でございます。これを7年間にわたり借り入れする計画で、返済につきましては各借り入れ年度の翌年から20年間でお返すもので、返済期間は平成30年度から令和25年度までの26年間の計画で、そのうち12年間の返済額、これは約1億円となる見込みをしておりました。本事業は都市計画事業であるため、返済金の財源は都市計画税及び基金を充てるものでございます。

なお、事実と異なる内容が記載されておりますチラシに関しましては、発行者に対して、去る11月29日付の文書で訂正を申し入れております。

また、予算に係る重要な案件を秘密裏に約束したのか、事業中止の場合、借金をしてでも町民サービスや支援を継続できるのか。このことにつきましては、町長室において、日本共産党議員団との会話の中で、現在実施している住民サービスは継続していきたい旨の話はいたしました。決してこれは秘密裏ではないし、そんな確約でもございませんので、御了解いただけたらと思います。

なお、私の町長室へお越しのお客様、これは全て私、公務として会っていますので。できるだけお会いさせていただくように、今までも行ってきております。秘密裏というのは、ちょっとこれはございませんので、よろしくをお願いします。

次に、御質問の4点目、「スポーツ振興くじ助成金」の助成メニューを把握しているのか、また有効な活用は難しいのかについてでございます。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツくじのt o t oやB I Gの収益金を財源として、日本のスポーツ発展を目的に助成金を配分する制度でありまして、平成29年度のくじの売上額は1,080億円で、平成30年度の助成額は271億円でございます。

議員お示しのとおり、スポーツ施設整備だとか、地域スポーツクラブ活動だとか、スポーツ活動等に関する助成メニューがございます。担当職員も説明会にも出席し、制度の把握に努めておりますので、本町のスポーツ行政におきましても、これは非常にありがたい制度であると思っております。ですから、今後の活動や施設の大規模改修、これには当然活用させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○9番（横田貴次君）

最初に、一番気になる、町長も気にされていた「秘密裏に」という言葉も私も思っておるのですが、3つ目の質問の再質問からさせていただきたいと思っております。

正しい情報を御提示ありがとうございました。私たちチャレンジM I H A M Aも聞いていた内容と照らし合わせまして、町長の答弁のとおりだと思っております。答弁の中で、11月29日に発行者である美浜民報へ訂正の申し入れをしたということで伺っておりますが、これは大切な内容のことでございますので、先方からは訂正記事

の対応など、何らか返信があったかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（夏目 勉君）

何か対応があったかという御質問でございますが、今のところ、特に対応等はございません。

○9番（横田貴次君）

今までもそうなのですけれども、この事業は結構間違った情報が先走りをして、今、違った形で町民の皆様も理解されている方が多いと、私も地域に向いて感じております。ぜひ正しい情報を伝えるためにも、この発行先に関してはしっかりとした情報また訂正記事を出すようお願いしたいなと思います。

先ほどの町長の答弁にありました面談についてお伺いをいたします。

この掲載記事を見ますと、安心せよ、安心せよということで、町民の皆様も大丈夫なのだという認識がおりになることが私は一番危惧しているところでありまして、そもそもが美浜町にとって借金ということを考えると、町がお金を借りることができるのは、やはり道路や施設を建設する場合の長期借入金と、その年度内に返す見込みのあるときに借りられる短期の借入金のみだということで、私も議員になってから勉強させていただいております。年度内に返す見込みがないにもかかわらず借金をして、行政サービスは実施することはできないと理解しておりますので、今後の美浜町の町政を考える上で、そのような理解でよろしいものかということを確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務課長（夏目 勉君）

確かに一時借入れにつきましては、議員おっしゃられるとおり、行政において一時借入れができますのは、同一年度内に資金が不足したときのみ返済に充てるための借入金ということでございますので、そういった資金不足のみなものですから、議員が言われるような解釈で間違いはございません。

○9番（横田貴次君）

町長の答弁を聞いて、安心したというか、私も信じておりましたので。ただ、こういった間違った情報で町民の皆さんが正しいと間違えてしまうことというのは、大変我々も危惧しているところでございますので、何とか間違った認識をされている町民の皆様にも丁寧な説明と訂正を、この発行元に対してお願いしたいなと思います。大変大きな事業に取り組んでおりますし、今後やはり美浜町の将来を左右するような事業だと思います。このような間違った情報で町民の皆様にくれぐれも勘違いのないようお願いしたいと感じておりますので、よろしくお願いたします。3つ目の質問に対する再質問を閉じさせていただきます。

続いて、助成金の関係の質問をさせていただきたいと思います。

かねてから、私もこの助成制度については大変興味を持っておりました。御答弁の中で、助成金の説明会に直接町の担当職員の方も出席されたと伺いました。その説明会に参加されて、どのような感触また評価、獲得することが難しいのかなど、どのようなことで担当として把握されているかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

うちの担当職員が昨年度説明会に出席させていただきましたけれども、こちらのスポーツ助成金制度につきましてはさまざまなメニューがあります。活動に対するもの、整備に対するもの等があります。それぞれ個々に応じた個別の相談になるわけですが、昨年度の段階におきましてはまだ計画段階ということで、こういうことは対象になるのかなということで、一応相談はいたしました。

整備につきましてもメニューはあります。ただ、国の交付金をいただいておりますので、交付金をいただきながら助成金をいただくという、二重にいただくことはできないものですから、そこら辺、交付金でいただく

のか、助成金を受けるのかというところは、上手にすみ分けをする必要があるというところでございます。一応対象となるものも幾つかあります。

また、整備後の、今度、維持管理についての補助メニューにつきましては、長期、例えば20年後とかになった場合には大規模改修が必要になるということで、大規模改修に対する上限1億円になりますけれども、そういったメニューもございますので、他市町の例に従いますと、そういうものも活用できていくというところは確認させていただきました。

#### ○9番（横田貴次君）

この内容というのは、齋藤町長が常日ごろ御心配されている維持管理に対して、やはり有意義な情報だと思います。特に5年に1回の大規模改修だとかにも使えるのかなと私も感じて、大変興味を持っておるわけでございます。

これまでの運動公園整備事業の御説明の中では、年間の維持費がこれぐらいかかる、5年に1度、各設備の見直しで大きくお金がかかるということは聞いていたのですが、やはりこういった助成金があるよという情報は、全く我々も聞いたことがなかったですし、こういった助成メニューをうまく使うことで、町の負担も軽減されていくという期待感をすごく持っているのですが、大変これは獲得するのが難しい事業だと感じているかどうかということを再度お聞かせいただきたいと思います。

#### ○産業建設部長（石川喜次君）

私どももいろいろな調査の中で、実績から少しお話ししますけれども、過去の4年で、全国で陸上競技場の施設に大規模改修等の助成金を受けている市町は17件ございます。マックスにつきましては1億円です。ほとんどの施設においてはやはり公認時、20年過ぎたら公認の取得要件になると思いますけれども、そこではやはり8,000万円ほどの助成金をいただいておりますという例が多くございますので、助成金につきましては獲得できると考えております。

#### ○9番（横田貴次君）

各所で今、出前講座で運動公園事業の説明をしている中で、私も全ての説明会に出席をさせていただいたのですが、やはり年間のランニングコストと5年に1回の改修に係るお金というのが、大変やはり町民の皆様も不透明に感じている、捻出先はどうするのかというところで終わっていると思うのです。ですので早く、こういう助成システムがあるという言葉も終盤ぐらいに出だしたところで、具体的な内容だとか、獲得が非常に難しいのじゃないかとかという認識については、やはり町民の皆様も意識が薄い、情報としても入っていないと思います。

町長が常日ごろおっしゃる、例えば知多市の運動公園陸上競技場が今回8,000万円かかるだとか、そういった数字を聞いていると、十分こういった助成システムを活用していくことで、我が町、美浜町の負担も軽減できていくのだなと、そのような希望もやはりあるのかなと思いますので、これはお願いですけれども、今後、住民投票に向けた各区で開催される説明会については、こういった選択肢もあるのだよということも、町民の皆様へ情報として入れていただきたいとお願いして、この質問に対しての再質問を閉じさせていただきます。

続いて、最初に伺った交付金と借入金の返還額についてお伺いします。6億4,984万円ということで、6億5,000万円近いお金をお返しせねばならないということは理解できますが、町長の答弁の中で、加算金は自主的に返納した場合は付加されない。こちらが多分、私も自分で計算すると3,000万円以上の加算金があるのじゃないかなということは予想しておったんですけども、自主的に返納した場合はかからないということは確定でしょうか。

#### ○産業建設部長（石川喜次君）

補助金の法律の制度を少しお話いたします。これは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律という法律」がございまして、この第17条の中に、補助事業に関して、町は補助金の交付決定の内容に違反した場合には、補助金の交付決定を取り消すことができるという、これは国になりますけれども、これに従いまして、第18条におきまして、補助金等の返還という項目がございまして、取り消しをした場合は、補助金を交付されているものについては期限を定めて返納していただくという制度がございまして。

ということは、まだ現在におきましては、うちは運動公園事業を進めておるといふ段階でございまして、違反はしてございませぬ。その前に、例えば町の方針といつて仮に中止した場合、これは決して違反しているわけではございませぬので、自主的に中止をして、これまでいただいた交付金を返納するという形になりますので、自主返納ということになりますので、先ほども申しましたとおり、法律には抵触しないということだと考えております。これも以前、国に御相談に行ったときに、国の担当の方からそういうお話も伺っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（横田貴次君）

あと、今年度進めている事業、今12月なんですけれども、それについては今ははっきりしないということで答弁をいただいたのですが、残すところ、年度末3月31日までというのがもう3カ月弱ですが、おおよその予想もやはりまだつかないということで、この後、最後の基金の質問をさせていただくのですが、この6億5,000万円を基本にしてお聞きしていいのかというところでございまして、まだ今現在では把握できないという理解でよろしいですか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

今年度事業につきましては、先月、工事を発注して進めております。確定しないと申し上げますのは、9月議会でお認めいただきましたけれども、令和2年度にわたって繰越し事業で造成工事を行います。したがって、発注は2億円以上の工事で発注しておりますけれども、まだ事業費は終わって見ないと確定しないというのと、それに対する交付金も一応内示をいただいておりますものを変更して進めておりますけれども、その額もまだ確定はしておりませぬので、今回、返還の金額をという御質問でしたので、確定していないものはお示しできないというものでございまして。

○9番（横田貴次君）

最後、2つ目に伺った質問、交付金・借入金をどのように返却していくのかと、そのときの原資となる基金について最後お伺いをしたいなと思ひます。

9月議会のときでもそうですけれども、財政調整基金を含む一般財源、また公共施設整備基金・減債基金等条例を改正するというのですが、条例改正のときは、議会の審議を経なければいけないと思ひます。私もこれは少し上辺しか勉強してないのですが、減債基金についてはこういった借入金を返還していくための目的の基金だということで、これではなくて、公共施設整備基金に対する条例変更の必要があるという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（夏目 勉君）

基金の取り崩しの御質問かと思ひますが、基金に関しましては、今、議員おっしゃられるように、幾つか基金がございまして。例えば今、公共施設整備基金に関する条例の中には、処分という第7条の項目で「基金は公共施設整備の財源に充てるときに限り、これを処分することができる」と記載がございまして。ほかの基金の条例もほぼ同じような内容で、例えば教育施設整備基金でしたら、教育施設整備の財源に充てるときに限り処分ができるという形になっておるものですから、今回その返還金に充てるという目的には当たらないということですから、

条例改正をお願いして、この基金を取り崩して充てていきたいというものでございます。

○9番（横田貴次君）

それでは、「など」と御答弁の中であつたので、明確には言えませんが、今この3つの基金の合計額というのが10億1,000万円ぐらいですね。今回、先ほどの答弁の中で、6億5,000万円を中止した場合に支払うとして、3億6,000万円弱残るといふような理解で、払えるのかなとは思つてのですが、この3つの基金を取り崩して、残りが3億6,000万円弱という、我々でいう運転資金でしょうけれども、そのような額で、果たして今から美浜町がやっつけられるのかどうかというのが、私一番気になっておるところでございます。

例えば、平成29年度の資料ですけれども、財政調整基金を見ますと、平成29年度では美浜町、我が町は9億円弱持っていました。これは愛知県の資料ですけれども、近隣の、例えばお隣の南知多町で申し上げますと16億7,800万円あるんです。これは人口、我が町は2万人を超える町民で、町人口に関して見ても、ほぼ倍とは言いませんが、ほかの市町村もたくさん持ってみるんだなと思います。

私も商売をやっておりますので、やはりこれが一つの信用かなと思つております。資産価値の少ない会社には借入金もなかなか出さないよというのが銀行の金融機関であると同時に、やはりこれがはたから見るときに、美浜町の信用度にかかわるといふところで、一気に3つの基金を崩して3億円弱の基金運営の中で、美浜町の町財政が今後成り立っていくのかなと、率直な疑問があるのですけれども、このことに関してはどういう認識でおられますか、お聞かせください。

○総務課長（夏目 勉君）

横田議員がおっしゃられるとおり、財政調整基金を含めた基金を取り崩すことで、あくまで数字上では返済は可能でございます。ただ、仮にこれを返済したときにどうなっていくかといふところですが、今財政調整基金ですとか公共施設整備基金、減債基金の合計が、議員おっしゃられるように、数字上では約3億6,000万円ぐらいの残高になるということですが、仮にそうなった場合、財政運営上におきましては極めて深刻な状態になると言わざるを得ないと考えております。

毎年、少なくとも3億円程度の財政調整基金を繰り入れて当初予算を組んでおります。ですので、3億6,000万円の残高では年度途中の補正予算ですとかも非常に組むのが難しいといふような状況になります。また加えまして、台風等の突発的な災害等々の対応も非常に難しくなりますので、安定的な行政運営を行うためには、3基金合わせて最低でも10億円程度は確保しておく必要があると思つております。

また、先ほど南知多町等の他町の例もおっしゃられましたけれども、基金の目安といふのは一概には申し上げられないのですが、県内の14の町、市は除いて14町でございます。そちらの財政調整基金の平均残高が、平成29年度ベースですけれども、決算数値で約17億7,000万円でございます。ですので、今、本町はその町平均の約半分程度の基金しかないといふ状況でございます。

○9番（横田貴次君）

大変ショックな状況であります。そうですね、今回の議会にも補正で、さきの水害の件で補正が組まれておまして、やはり突発的なものと、それから我々は来年のことだけやればよいといふわけではなくて、この先、5年先、10年先、美浜町が健全に走っていけるのかといふところも視野に入れて、やはり議員活動をせねばならないと思つております。

質問したくはなかつたのですが、町民の皆様には大丈夫だよ、大丈夫だよといひながら財政破綻を迎えたのは夕張であつたと、私も1期目の一般質問の中で例に挙げて申し上げたこともありますけれども、やはり正しい情報を今回、チャレンジMIHAMAとしてもチラシの中でお伝えをしてきました。その中には、「おまえらおどし

をしておるのか、おどすのではないよ。」というようなことも言われてきましたが、恥ずかしいかな、今の状況ですと、やはり大変危険な状態に今美浜町は陥っていると私も認識しておりますので、今回の住民投票を御提案申し上げた中にもありましたが、やはり今の現状を町民の皆様にも正しく理解していただいて、この事業を進めるべきか、やめるべきかということは判断を仰ぎたいと改めて感じました。

このような財政の状況の中で、率直に聞きますけれども、従来どおりの住民サービス、令和2年度の予算計画におきまして実施していただけるものなのか、そしてまた2年、3年後、美浜町が従来どおり歩いていけるのかというのは改めてお伺いしたいと思います、どのような感触でおられますか。

#### ○総務課長（夏目 勉君）

仮に返済をしなければならないという事態が生じた場合でございますが、これまでどおりの財政運営を保つことは極めて困難であると言わざるを得ないと考えております。職員の給与カット等による人件費の削減はもちろんでございますが、住民サービスに関しましても、法的にやらざるを得ない事業を除いた町単独のサービス事業の見直しですとか、廃止等でできる限り歳出の削減は図ってまいりますけれども、一方で町税等の歳入の増の見込みも、今この状況ではなかなか見込みづらい現状ですから、今後の予算編成をしていくことも難しい状況になるのかなと考えております。

しかしながら、町としましては鋭意努力しまして、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○9番（横田貴次君）

やはり私も子供もまだいますし、この美浜で暮らしていくために、お年寄りも子供たちもやはりここにこしながら安心して暮らせる生活がしたいと望んでおります。チャレンジMIHAMAもいろいろところで、今回の運動公園の事業について説明をさせていただく中で、やはり今回の町長選挙の結果というものは真摯に受けとめておりますし、町民の皆様のお判断というのもしっかりと受けとめをさせていただいております。

このような状況の中で、齋藤町長に最後お伺いしたいと思うのですが、町長もやはり御自分の公約を掲げて町長になったということもありますけれども、いま一度、今の現況を見て、美浜町の状況が今こうだということであるならば、やはりもう一度立ち返って、この事業は推進したほうがリスクが少ないのであれば事業計画、また事業規模を縮小してでもこの事業を継続したほうが、まだ美浜町は生き残れる価値があるなど私は思っております。そして、にぎわいが出るということは、やはり美浜町の税収がふえる見込みも持てる、他所から多くの人に来ていただけるのであれば、まだまだその方向で町民一体となって、いろいろな取り組みをして、この美浜町に活気を取り戻していくというような活動もできると私は信じております。もう一度お考え直しをいただいて、何とかみんなで一丸となって、この危機を乗り越えていきたいと私どもも思っておりますが、齋藤町長、いかがでしょうか。

#### ○町長（齋藤宏一君）

横田議員のおっしゃることもごもっともであります。私も何回も皆さんに御説明しているように、29年の3月、（前町長）神谷君から今回の町の運動公園の推進に当たって、ちょっとよそから情報を得て、今までの私の経験上、「これは大変だよ。こんなことやったら大変だから、しっかり考えた上で、しかも維持管理費が後から大変かかる。この問題も解決しながらよく考えてやれ。」とお邪魔してきました。

ところが、早かったですよね、この進行は。今いろいろと職員に今までの経過、この6カ月全部見せていただきながらチェックし、これは大変だ。職員も一生懸命やってくれた。しかし、みんな問題を抱えたまま、前へ進んできて29年には決定でしょう。どこで決定したかわかりませんが、これも。これは議会が承認しなければできな

いはずですから。でも、どんどんと買収に入っていたと。

だから、余りにもちょっとこれは、町民が今回の選挙であらわしたように、とめたほうがいいのだ、美浜町のために大変じゃん、これはという声がわずかですけれども多かったです。こうやって私も6カ月させていただきながら、もう美浜町の財政は私のところよりはるかに悪い。国も悪い、借金漬けでしょう。

これを何とか、やはり町をよくすることが第一じゃないでしょうかね。それは何でしょうか、産業の振興ですよ。御存じのように、産業といったら農業と漁業と、これが主体のまちです。企業がない、何とか企業を呼び込めないかと即私も、いろいろと声が出てきました。それは高地へ、高いところへ企業は出たい。今までの海岸沿いじゃないんです。これは愛知県も非常に多い、そういう要望が。これはいけるぞというのは今の段階。だからとにかく産業を活性化し、美浜町の観光業もそうです。300万人来ている、美浜へ。この人たちが方々へ泊まって、楽しんでもらえるようなまちおこしを全体的に考えるほうが主じゃないのかなということをいろいろと今、前へ行くも地獄、やめるも地獄だといってよその人に言われます。まさに今その状態を私もかみしめている。

どうするか、これ。それでチャレンジの皆さんが住民投票を提案してくれた。住民に決めていただいて、もう一回やるしかねえのかな、そんなことも今は思っておりますけれども、やはり議会の皆さんと私たち、執行部とよく検討しながら、一番正しい道を考えていくことが一番大事、それしかないですよ。それでもいかなんたら、住民投票でこれはやってもらえないのかな。それに従った判断で私たちはやらざるを得ない。やめるも進むもというのが今の追い詰められた、立場の答弁しかできません。

ですから、何とか議員の皆様と一致協力してまちおこしができる。町民が本当に喜んでくれる、ここへ若者が住みたいと言ってもらえるようなまちおこしを今からやらなきゃ。これが私は今、美浜町の12年間、自分の家庭で農業をやりながら、あるいは健康づくりをやりながら町を眺めてきて、立たせていただいたというか、立たざるを得なかった理由です。ぜひその辺を御理解いただいて、何とか一緒に。まだ、これからはあなた方の足で、私はもう80ですから、とにかく今私に与えられたことだけ力いっぱいやります。あとは皆さんたちが若者とこの町をよくしていかなきゃ、将来を眺めながら、こんないいところはありません。こんな美浜がいい。これは確実によくなります、この町は。そんな思いで今おりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔9番 横田貴次君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

次に、1番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔1番 山本辰見君 登席〕

○1番（山本辰見君）

おはようございます。日本共産党議員団の山本辰見です。実は、11月に議会党派の変更というか構成が変更になりまして、1番の議席になりました。爽やかな気持ちで質問に入らせていただきたいと思います。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました質問通告書に基づいて、順次質問をいたします。当局の皆さんには、明快な答弁を求めるものであります。

1点目は、美浜町野間学区合同防災訓練と今後の防災・減災体制についてであります。

1点目は、総合防災訓練を行いました。今後の課題についてどう考えているのか。

11月4日に野間学区で実施されました総合防災訓練に対して、トータル的にどのような評価をして、今後にかしたい課題はどのようなものがありましたでしょうか。

2点目は、避難所の運営についてであります。

今回は事前に計画された訓練でありましたけれども、実際に災害が発生した場合を想定したときに、消防署、警察、自衛隊と、いわゆる関係機関が到着する前の、その前の段階での避難所の運営訓練が必要ではないかと、本当に痛切に感じました。参加した人からは、受け付け場所が非常にわかりにくかったとか、ボランティアの取り組みもありましたけれども、そこに参加している人、運営する方たちも何か右往左往していたのではないかと、こういう意見が寄せられました。全体を通して、指揮系統などはどのような対応が求められるのでしょうか。

また、避難する場合の実態、いわゆる実際に災害が起きたときには、事前に準備された訓練と違って、例えば一定の荷物を持って出かけなければならない場合は、車で避難するケースも多いのではないかと思います。私は野間学区でしたけれども、野間中学校であれば多少校庭の広さがあります。しかし、今回避難訓練場所とした野間小学校では本当に駐車するスペース等はありません。どのような改善策がとられるのでしょうか。

3点目は、実際の避難所運営についてであります。

今回は、受け付け等の一定の避難所としての設備はありましたけれども、車両とか防災関連の機材の展示、それを見て回るとか体験するとかというのが中心で、例えば体育館の中での室内での間仕切りの準備とか、段ボールベッドの設置をする訓練、こういう訓練を地元の自主防災会の関係者と一緒になって、具体的に避難所としての運営訓練が少なかったように思います。そして、避難所運営マニュアルなども活用した、その訓練が必要ではないのでしょうか。また、実際には、この避難の場合は、多くが区議員の方や自主防災会となっておりますけれども、区議員や民生委員さんの方々にお世話になると思いますけれども、そのような皆さんに対してどのような育成指導、支援をしているのでしょうか。

4点目は、避難行動要支援者対策についてであります。

この課題は、これまでも繰り返し議会でも他の議員からも指摘がありましたけれども、関係者名簿の作成管理について、全体としてはいいですけれども、対象と思われる人数をどう判断しているのか、そして実際に登録されている人数はどのくらいで、現状ではどのくらいの差があるのかお尋ねします。そして、当然亡くなった方、新しく対象になる方もいると思いますけれども、毎年の名簿の更新はどのように実施されているのか。

この課題について、実はこの野間学区の訓練が終わった後に、一部の民生委員さんから、実はむしろ名簿に載っている方よりも、載っていないで届けていない人の誘導に気を使わなければならないと率直な意見が出されております。町で管理しているこの名簿が今回の訓練ではどのように利用されて、野間学区だけではなくてそのほかの5つの学区についても、自主防災組織にどう資料を提供してそれを集約したのか、その実情をどのようにつかんでいるのかお尋ねします。

5点目は、福祉避難所についてであります。

災害弱者の中でも、とりわけ障害者の方、あるいは寝たきりの方、あるいは妊産婦さんなど、一般の避難所では過ごすことが非常に困難な方々に対して、いわゆる福祉避難所の考えがあると思いますけれども、どのように町のほうでは準備されているのでしょうか。

2点目の大きな質問でございます。

陸上競技場を含む運動公園整備事業について、住民投票条例が臨時議会で可決されましたけれども、実はその段階でもまだ美浜町の最終決断が示されておられません。住民投票条例は45億円かかる事業をこのまま進めていいか、やめるべきか、そのどちらかに丸をなさいという形ですから、このままでは、いわゆるやめた場合の町としてのこういう考えというのは示されておられませんので、町民の皆さんは判断しかねるのではないかと懸念しております。

私たちからも、ほかの会派からも、議会で何度か指摘をして方向を示していただきたい、こういう旨を申し入れてきましたけれども、どの時点でそれを示されるのか明らかにして、ぜひきょうの議会の答弁の中で示させていただけるとありがたいと思います。そしてこの課題について、住民投票を行うに当たって各地域での説明会を予定しているようではございますけれども、その説明会の段取り、あるいは関係する資料についてどのように準備しているのか、お尋ねいたします。

壇上からの質問は以上で終わらせていただきます。補足はまた席のほうでよろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町野間学区合同防災訓練と今後の防災・減災体制についての御質問の1点目、総合防災訓練の今後の課題についてでございますが、防災訓練当日は野間学区の方が約530名御参加をいただき、とても充実した訓練ができたと思っております。

訓練に参加した人からいただいたアンケート結果では、「役に立った」と回答をいただいた方が約98%ございました。「災害時にどのような行動をとればよいか理解できた」とか、あるいは「訓練の大切さを実感した」など、防災意識の向上を図ることができたかと思っております。大きなトラブルや事故等もなく、総合的には評価できる訓練だったと考えております。

今後に生かしたい課題としましては、今までも進めておりますが、第一に自分の命は自分で守る、これが一番基本でございますので、この基本の中に自助・共助・公助、この連携をしっかりと確立し、地域住民の防災・減災意識の向上につながる訓練を検討していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目です。

避難所運営についてでございますが、これも参加者からいただいた御意見を来年度の合同防災訓練に反映をさせていきたいと考えております。全体を通しての指揮系統については、調整会議を3回、職員向けの説明会を2回開催し、それぞれの役割を確認しておりましたが、うまくこれが機能していなかったことを考えると、今後はそれぞれのブース責任者を中心に情報を共有してもらって人の流れを確認するなど、スムーズな対応ができるよう努めていけたらと思っております。

また、車を使って避難される方の駐車スペースについてですが、今回のような合同防災訓練は、多くの訓練実地項目や体験・展示等のためにグラウンドも使用しましたが、本来グラウンドは、これは駐車場として利用できます。受け付けや避難施設、こうした学校の体育館や教室の使用をふだんはしますので、今回は訓練だから、ふだんでは駐車場にはそういう人はおりませんということで御理解いただきたいと思っております。

次に、御質問の3点目、実際の現地避難所運営についてでございますが、合同防災訓練に参加しました野間学区と河和学区以外の職員は、訓練当日、現地災害対策本部を設置しまして、参集、集まる訓練、それから建物の応急危険度の判定、安否の確認をする訓練及び仮想の避難者対応・受け付け、それからエリアの指定等の避難所運営ゲームを実施させていただきました。今年度は実施しておりませんが、昨年度は防災資機材の点検及び簡易トイレや段ボールでの間仕切りの組み立てを実施しております。今後は自主防災会の関係者にも声をおかけし、避難所運営マニュアルを活用した避難所運営を検討していきたいと考えております。

また、自主防災会の関係者への育成指導や支援につきましては、毎年防災リーダー講習会として減災カレッジ

を開催しております。今年度も日本福祉大学と美浜町社会福祉協議会と連携し、講師をお招きし、講義やワークショップ、シミュレーション訓練などが実施をされております。平成24年度から始め昨年度までに合計で417名の方が受講され、巨大地震などの大規模災害時に必要な知識や活動技術の習得を行い、防災力の向上を図っております。

次に、御質問の4点目、避難行動要支援者対策についてでございますが、対象者と思われる方は、令和元年11月1日現在で、町内に1,939人ございます。このうち美浜町避難行動要支援者登録された方は、743人でございます。率にしますと38.3%になります。

申請書兼登録台帳の更新につきましては、毎年7月ごろに写しを自主防災会へ送らせていただき、その後は随時加除を行っております。

今回の合同防災訓練では、避難行動要支援の方の安否確認訓練は、これは実施しておりませんが、来年度以降に現地災害対策本部を設置した中で、自主防災会との連携を図って、避難行動要支援の方を含めた安否確認訓練を実施していきたいと考えております。

次に、御質問の5点目、福祉避難所についてでございますが、初めに福祉避難所について説明をさせていただきます。

福祉避難所ということは、一般避難所では避難生活が困難な高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に援護が必要な人たちに配慮をした避難施設と定義されております。現在、美浜町においては、災害時における福祉施設に関する協定書を締結している施設は、知多厚生病院やセルフ・アゼーリアを初め7カ所がございます。

また、今回の合同防災訓練では、福祉避難所についての開設はしておりません。ただし10月19日に実施をしました知多厚生病院との地域災害拠点病院災害連携訓練におきまして、福祉避難所を開設し、福祉課が中心となって避難行動要支援者1名を受け入れ先である知多厚生病院へ搬送して訓練を行いました。

次に、陸上競技場を含む運動公園整備事業についての御質問の1点目、町の最終決断は、どの時点で方向を示すのかについてでございます。

この点につきましては、一日も早く当然決めていただきたい、それは申すまでもございません。議員の全員協議会で御説明させていただきましたように、3つ方法をずっと考えておりました。ということは、やめるも地獄、前へ進むのも地獄だということをおある県会議員の方もおっしゃいました。まさになってみて、おっしゃるとおりです。

私が公約としてここへ立たせていただいているのは、運動公園中止、これが公約でした。じゃ、公約のとおりには中止できるのか、ここまで来たやつを。もうさんざん皆さんに協議していただいている、ここで中止したら御存じのように、6億円を超す償還をやらなきゃいけない。それをやったら行政は、先ほど答弁したとおり、とても財政やってはいけません。じゃ、とめることはできないんじゃない。

ただし、1つ私はあった、とめられる方法。それは、私はずっと以前から公約の中にも書かせていただいた。町が土地を全部お買い上げいただいて、町有地です、今は。だから公約にも言ったように、奥田地区は今まで難しかった。区画整理でやろうと思っても、なかなかまとまらずにここまで来たんですね。今ならやれると思ったから、町営の区画整理をやれば、奥田駅前のにぎわいの拠点、これができるだろうという思いで、ああいう公約を出しました。ところがなってみたら、私もそこまでは勉強していなかった。市街化区域につながっていない、しかも20ヘクタール以下、8.7ヘクタールでしょう。今8.3ヘクタールだと言っていますよね、グラウンドの面積は。これでは区画整理はできませんということをお初めて知った。それじゃ断念せざるを得ない。

職員から聞いた。しばらくしたら、こういう方法がありますと職員が教えてくれた。それは駅の近く、これは

奥田の特性です。駅の近くなら20ヘクタール以下の民間の区画整理はやれますということを知った。それはありがたい。ところが、今の美浜町の土地の単価、地価は安いでしょう。昔は20万円、30万円でした。10万円ちょっとでしょう。これでは区画整理工事をやってもプラスにならない、赤字になっちゃう、その値段で売らなかつたら。これは区画整理をやってくれる人がない。困ったな、それが一つの大きな悩みです。

ところが、私もいろいろなおかげと80年の人脈、今まで非常にお世話になった友達、中に大手ハウスメーカーの社長が「齋藤君、そういうことなら、俺、おまえのためなら協力するよ。町が返還する8億円、それでどうだ、買ってやるわ。」という話がございます。でも、これも実は検討を今までずっとやってきた、内部で。その話で契約しようと思うと、全部今のことを解決しなきゃいけない。今やってきたこと、国土交通省、県に払わなければいけない。それは立てかえていただかなければならない。土地を売ってもらって、大手メーカーがハウスであそこをにぎわいの拠点につくり直すよと言ってくれれば、金は町へ入っちゃいますから、町は借金ゼロになります。

ところが、そこの手続をやるのに職員に7年かかるよと言われた、手続を。7年かかってやっていたでは、本町はその間の財政やっていけないでしょう。そこが今の一番悩み、どうするの。これからももう少し、そんな7年かかるわけないだろうと私言っているんです。今回の運動公園だって何年だ、2年だぞ、実際に検討を始めて。都市計画決定まで進めてやれるじゃないかと。何とかならないかというのを、さらに検討を、これをやらなきゃいけないかもしれない。それが一つ。

じゃ、もう一つの2つ目、スペックダウン。これは国土交通省も、国もアイデアをちょっとは話をしてくれました、スペックダウンの。今持っている施設を金のかからんような形でもやりますよということです。今は3種です。第2種、第3種、これは先ほど横田議員の御質問にあったように、5年ごとに審査を受けなきゃいけない、それにお金がかかる。今回、知多市は1億2,000万円だそうです、ことしは。今までは8,000万円あるいは1億円というようなお話を聞いていました。ことしは1億2,000万円だから、えらいこっちゃといって市長も言っています。でも、いいです、あそこは。うちとは全く財政が違う。半田市もそうです、問題にしていらないですよ。うちは2万人を切るということで、まだ今からやらなきゃいけないこと幾らでもある。学校問題はどうするんですかと、今、教育委員会から、このまま置いてあつたら8校あるんですよ、うちは、どうするの。何とか早く1つのところにまとめて、一貫校でもやってやらないと、ここへ住んでくれないようになる。子供が半分になっていっちゃうという一つの大きな問題がある。これをやるためには、じゃ財政はどうだ。それも私も一番胸の痛いところです。やってあげたい、令和7年までには何とかめどをつけたいよと言っても、財政やれますか、そんなの。銭ありませんよ。これが実情でしょう。

今の美浜町のそういう問題を抱えた中でやるのか、スペックダウンをするのか。もう一つは、大学。このまま進めて、大学さんがどれだけ活用し、どれだけ維持管理費も見ただけですか。これを折衝させました、ずっと。でも、もともとこれは美浜町が始めたことです。大学は喜んで協力させていただきます。大会はやります。言うことは言うけれども、じゃ、どれだけを持っていたいただけますか。これは平行線。当然ですよ。だから、大学と美浜町が共生して、今からよくしたいと、これは当然あります。もう初めから私たちはそういうつもりで大学の先生方と学長とつき合ってきた。大学を責めるわけにはいかない。

そんなところで、今3つから一番いい方法を本当に選んでもらいたい、やれることを。それを議会でも御協力いただいて、議会の中でしっかり審議していただいて決めていただくことが一番大事じゃないですか、町民の代表ですから。よう決めないときには住民投票で、これが一つの最後の手段かもしれません。今度はそれに従うしかありませんからというのが今の思いですので、その辺をお互いにお話し合いができれば私はいいと思って、先

回も議長、副議長さんとも相談しております、腹を割ってという形で、これからも御協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

[発言する者あり]

○町長（齋藤宏一君）

説明会のメーン、原稿がありました。資料の全戸配布、広報みはま、ホームページでの掲載のほか、各地区での説明会を開催していく予定のところでもあります。また、周知方法としましては、回覧板及び広報みはま1月号でお知らせしたいと今手配だけはさせていただいておりますので、よろしくお願いします。また、説明会の中で、当然運動公園整備事業の概要や事業の継続に至った経緯等の情報を説明させていただいて、町民にしっかり御判断いただけるような形に持っていきたいと思っています。

[降壇]

○議長（大岩靖君）

再質問はありますか。

○1番（山本辰見君）

それでは、少し補充の質問をさせてください。

いわゆる避難所運営、今回の訓練については、避難所運営よりも総合防災訓練が中心ということで説明がありました。このことについては、私はあれこれ批判するつもりはありません。しかし、先ほど壇上でも申し上げました、実際に重大な災害が起きた、あるいは長期の避難が必要な場合には、地域の皆さんが本当に避難されてきたときに、地元の対策本部、基本は町の職員が責任を持って運営をするということですが、役場の職員さんだけでは当然こなし切ることはできません。地元の関係者といいますか、先ほど紹介したような私のところでいくと、区会の役員さんが自主防災会もそのまま担当してもらっていますので、その方々と活動を一体にして取り組むことが必要だと思います。

そういう意味では、本当に一般的なことしのような大型のいわゆる防災訓練という形ではなくて、それはそれで必要でしょうけれども、そうじゃなくて、避難所の運営訓練について大事ではないかと思っておりますけれども、今後の取り組みについて、どんな今見解をお持ちでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

今回、野間学区では町と野間学区の合同防災訓練を実施させていただいております。また、河和と野間学区以外のところでは、先ほどの答弁の中にもありましたように、現地災害対策本部を設置しまして、それぞれ受付・安否等の訓練をさせていただきました。今年度の訓練におきましては、美浜町自主防災組織連絡協議会にも声をさせていただきまして、実は奥田中区と奥田北区の方に現地災害対策本部に御参加をいただいております。

今後につきましては、できるだけ自主防災会の方々と連携を図りながら、議員の言われますように、地元の方と現地災害対策本部の会員が中心となりまして、それぞれ安否確認・受付、それと間仕切り等の設置訓練、こういったものを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

実は、私はこの質問を整理するに当たり、いろいろホームページ等で調べましたけれども、内閣府でもいわゆる全体の訓練もさることながら、避難所運営は本当に練習・訓練を続けないと、1回きりではもちろんいけません、繰り返しやりなさい。とりわけ東北の大震災があった後に、そういう訓練を繰り返しやっておったところの人たちが、大変だったけれども、災害は大きかったけれども、いわゆる死亡者がいなかったとかという形がとれておったと思うのです。

実は、私の手元にあるのが、日付はちょっと古いです。25年の3月ですから5年ぐらい前になりますけれども、内閣府が資料として出した地域主役の避難所開設・運営訓練というのがありましたけれども、役場ではこういうのを資料として持って、あるいは調べたことはありますか。

○防災課長（小島康資君）

そちらのほうの資料は、以前防災課には届いてはいると思うのですがけれども、ちょっと何分にも私のほうでは見たことがありません。申しわけないです。

○1番（山本辰見君）

あえて中身を細かくは紹介しませんけれども、いわゆる南海トラフにかかわるところの地域、場所としては、愛知県では田原市の伊良湖、もう一つは三重県の尾鷲、ここはひょっとしたら津波が30メートルにもなるんじゃないかと心配されているところ、それから静岡県の富士市富士南地区でございます。いわゆる海岸、美浜町と少し場所は違うとしても、海岸ばたのところの避難所の運営訓練。具体的には先ほど少し答弁ありました、実際に避難する部屋で間仕切りだとか仮設トイレとか、そういうのを本当にやらなければいけないよと。やってみた場合の反省点も含めて、多分内閣府からも指導者が入って、実際に入ったところの写真も撮って、これを全国に普及しようということをやっているわけです。

先ほど、奥田だけことしの訓練では現地の方々にも対策本部に参集してもらったということですがけれども、ほかのところは結局職員さんだけで、ちょっと失礼な言い方していかんですがけれども、職員さんだけの対策本部ですよね。その中身と奥田の場合は、それとは違ってどういう成果が得られたのか、ちょっと教えてください。

○防災課長（小島康資君）

今回、自主防災連絡協議会の中で声かけをさせていただきまして、実は今年度に関しましては、各地区ごとで防災訓練の日程がもう既に決まっておりました。そういった中で、防災組織からの要望としては、逆に、区の防災組織がやる防災訓練に職員の方が参加をしていただけないかというような要望がありました。そういったことを受けまして、来年度におきましては、それぞれの各地区がやる自主防災会の防災訓練と、あと町が予定をしております現地災害対策本部を設置する防災訓練、こちらをどのような形でお互いに歩み寄りができるかと、日程調整をやっていないといけないのかなと思っております。

また今回、奥田の方が参加していただいた中で、とてもよかったという点に関しましては、なかなか職員が地元に住んでいる職員ばかりではなくて、それぞれ職員を6学区にいざというときに配置をさせていただいております。そういった中で、町外から来る職員、また地元以外で現地災害対策本部に行かないといけない職員等が見えます。そういった中で地元の地域自体がわからない、地名等もわからない職員等も出てきておりますので、そういった中で、自主防災会組織の方と一緒に地元の方と一緒に2人1組でそれぞれ地区を回ることによって、この家はひとり住まいだよ、この家は子供がいるから大丈夫だよというようなことで、本来1時間かかる安否確認が、これが20分から30分、半分近く時間の短縮ができたということで、そういったことを含めて、今後は自主防災組織の人と現地災害対策本部の職員が1つのグループとなりまして、そういった安否確認を含めた中で、それぞれ地元を知っている方の意見を聞きながら、現地災害対策本部の訓練を実施していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○1番（山本辰見君）

余り時間がないので、このことだけではお聞きできませんけれども、避難訓練に対して先ほど間仕切りのことあったんですけれども、段ボールベッドのことは触れなかったんですが、毛布、それから間仕切り、多分ひょっとしたらないのかなと思うんですが段ボールベッド、これはトータルでどの程度用意しているものでしょ

うか。それからもう一点、最後のほうに聞きました、福祉避難所7カ所と言いましたけれども、合計で何人の方が避難できる、受け入れられる体制になっているのでしょうか。

#### ○防災課長（小島康資君）

段ボールの間仕切りに関しましては、今現在、美浜町で持っている資機材としまして、高さ1メートルの紙ダンボール間仕切り5枚と紙ダンボール畳の大きさと小でセットにしたものがトータルで106セットあります。先ほど議員が言われました段ボールベッドというのは、美浜町では持ってはいませんのでよろしくをお願いします。

保管場所としましては、それぞれ美浜町少年自然の家を除く各自主防災倉庫の中で保管をさせていただいております。

先ほどの福祉避難所のことに関しましては、実は福祉避難所に関しましては、相手方7カ所、うちで協定書を締結しております。こちらのほうは知多厚生病院、セルプ・アゼーリア、つつじの家、チャレンジド、クオーレ河和台、ケアホーム花水木、サンライズ椰子の実の7施設になりますが、ただ、こちらは先ほど厚生病院との訓練ということでお話しさせていただいたように、まず一般の方の受け入れが最優先でされます。その中で、こちらから要支援者が受け入れが可能かどうかという連絡を入れまして、相手方が受け入れが可能かどうかという判断をした後に、こちらの本部に回答をいただくということになりますので、受け入れの人数に関しましては、相手方の施設がどれだけ余裕があるかということを含めて、当日というか、災害のときにならないとちょっとわかりづらいというのがありますので、よろしくをお願いします。

#### ○1番（山本辰見君）

避難訓練のことについてはこれで終わりますけれども、実は、野間学区はことしが6学区の最後だと思うのです。来年からまた違うと思いますから、ぜひ今の避難所の運営から資材の準備も含めて、具体的にやっぱり避難所としての訓練を組み入れた形で準備していただきたいなど、あえて答弁は要りませんので。

それから、2つ目の運動公園のことに関してですけれども、先ほど町長からは3つの考え方があると言われ、これは10月に町から国土交通省と県、県は来たのかもしれませんが、話し合いの中で、それを受けた上で町長としての方針という形で出されたのが、先ほど説明のあった1つは区画整理をしてでも住宅開発をしたいと、もう一つはスペックダウンというのが考えられると、そのときは具体的な話はありませんでした。それからもう一つは、45億円の陸上競技場をつくるにしても、運営で大学等から支援していただけないか、こういう3つの方法が考えられると言いました。

今、この時点では、11月の臨時議会で条例改正があって、住民投票条例ができて3日の日に、1月いっぱいまで延ばすということの提案がありましたから、これは10日の日に採決した後に、最終的に決まるわけです。そこで判断をすることに対しての町からの指示がなければ、住民は本当に判断しようがないと思うのです。

そういう意味では、いつ表明するんですかというのは、先ほどの町長の答弁で私が理解しかねるのは、3つあると、投票条例は2つよりないんです。やるか、やらないか。私がぜひ指摘したいのは、先ほど町長が選挙公約のことも含めて、るる説明しましたけれども、やらない方向についてどういう形でそれを示すのかというのは、それを示さんことにはまずいというか、正しい住民投票にならないと思いますから。私は大事なことは、先ほど町長も言われた町長選挙で示された民意を、これを酌み取っての判断でなければならないと思います。私たちは実は住民投票そのものも、批判して反対をしましたけれども、いわゆる結果的には住民投票条例が通りましたので、それに向けて町から具体的な対応策を決定して、それを町民に説明するべきだと。先ほどの説明では、議会で決めて、それをやれば住民投票をやらなくても済むような言い方もされたので、ちょっとそこは違うんじゃないかなと思います。

再度確認しますけれども、スペックダウンというのは、第3種の公認の陸上競技場を取りやめる方法も含めて、いわゆる縮小というか、そういう代替案も含めて示すべきだと思いますけれども、どのように考えておりますでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

山本議員のおっしゃることと私も似たことなんですけれども、3つの判定を本当はやっていただくと一番よかったかなと、3通りのね。でも、今回はやるか、やらないかでしょう。だから、できれば議会の皆さん方とよく審議し、一番いい方法が投票じゃなくてできれば一番いいのかなという思いであります。そういうことです。

○1番（山本辰見君）

今、そういう段階ではないんじゃないかなと率直に思います。ほかの今回の9人の質問の中でも5人ぐらいが、この運動公園についてどうするんだと、どういう格好でやるんだということを質問しますから、きょう、あすの一般質問の中で何か示されるのかなと思って期待しているところですけども、本音を言うと、議会が終わってから記者会見なり新聞発表してでも、今度はこうするんだと。それに基づいて、議会が終わった後に、12月後半から1月にかけて、それについて説明していくんだというふうになるんじゃないかなと思っていただけです。

実は、先ほどもありました、私たち、先ほど10月29日だったかに行われた議員に対する説明の後でも、2回ほど町長と面談して申し入れしてきました。本当に方向を示さないことには判断しようがない、議員も判断しようがないし、それから町民の方、あるいは職員の方々も、本当に予算編成に入っているので動きがとれない状況ですから。

それと、もう一点指摘したいのは、先ほど町長が3つの方法があって、1つ目のいわゆる区画整理、住宅開発のこと、まだこだわっておりましたけれども、町長も言われました、一定の大手のハウスメーカーの方がやってもいいようなニュアンスを言ったのですけれども、この美浜町、あるいは武豊、美浜、南知多、南部のほうで、大型の住宅開発をして売れるという販売見通しは、率直に私は持てません。これは私というよりも多くの方、町民の方、あるいは南知多の方、武豊の方がいろいろ話をしますと、今さらもう難しいぜというのが率直な意見。

それからもう一つ、先ほど町長から図らずも言われました、財政面での裏づけも、いわゆる中止した場合のリスクのことです。それから事業の期間7年ということも言われました。そういうことも含めて、今の陸上競技場の認定を全部取り消して、新たに先ほどお話が出た、本来、住宅開発は50ヘクタールなきゃいけないというのですけれども、駅前だから20ヘクタールでいいということがあったにしても、それらも含めた取り消しをして、新たに申請して県の許可をもらってということですから、先ほどの7年がかかり過ぎるというのがあったにしても、相当時間がかかるわけですから、困難があると率直に思います。

それを率直にそこは難しいという判断をしながらやるのか、やらないかについてのやらないほうの方向について、私は示すべきだと。率直に私たちからは提案できませんけれども、リスクについてもやっぱり私たちも7月以降、国と県と説明を受け、それから先ほどの横田議員への答弁でもあった、このぐらいかかるというのがもう見えてきているわけですから。しかも、一定の工事が地盤改良を含めて工事が進んだ中で現段階での選択肢として、それを示していただきたいと思いますけれども、いかがですか。最後になると思いますので、よろしくお願ひします。

○町長（齋藤宏一君）

山本議員のおっしゃるとおり、私もそんな思いを持ちながら今ここで答弁させていただいておりますけれども、だから区画整理、要は宅地開発ができなかった場合は、これは中止はできないということですよ、はっきり言って。そうすると、じゃスペックダウンで何とか、あそこを経費的にこれからまた維持管理をされるような形の

ものを進めていこうかということの論議になるんじゃないのかと私は思っています。だから、その辺を私は先ほどこから、議会とお話ができるといいねと言っているわけです。

やめて、区画整理といったってやれないんですよ、今の財政上。私が答えているように、非常にこれは難しい。ということは、やれないということでしょう。それなら、じゃどういうふうに進めるかということ、これは議会の皆さんの御了解を得ながら、執行部ともどもこれからのまちを考えてやっていったらいいんじゃないですか。そういうことだと御理解いただけるとありがたい。

#### ○1番（山本辰見君）

最後です。今、最後に言われたとおり、それを議会で決めていただきたいというよりも、今あずかっているのは町長のほうです。決断できるのは町長だけです。担当の部長、課長のほうでこういう方法がある、ああいう方法がある、多分これまでいろいろ、るる説明してきたと思います。その上で最終決断は町長がして、それを職員あるいは議会に示して、それから住民にこういう方法があるということを示して、その上で、町長も住民投票そのものを否定している立場ではないと私たちは受けとめています、感覚として。ですから、それに当たって、町長の最終決断を今、図らずも少し言ったように思うのですけれども、最後もう一回、そのことをどういう形で表明するのか、お願いしたいと思います。

〔終了合図のブザーが鳴る〕

#### ○議長（大岩 靖君）

町長、簡明にお願いします。

#### ○町長（齋藤宏一君）

何回も私も言いますがけれども、折衷案でやれるような一番最低限のことをやれたらいいというのが、もう今の段階では、予算的に見ても、やるなら経費、維持管理のかからない進め方、とめるわけには今度はいかない。今のままでいったら、これももっと大変。その辺を私たちが提案しても、議会で否決されたら通りませんから。だから議員の方々との協議の中で、本当にいい案を模索したいねと言っているのが今です。

#### ○議長（大岩 靖君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員、自席に戻ってください。

〔1番 山本辰見君 降席〕

#### ○議長（大岩 靖君）

ここで、休憩したいと思います。再開を11時10分とします。

〔午前10時48分 休憩〕

〔午前11時10分 再開〕

#### ○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔2番 鈴木美代子君 登席〕

#### ○2番（鈴木美代子君）

2番 鈴木美代子です。よろしく申し上げます。

あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、町当局の具体的で明快なる答弁を求めるものであります。

質問の第1は、国民健康保険制度の改善についてであります。

その1、国民健康保険特別会計の財政調整基金残高が1億円を超えています。この基金を財源に使い、低所得者の保険料の減免措置の拡大を検討すべきではありませんか。町民の中には、厳しい暮らしの中でつらい思いをしている人たちがいます。例えば、生活費が国民年金だけで、一月約6万6,500円でどうして暮らしているのでしょうか。法的な減免制度、7割、5割、2割減免とありますが、ほかに減免制度が何かあるのでしょうか。

その2、18歳までの子供は、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面一般会計による減免制度を実施すべきではないか。社会保険などでは、扶養家族がふえると加入者の保険料負担は所得階層にもよりますが、社会保険に比べ国民健康保険では増加額が多いと感じます。少子化対策は大きな社会問題となっていますが、国の制度改革で子供の被保険者が多い自治体への支援を目的に、特別調整交付金のメニューを利用して18歳まで被保険者に対する保険料の均等割3割減免を、県内でも既に一宮市や田原市、大府市などが実施しています。美浜町においても同様に、このような特別調整交付金の対象となれば、均等割の減免制度を実施できませんか。

2番です。子供に対する入院時食事療養費の助成について。

子供に対する入院時の食事療養費の助成は、静岡県では35市町のうち26市町で、愛知県では北名古屋市や東栄町で既に実施しています。美浜町では、15歳までの子供に対して医療費無料制度が実施されておりますが、この入院時の食事療養費の助成は含まれておりません。本町でもこうした助成制度を創設する考えはありませんか。

3番、学校給食費の消費税増税分に対する補助について。

10月から消費税が10%増税となり、給食費の増額改定が予定されています。学校給食費について消費税増税分を町が費用負担することで、子育て支援策にもなり、少しでも保護者の負担軽減を図る考えはありませんか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

鈴木美代子議員の質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険制度の改善についての御質問の第1点目、財政調整基金を財源に使い、低所得者に保険料の減免を実施すべきではについてでございますが、本町では、平成30年度の制度改革に伴い資産割を廃止し、保険税率の改正を行いました。その際、県が示した標準保険料率を参考にして、平成29年度時点の保険税率から低所得者世帯が大幅な引き上げにならないように均等割・平等割の額を決定いたしました。その結果、低所得の1人世帯では、7割軽減後で600円の引き上げにとどめております。

国民健康保険財政調整基金は、国民健康保険事業の財政調整のために設置されており、処分については、美浜町国民健康保険財政調整基金の設置及び管理に関する条例第7条により、「国民健康保険税等の収納不足その他特別な事情により国民健康保険事業の財源が著しく不足する場合において、当該不足額に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。」と規定をされております。国民健康保険財政調整基金残高は、平成30年度に1,302万8,000円を積み立て、1億422万6,000円となっておりますが、令和2年度予算において歳入不足を予測しており、保険税を引き上げないためにこの基金を取り崩していきたいと考えております。低所得者世帯に対する軽減は、現在の7割軽減についても現状維持を考えております。

次に、御質問の2点目、18歳までの被保険者に対する保険料の均等割の減免制度を実施しないかについてでございますが、平成30年度の制度改革以後、国民健康保険特別調整交付金として市町村には収入はありません。そのため、18歳までの保険税の軽減を実施している大府市では、軽減した分を一般会計から繰り入れしていると聞

いております。現在の本町の財政状況から見た場合、新たな減免制度を実施する考えはございません。

次に、子供に対する入院時食事療養費の助成についての御質問でございますが、現在、子ども医療費に対する助成は、15歳の年度末まで入院・外来の保険適用となる医療費の自己負担額を助成しております。そのうち、小学生・中学生の外来分については県の補助対象外であり、本町独自の助成となっております。15歳までの入院分については県の補助対象になっておりますが、入院時食事療養費は補助対象になっておりません。そのため、新たに拡大して入院時食事療養費の助成を実施する考えはありませんので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、学校給食費の消費税増税分に対する補助についての御質問でございますが、本年10月から消費税率が8%から10%へ引き上がりました。議員御承知のとおり、保護者が負担する学校給食費は、学校給食法の規定により食材費相当とされており、食材の購入時に適用される税率は軽減税率が適用されるため、保護者の負担額は基本的に増加はいたしません。したがって、議員御提案の子育て支援対策にもなる消費税増税分を町が費用負担することにつきましては、もともと給食費には今回の消費税増税分は含まれていないため、その費用負担という御質問自体が成り立たないと考えております。

なお、給食費の費用負担については、これまでも答弁させていただいておりますとおり、町としては考えておりませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○2番（鈴木美代子君）

国民健康保険特別会計の財政調整基金残高が1億円を超えているということで、この基金を財源に使って減免制度が拡大できないかと質問したわけでありますけれども、この基金を使うことは全くできないのでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

先ほど町長が答弁したように、基金の処分につきましては、条例で定められている内容、要は特別会計での資金不足について使わせていただくということでの処分しかできないということで条例で定められておりますので、新たに減免をしていくその財源にということでは使えないということになっております。

○2番（鈴木美代子君）

壇上でも述べましたように、町民の中には厳しい生活をしている人がいます。私が知っているだけでも数の方が本当に厳しい生活をしています。その人はひとり暮らしです。本当に国民年金を自分の生活費の糧にしている、そういった生活をしている人がいるのですけれども、そういう人たちはどうしたらこの減免制度を受けることができるのでしょうか。この7割、5割、2割軽減を、その人の収入によってはできることになるのでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

その方の申告状況または年金からの源泉、そのような内容に基づきまして、こちらで減免の7割、5割、2割の軽減の判定はさせていただいております。ですから、新たにその方が申請をして初めて減免をしてくださいという内容ではございませんので、確定申告とか年金・給与等の内容で申告されたものと同じような内容になっておれば、そちらについて町で判断させていただいている内容ですので、よろしく申し上げます。

○2番（鈴木美代子君）

18歳までの子供は、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面一般会計からの減免制度を実施すべき

ではないかという質問に対して、均等割の対象とせずにと、この辺はできませんか。均等割となると、1人今3万2,000円ですかね、その人の分の数をお払いしなければならぬのですが、国保税として、その辺はどうですか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

現在の美浜町の国民健康保険税の均等割ですけれども、医療分におきましては1人2万4,000円、支援分におきまして1人8,000円ということで、議員がおっしゃるとおり、18歳以下のお子さんにつきましても、均等割については1人3万2,000円かかってくることになります。それで、こちらの方につきまして、もし3割軽減されたときですと、こちらの3割分になりますので1人当たり9,600円軽減することになります。ただ、現在のところでは、先ほど町長が答弁したように、軽減の予定はございませんのでよろしくお願ひします。

○2番（鈴木美代子君）

均等割が、今言われたように合わせて3万2,000円ですけれども、これについては、減額を検討したことはあるのでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

18歳以下の方の均等割の減免を検討したことがあるかという質問ですけれども、こちらにつきまして、平成30年度、国民健康保険の制度が大きく変わりました、そのときの税率を試算する段階において、18歳以下の加入者の均等割の減免をするということについては考えておりませんでした。そうしないと、もっと均等割、平等割、所得割が上がることになるということから含めて、平等に考える中では、18歳以下の加入者についても均等割の課税をお願いするということで検討させていただきましたので、よろしくお願ひします。

○2番（鈴木美代子君）

均等割を減免している町が幾つかあるんですけれども、そういった均等割をやっているところを見習って、均等割を減免することはできませんか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

愛知県の中では、18歳以下の減免をしているのは一宮市、それから近くでは大府市が行っております。先ほど議員言われました田原市においては、小学校就学前までの減免をしているということで聞いております。それで、一宮市・大府市につきましても、18歳以下の減免をした分につきましても、国民健康保険特別会計に一般会計から法定外の繰り入れをして、それで財源として対応していると聞いております。現在のところ、法定外の繰り入れをこれ以上ふやすということは考えておりませんのでよろしくお願ひします。

○2番（鈴木美代子君）

田原市では小学校入学前の子供を対象に、就学前の子供を対象にやっているということですが、美浜はできませんか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

繰り返しになりますけれども、新たな減免制度をする予定はしていないということで、就学前までだからどうのこうのということではないということをお願ひいたします。

○2番（鈴木美代子君）

国保についてはなかなか厳しいなと思っています。国保、最高で何十万円という国保税をお払いできないし、何とか本当に国保税が少しでも町民が楽にお払いするようなそういった額に、担当は努力はしていると思うのですが、そういった額にならないでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

国民健康保険税自体が、集めたお金を、平成30年度の国民健康保険の制度改正に伴って、愛知県が財政運営の責任主体となったことから、愛知県に納付金として納めることになっております。その納付金については、毎年県から示される金額になりますので、それを納める財源として国民健康保険税を集めているわけですので、今度、国民健康保険税を下げれば下げるだけ、愛知県に納める納付金額が不足するという形になります。その不足する部分は、何らかの形で財源補填をしない限りは、下げることは難しいのではないかと考えております。

○2番（鈴木美代子君）

こういった低所得者の減免措置の拡大について、本当に苦しい人がおるものですから、何とかしたいと思うのですけれども、これについて財政の総務部長に聞くのですけれども、こういった会計に繰り出すことはできませんか。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほども住民課長が答弁したとおり、本町につきましては、法定外繰り入れというのは現在行ってはおりません。新たには行っておりません。先ほども一般質問の中に、町財政のことについて議論がございました。まずは、国民健康保険特別会計の趣旨というものが、なぜ特別会計をつくったのかという議論から始まってよかったと思います。こちらにつきましては、国民皆保険をもとに負担と給付、こちらにつきましては給付を受ける方が負担をしていくと、こちらが基本となって特別会計ができたものと私どもは理解をしております。

したがって、新たに一般会計から繰り入れをするということは、その分、その町税を、他の住民サービスを削ってこちらに繰り入れすることになってきますので、これもいかなものかと考えておりますので、この辺は御留意をよろしくお願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

今、言われたのは、繰り出しすることは、他の町民のところに繰り出すことになってというふうな、何かちょっとはつきり聞こえなかったのですけれども、要するに今繰り出すことができない理由は、同じ町民が、町民の中で出している場合と出していけない場合があるということですか。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほどもお答えしたみたいに、まずは国民健康保険の特別会計の趣旨、こちらにつきましては、負担と給付の原則に基づき運営をしている部分でございます。したがって、一般会計の繰り入れについては、法のもとに今まで美浜町が行っております法定の繰出金と、こちらにつきましては何が法定かと申し上げますと、一般の事務費につきましては町から繰り出しております。また、保険基盤安定繰出金、こちらにつきましてはどういうものかという、税の軽減分というのがございます。こちら先ほど言いました2割、5割、7割でしたかね、こちらの分の軽減した分を繰り出しております。また、出産育児一時金とかそういうものを繰り出しております。こちらは法定で認められている部分でございます。こういう形で認められている部分につきましては、一般会計から繰り出しをしております。

そのほかに、特別会計が苦しくなったということで、ほかの部分の軽減することによって財政が厳しくなったということで、一般会計から繰り出すということは、やはり一般会計の中にはほかのやらなければいけない予算がございます。そのところから少し削って、そちらに繰り出さなければなりませんので、そちらについてはやはり住民サービスを削るという格好になりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

同じ町民なのに、繰り出していい部分と繰り出してはいけないのとあるのですね。だから、その辺が私にはよくわからないのですが、町民にとって繰り出す部分というのは、どんな町民でも平等じゃないのですか。

### ○総務部長（杉本康寿君）

当然、本町として、繰り出さなければいけない繰り出金というのは平等に行っております。ということで、他の特別会計もございます。こちらでも一般財源から繰り出さなければいけないものは、当然、平等に繰り出してまいりますので、こちらにつきましては、やっぱり法定で定められているものという格好になっております。一般的な事務費の部分につきましては繰り出しをすることになっておりますので、こちらについては繰り出しをしておりますのでよろしくお願いいたします。

### ○2番（鈴木美代子君）

国民健康保険税は、結構町民一人一人にとっては大変重たいものがありまして、何とかして本当に助けてやりたいなど、減免してやりたいと思うのですけれども、その方法は、減免制度があるなしにかかわらず、何かその方法は幾つかあるのですよね。国保税を安くしてやる、少しでも減らしてやる方法は、

### ○厚生部長（八谷充則君）

先ほどからの御議論の中で、ちょっとお話をさせていただきたいのは、いわゆる国民健康保険というのは国保税を納めている方のための制度ですよね。ですから、先ほど給付と言っていましたけれども、お金を払った人が自分たちでその制度を守っていくということですので、言い方を変えれば国民健康保険に入っている人だけの制度なのです。ですから、そこで成り立つのが理想なのです。それ以外の方々というのは、またそれぞれ会社の保険ですとか、私たち共済保険とか入っているわけです。今言われているその非常に生活が苦しい方というのは、国保に入っている方に限らずいらっしゃるわけなのです。

国保に入っている方だけの、生活に困っている方の支払うのが大変だということで、それをそれ以外の方からの集めている一般財源、いわゆる税金の中から補填するということは、その保険の給付を受けられない方のサービスをそれ以外の方が負担してあげることになるわけです。それが、例えば大府とか一宮とか、やっているとところがあるということですが、いわゆるそれだけの体力がある。大変な、確かに私も思います。国民健康保険は今入っている方が少なくなってきた、非常に苦しい財政面の中で、支払いも多いということで、その辺は理解しておりますけれども、じゃ、それをそれ以外の方々が、いわゆる自分たちのサービスを削って皆さんで助け合おうということでは、そういう補填というものはあるわけですが、今、本町の財政状況の中で、それだけ御支援をするお金がないということで、今はできないと御答弁しておりますので御理解いただきたいと思います。

### ○2番（鈴木美代子君）

難しいということはわかりました。

最後になりますが、学校給食費の消費税の増税分に対する補助について、もう一度お伺いしたいと思います。今までの給食費について、消費税増税分、5%から8%の増税分については町が負担していたんですか。

### ○学校教育課長（近藤淳広君）

消費税の5%から8%に関する事、また今回の増税の関係が少しありますので、御説明させていただきます。

消費税につきましては、5%から8%の場合に、平成26年に増税があったわけですが、その場合は食材費に入っておりますので、学校給食法の規定によりまして、学校給食費の学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担になっておりますので、これまでは全て保護者の負担で賄っております。

今回の2%の増税分でございますが、これは町長から申し上げたとおり、今回8%から10%に引き上げられました。学校給食法の規定により食材費が保護者の負担になっておるのですが、今回軽減税率ということで、食材費につきましては軽減税率適用でございますので、8%の据え置きでございます。したがって、保護者の負

担額はこれまでと変わっておりませんのでよろしくお願ひします。

○2番（鈴木美代子君）

私の記憶違いなのかもしれませんが、消費税、今まで5%から8%までの増税分を町が負担していたのじゃないのですか。違いますか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

町が負担をしていたということはございません。端的に申し上げますと、平成21年に小学校200円から230円、中学校230円から260円に給食費を、10年前でございすが改定をしております。その後、平成26年4月に消費税が5%から8%に変わりました。そのときは、料金改定はしておりませんので、その分、町が負担していたというか保護者の負担額は変わっておりません。

○2番（鈴木美代子君）

じゃ私が、町が負担をしていて、それを勘違いしていたのですね。

今回は、消費税増税分を町が負担するというはやらないというか、給食費そのものが、やはり各市町、いろいろな市町で少しずつ保護者の負担を減らそうと、減免分を減らそうとしている、そういう努力をしているまちが幾つかあるんですけれども、そういうことはこの町は考えませんか。

○学校教育課長（近藤淳広君）

料金改定の話とこの消費税増税の話が少しごっちゃになっておりますので、整理をしたいと思ひます。

現在、小学校230円、260円で給食費実施しております。実は、先日の行政報告会で報告させていただきましたし、給食運営協議会の中でも料金改定については既に決定をして承認していただいて、9月末には保護者の皆様に、令和2年4月から料金が変わるよというお知らせはホームページ等でさせていただいております。

この値上がりにつきましては、食材の値上がり、また先ほど申し上げましたように、消費税5%から8%に変わるときには値上がりをしておりませんので、調理員とか栄養教諭が創意工夫をして、栄養を十分満たしたバランスのとれた食事をずっと頑張ってきたわけでございますが、食材の値上がり等によりまして、それを維持するのがなかなか困難であるということで、来年度、令和2年4月から10年ぶりの給食費の改定をすることになりました。これにつきましては5市5町ありまして、東海市と大府市につきましては、今年度の4月から既に料金改定をしております。半田市を含む2市5町につきましては、新年度令和2年4月から料金改定をすることになっております。

その軽減につきましては、今回の消費税増税とは関係ありませんので、こちらにつきましては、負担はこれまでどおりやる予定はございません。ただ、経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の方がいらっしゃいますので、準要保護世帯である母子家庭とか、低所得者の世帯につきましては、これまでどおり町費で、そういった方については給食費を全額補助しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○2番（鈴木美代子君）

最後のつもりで質問しますが、給食費について、保護者の負担軽減を考えると、何とかしてやりたいと思ひます。それは、少しでも保護者の負担が減る、例えば、1人、給食費、一月約5,000円ぐらいですよ。それが、例えば3人おると1万5,000円と大変な額になるんです。これについては、増税になったから上げるんじゃないかと、何とかしてこの分を減らしてやれないでしょうか、上がった分を。もう最後ですから、もう一回答えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

すごくお気持ちはわかります。この学校給食法に基づきまして、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担に

していただいておりますので、その法律に準じて実施していくという考えには変わりありませんので、よろしく  
お願いします。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木美代子議員は自席に戻ってください。

〔2番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで、休憩といたします。再開を午後1時といたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○秘書課長（中村裕之君）

それでは、先ほど午前中に、町長から諸般の報告を申し上げさせていただきましたシステム障害についての今の現状を御報告させていただきます。

昨日、午前11時ごろ、システム障害が発生いたしまして、一部の証明書発行や各種手続業務ができなくなっているということなんですけれども、現状、この1時現在におきましてもまだ障害が続いておりまして、千葉県内にありますデータセンターにありますデータを記憶するハードディスクが故障して、その修復作業を現在も懸命に進めているというところでございます。

復旧については、文書をいただきましたがまだめどが立っていないということで、少なくとも本日中の復旧は非常に難しいと伺っておりますので、その現状だけ報告させていただきます。

住民の皆様方には、大変御迷惑をおかけしまして申しわけありません。よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

7番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

皆さん、こんにちは。7番、大寄暁美です。

ただいま議長の許可を得ましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき順次質問をさせていただきます。

まずは、子育て支援についてお聞きします。

2017年8月、厚生労働省は、子育て世代包括支援センター業務ガイドラインを公表しました。母子保健事業と子育て支援事業については、それぞれ行ってきましたが、センターを設置することによって、妊産婦及び乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立って、一貫性・整合性のある支援が実現されることが期待されます。

子育て世代包括支援センターは、令和2年度末までに設置することが努力義務となっております。本町においても、来年度末までの開設を目指し検討が始まっているかと思えます。現在の検討内容など子育て世代包括支援センターの進捗状況と、6月に一般質問いたしました病児病後児保育の進展など、子育て支援について伺います。

1、子育て世代包括支援センターについて。

(1) これまでの本町の子育て支援に関する取り組み及び今後の美浜町における子育て支援について、町長の展望をお聞かせください。

(2) 本町にとって、子育て世代包括支援センターを設置する意義について、どのように考えていますか。

(3) 子育て世代包括支援センターの開設時期や場所、人員体制や配置について、どのように考えていますか。また、その運営において、町民の方の参画を考えていますか。

(4) 保健センターや子育て支援センター・県の児童相談所、医療機関など、担当部署や関係機関との連携について、どのように考えていますか。

(5) 子育て世代包括支援センターを設置すれば、妊娠初期から就学前までの相談をワンストップで対応する切れ目のない支援体制が始まりますが、利用者にとってはどのように変わりますか。

## 2、病児病後児保育について。

病児病後児保育については、私は6月定例会で一般質問をしましたが、現段階で早急な対応は難しいとの答弁でした。その後、進展はありましたか。

次の質問は、食品ロスの削減に貢献する福祉利用についてお聞きします。

日本では、まだ食べられることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

最近よく耳にするSDGs、2015年9月に国連において採択された持続可能な開発目標の一つ、「持続可能な生産・消費形態を確保する」の中で、食品ロスの削減が課題となっており、日本でも、食品ロスの削減に関する法律が本年10月公布されました。本町の課題でもあるごみ削減にも大きくかかわっていると思います。そのような状況の中、食品ロスを削減する方法として、廃棄されてしまう食品を福祉利用できないか、食品ロスについての本町の取り組みをお聞きします。

## 3、食品ロスの削減に貢献する地域の福祉利用について。

(1) 前回9月定例会において、横田全博議員の一般質問、子ども食堂の運営課題についての答弁で、食材など地域資源を活用できる情報の提供を実施すべきサポートの一つに挙げていました。

余剰、規格外などの農産物など、生産物が福祉利用される仕組みづくりは進んでいますか。

(2) 主に家庭で余っている食べ物を持ち寄り集め、地域の福祉利用やフードバンク等へ寄附をするフードライブに、本町が取り組む予定はありますか。

以上で、私からの壇上での質問を終わります。

### ○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

### ○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターについての御質問の1点目、今後の子育て支援の取り組みについて、町長の展望はについてでございますが、本町はこれまでも、乳児家庭全戸訪問事業やおむつ等育児用品購入費助成事業といった子育て支援施策を進める一方、子育て支援センター、放課後児童クラブといった施設整備を進めてまいりました。

さらに、来年度には、子育て世代包括支援センターも設置する計画でございます。

しかし、こうした事業は、どの町においても実施していることでございます。

私は、子育て環境に必要なものは、行政の支援、施設の整備が必要なことはもちろんでございますが、地域で子供を見守る環境、豊かな自然に親しむことのできる環境もまた欠くことのできないものであり、本町が持つ特性を生かすことができる部分でもあると考えております。

したがいまして、必要な施策、施設の整備を進めていく中で、本町の持つ特性を生かし、他市町と差別化できる特色のある子育て支援を進めていくことが必要であり、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、センターを設置する意義についてでございますが、子育て世代包括支援センターは、母子保健法の改正により、令和2年度末までに全国の市町村に設置することが努力義務とされたものであり、本町においても、来年度の設置に向け検討を重ねているところでございます。

子育て世代包括支援センターを設置することにより、妊産婦・乳幼児等、支援に必要な情報を継続的に一元的に集め、妊娠初期から経過把握を行うことにより、予防的なかわりや問題の早期発見・早期対応が可能となり、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うことができるものと考えております。

次に、御質問の3点目、開設時期等の概要及び町民の参画についてでございますが、開設時期は、令和2年10月ごろまでに保健センター内に開設したいと考えております。

人員体制につきましては、子育て世代包括支援センター業務と保健センター業務を兼任する保健師を1名配置したいと考えております。

また、運営における町民の参画については、現時点では考えておりませんが、運用をしていく中で、必要に応じ、子育てネットワーカーなどの子育て支援ボランティア等の町民参画についても検討をしております。

次に、御質問の4点目、担当部署や関係機関との連携についてでございますが、子育て世代包括支援センターは保健センター内の一室で設置されるものであり、保健師間の情報連携に問題はなく、医療機関や児童相談所についても保健センターとの連携は図られており、問題はないものと考えております。

次に、御質問の5点目、妊娠初期から就学前までの相談をワンストップで対応する支援体制で、利用者にとってはどのように変わるのかについてでございますが、子育て世代包括支援センターは、関係機関の連携と支援のための連絡調整の中核として、全ての妊産婦を初め、育児不安や心身の不調を抱える方への対応を、専門知識を持った保健師が当たることとなるため、より柔軟で手厚い体制が整うものと考えております。

次に、病児病後児保育についての御質問でございますが、6月定例会での一般質問において、知多厚生病院の敷地内への病児病後児保育施設については、現段階での開設は建設費・医療スタッフの確保等の問題があるため困難であるとの答弁をいたしました。

その後の進展についての御質問でございますが、他市町の施設利用に対する助成・町独自の設置など多角的に検討した結果、保健センターの1室を改装して、令和2年度中に病後児保育を実施する方向で準備を進めております。

次に、食品ロスの削減に貢献する地域の福祉利用についての御質問の1点目、生産物が福祉利用される仕組みづくりについてでございますが、子ども食堂の運営上の課題として、食材などの資源をいかに地域の協力をいただきながら継続して提供できるかということが重要な課題であります。幸い農作物については、あいち知多農業協同組合グリーンセンター様と協議を進めた結果、グリーンセンターに出荷された農産物の引き取り分について、出荷した農家の方の御理解の上で、無償提供が可能であるとの回答をいただいたことから、現在、具体的な協議を進めているところであります。

今後も、農作物を初めとする食品が廃棄されることなく、有効に活用できる仕組みづくりを、地域の皆様の協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、フードドライブに取り組む予定はについてでございますが、フードドライブとは、主に家庭で不要となった食品を集め、必要とする方々へ直接届けるか、もしくはフードバンクに届ける取り組みのことであり、食品ロス削減や貧困対策などの社会的目標に対する啓発として効果が期待できるだけでなく、本町が喫緊の課題としているごみの減量にも効果が期待できるものでございます。

一方、食品における安全性の確保や多品種の食品が集まるものの需要に合った食品を安定的に供給できるとは限らないなどの課題があり、御質問のように、子ども食堂を初めとする地域の福祉利用を実施する場合、それらのニーズをしっかりと把握し、需要と供給のバランスがとれるような仕組みづくりを考える必要がございます。

フードドライブは、全国的に見ても実施している事例は少なく、現時点では本町は実施しておりませんが、先行して実施している自治体の情報や地域の需要などの情報を収集しながら、関係機関と幅広く協力し調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[発言する者あり]

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○7番（大寄暁美君）

子育て支援についての町長のお考えに全く同感です。美浜町のすばらしい特性は、豊かな自然環境と人情あふれる住民だと思います。

私ごとですが、11年前、美浜町に引っ越してきたとき、このすばらしい自然と、それから、おせっかいだけれどもと言いながら、近所の方がいろいろなことを教えていただいたということは、本当にこの美浜町で子育てできるんだということをうれしく思いました。

また、現在、娘が小学生のときにはなかった放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター事業も始まり、充実した公的支援と美浜町の特性を生かし、「子育てするなら美浜町」と言われるようにしていただきたいと思えます。

では、再質問いたします。

母子保健事業から子育て支援を一元化し、切れ目のない支援をしていただくという包括支援センターですが、母子保健事業から始まるということで、事業の対象が母親と子供となり、育児は母親の仕事となってしまうのか心配です。現在、父親の育児参画を促す事業はありますか。

また、今回、包括支援センターが始まることで、そのような講座やイベントをふやしていく予定はありますか。

また、相談や聞き取りの際に父親も同席させるなど、考えておりますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

父親の子育て参加についての参加を促すことは考えているかということでございますが、現在、お父さんにも参加できる教室として、パパママ教室というものを実施しております。これは年に4回ですが、知多厚生病院の助産師の方に講師をお願いして、妊娠6カ月から8カ月の安定期になった妊婦さんとその家族の方を対象に実施しております。

そこでは、例えば、お父さんには沐浴の実習であるとか、妊婦の体験ジャケットというものがございます。それを着ることによって、いかに妊婦の方が動きが不自由になるか、大変だということを経験していただく、そういう模擬体験をしていただいております。

今後も引き続き、御夫婦での参加を呼びかけて、この事業を継続していきたいと思っております。ただ、ほか

の事業というのは、まだ今現在はちょっと考えておりません。よろしくお願いします。

○7番（大寄暁美君）

育児は母親の仕事という考えが、まだまだあります。この考えから母親の負担は大きくなり、孤独感から育児ノイローゼの原因にもなったりします。共働きの家庭がふえた今、男性の育児参加、そして育児の責任を分かち合うことで、母親が時間的にも精神的にも余裕ができ、子供によい影響を与えたいと思います。

今後は、父親に特化した父親学級や気軽に父親が子連れで集まれる、母子で楽しめる機会をつくっていただきたいと思いますが、重ねての質問になりますが、いかがでしょうか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

父親も参画できるような教室ということでございますが、今後、年4回の事業を継続しながら、また、さらには保健師ともいろいろ打ち合わせをしながら、お父さんも参加できるような体制を整えていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○7番（大寄暁美君）

では次に、関係機関との連携について、幾つか質問いたします。

医療機関と現在も保健センターとは連携を図っているということで問題はないということですが、生まれてからの母子健診は、産婦人科など病院で行うと思いますが、その情報が共有できる仕組みを具体的に教えてください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

情報共有のできる仕組み、取り組みがあるのかでございますが、産婦人科などの病院では、生後1カ月健診として産婦健診というのを実施しております。その情報につきましては、母子連絡票を病院から産婦さんの居住地のある保健センターに情報が来る仕組みとなっております。よって、情報の共有については十分図れておるかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○7番（大寄暁美君）

次に、支援センターの対象が就学前ということですが、保育所、またそのほかこども園・幼稚園などとの連携・情報の共有はどのように図っていきますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

就学前から就学後にかけての連続性というものについてどうなっているかということでございますが、保育所から小学校に対しては、保育所児童保育要覧というものがございます。この連絡票については、全員の児童生徒に対して、保育所の担当の者から所長を通じて学校に連絡票を上げる仕組みがあります。その中には、児童の健康状態であるとか配慮すべき点、そういうものが記載されております。それをもって学校のほうは教育に取り組んで、その生徒に対して取り組んでいくということになります。

何か問題があれば、またそれを保育所に伺ったり、もしくは保健師から話を聞いたり、そういうことを学校と保育所の間では取り組んでおります。支援センターについても同じように、情報についても共有を図っております。健康・子育て課の所管する施設でもありますので、その辺についても情報の共有は図っておると思っております。

○7番（大寄暁美君）

保育所、そして小学校、そして子育て支援センターとも連携・情報共有ができるということで安心いたしました。対象が就学前までということで、就学した時点で問題のある家庭の支援や相談など、包括支援センターの支援は終わってしまうということになるのでしょうか。お聞かせください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

決して支援が終わるわけではございません。保健師が、先ほども申し上げましたとおり、学校からの照会があるとか、そういうことに対しても担当の保健師が対応をいたしますし、決してその支援が切れるわけではなく、小学校に上がった後でもセンター業務として、引き続き業務を続けていきますので、支援が切れるということではございません。

○7番（大嵯暁美君）

では、子育て世代包括支援センターのガイドラインには、「安心して妊娠・出産・子育てができる“地域作り”というのも重要な役割の一つ」となっていますが、子育て支援ボランティア団体や区などの自治会など、連携・協働の体制づくりを考えていますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインの項目の中に、その役割として、地域住民を含む地域の子育て資源の育成に努め、連携・協働の体制づくりを行うという項目がございます。子育て世代支援センターのかかわる子育てサークルを初めとする子育て支援の紹介と居場所の提供も含め、運用をしていく中で考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○7番（大嵯暁美君）

美浜町には、先ほど話に出ました子育てネットワークの団体があり、町の子育て支援事業を手伝ったり、自主的に月2回親子で遊べる場所を開設し、子供を遊ばせる中で子育ての相談などボランティアで行っています。

また、一時的に子供を預かるファミリーサポートセンターの提供会員には、子育てに関心がある方だと思われます。美浜町には、子育てをサポートする方がたくさんいます。ぜひ、地域で支援できる環境をつくっていただけたらと思います。これは、町長の答弁の美浜町の特性を生かした子育て支援だと思っておりますので、子育て世代包括支援センターに大きく期待したいと思っております。

では、次の質問に移ります。

病後児ということで、美浜町が開設するのはという話でしたが、病後児とはいえ、施設ができることは大変うれしく思います。共働きの方の家庭にとっては朗報かと思っております。

では、具体的な内容をお聞きます。スタッフの確保、利用料金、預かり時間、昼食・おやつのことなど、申し込み受け付け期限など、具体的な内容をお聞かせください。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

病後児保育に関する具体的な質問でございますが、来年度秋の開設を目標としておりますので、決定していない分も多く、具体的にお答えすることができません。病後児保育を開始していく中で、柔軟に対応していきたいと思っております。そして現在、病児病後児保育を実施している市町を参考に、その市町に近づけるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○7番（大嵯暁美君）

ぜひ、使う方の利用しやすい施設になることを願っております。

先ほど話したように、美浜町は病後児に限定しているのがとても残念なことかと思っております。ほかの市町を見ると、病児と病後児どちらも受け入れている施設がほとんどで、春に私が質問で取り上げた半田市が開設している病児病後児保育「げんきの芽」では、病児・病後児の保育施設ですが、対象を病気の治療中で症状の急変のおそれがない状態、回復期にあり病児保育の利用が可能と医師が認める児童としています。ただし、利用できない症状としては、インフルエンザなど制限もあります。

症状の急変のおそれがない状態や回復期と、病後との違いというのが疑問に感じます。インターネットで見ると、来年度春から始まる東浦町の病児病後児保育も、ほぼ半田市と同じ内容で開設する予定になっています。

病児病後児であろうと、スタッフや場所の規定は同じであることから、美浜町が病後児のみとする理由、そして、実際受け入れる際の病児と病後児を区別するラインはどこに設定されるのか、お聞かせください。

**○健康・子育て課長（宮崎典人君）**

まず、病児と病後児の違いについて申し上げます。

これは、平成27年7月17日付の厚生労働省が出している病児保育事業の実施についてという、そういう文書がございます。その中には、病児保育事業の実施要綱というものが定めてあります。その中で、事業の種類として2つございます。その1つが病児対応型のもの、そしてもう一つが病後児の対応する型、その2つをあわせて病児保育事業実施要綱というものが定めてございます。

まず、病児というのは何かということになりますが、先ほど大寄議員も言われたかと思いますが、病気の急性期、つまり例えば39度以上の発熱がある、下痢や嘔吐が引き続き続いている、もしくはインフルエンザ、これは発熱した日がゼロ日と換算して2日目まで、それを一般的には急性期と呼んでおります。その急性期を除く、要は安定した状態を病後児という定義に当てはめておりますので、先ほど言われた半田市の病児保育施設のげんきの芽、ここの対象児童にも、病気の治療中であり症状の急変のおそれのない状態、もしくは回復期にあるとありますので、この半田市の病児保育施設のげんきの芽についても、病後児という対応型であると思っております。

そして、名前についても、大きな区切りでいえば病児保育事業となりますので、病児型であっても病後児型であっても同じでありますので、ただ美浜町は、とりあえず今のところ考えておるのは、病後児を対象にした型の保育事業ということに考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○7番（大寄暁美君）**

ちょっと、説明が私がよくわからなかったんですけども、病後児と半田市がやる病児保育施設とどう違いが、対象が変わるということなんですか。それとも、半田市がやっている病児保育施設というのは、病後児を預かっていると思えばいいわけですか。

**○健康・子育て課長（宮崎典人君）**

半田市が行っている病児保育施設の「げんきの芽」の対象児童については、病気の治療中で症状の急変のない状態、または回復期にあるということになっておりますので、病後児保育という扱いではないかと思えます。

**○7番（大寄暁美君）**

では、美浜町も、これと同じくくりで病児保育施設ができるということではよろしいのでしょうか。

**○健康・子育て課長（宮崎典人君）**

内容的には、同じであると思えます。

**○7番（大寄暁美君）**

ぜひ使いやすい、住民の方に喜んでいただける施設になることを、検討お願いいたします。

では、食品ロスの方へ移らせていただきます。

あいち知多農業協同組合グリーンセンターさんに出荷されている農作物の無償提供が可能であるということで、私自身、子ども食堂にかかわる者として、無償提供はもちろん、活動を理解していただいたと大変うれしく思っております。協議中とのことですが、現時点で決まっている内容がありましたら、お聞かせください。

**○健康・子育て課長（宮崎典人君）**

具体的な協議の内容につきましては、奥田グリーンセンターが毎週火曜日、美浜グリーンセンターが毎週水曜

日、この日に子ども食堂のボランティアのスタッフの方が食材をとりに伺うということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

無償提供はしていただけたら、地域の居場所や子ども食堂がふえるかもしれませんということで、大変うれしく思います。では、今回、団体に分けるという形になるのですが、いただける農作物を生活困窮者個人に提供するという事は考えられませんか。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

今の御質問ですけれども、生活困窮者に野菜等を提供できないかという御質問ですけれども、私どもが今現在支援していることは、緊急を要する方、今もう食事をするのができない、食べるものがないというような方へ対しては、愛知県の知多福祉相談センターや美浜町社会福祉協議会につないで、食料支援を一時的に行っています。ですから、生活困窮で継続的に支援を行っていくという、生活困窮者の方にそういうことを行っていくとなりますと、その方々がどのくらい困っている方なのかというような特定であるとか、それから、きのうも、私どもも地域福祉計画の関係がありまして、グリーンセンターに出向いているのですけれども、きのうは、食材はありませんでした。といったように、常にあるわけではないのですね。皆さん、御厚意でいただけるというものですから、そういった継続的に確保がなかなか難しいということもありますので、今後、調査研究をして考えていきたいとは思いますが、よろしく願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

生鮮食品ですので、保管場所、保存方法など多くの問題があり、また個人ということで、個人情報の保護のこともあり難しいと思いますが、町長の答弁にありました、食品が廃棄されることなく有効に活用できる仕組みを個人に向けても実現していただきたいと、検討いただきたいと思っております。

では、最後の質問です。フードドライブについてお聞きします。

今、身近なボランティアの一つとしてフードドライブが広がっていると聞きます。常設の受け付けグッズでなくとも、イベントや地域のお祭りなどで実施しているそうです。食品ロスの削減の啓発にもなり、貧困などの社会問題を意識づけるよい機会となると思います。町のイベント等に合わせて、単発で実施するのはどうでしょうか。お聞かせください。

○福祉課長（高橋ふじ美君）

単発で、イベントに合わせてフードドライブをやってみてはどうですかという御質問ですけれども、近隣ですと、武豊町が毎年3月に福祉まつりというのを実施しておりまして、そちらでフードドライブを実施していると聞いております。昨年も20名ぐらいの方の提供があって、内容としては缶詰とか、そういったものを提供いただいたということは聞いていますけれども、美浜町としましては、祭りもイベント等ありますから、そういったところで、美浜町の社会福祉協議会と一緒に検討をして考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

フードドライブを調べると、「“もったいない”を“ありがとう”に」という合い言葉がよく出てきます。フードバンクやフードドライブは、食品ロスの削減と生活に困っている人の支援という2つの意義があります。また、参加する人によっては、缶詰1つからボランティアに参加するきっかけとなるかもしれません。ぜひ、フードドライブの実現をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席に戻ってください。

〔7番 大寄暁美君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

次に、3番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔3番 森川元晴君 登席〕

○3番（森川元晴君）

皆さん、こんにちは。

今回、私ども、会派「希望の輪」として、私は今回5人目ということで、この後、石田議員、あしたの冒頭には杉浦議員という形で、昨日、新聞にも掲載されました運動公園整備事業のことに、住民投票等が決定いたしましたので、我々なりに町民の皆様にしかりとわかっていただけるような、そんな質問をしていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1番、公園整備事業の今後について。

4月の町長選で、既に土地の購入等事業が進められてきた運動公園整備事業について、見直し・検討を町民から再度求められる結果となりました。

そこで、事業の進め方・事業費も含め、経緯等について改めて伺います。

（1）事業の進め方・経緯について。

前町長就任後、平成27年8月ごろから奥田駅東部地区開発可能性調査が役場の一部の職員と日本福祉大学職員との検討会にて、陸上競技場建設案に至った経緯を説明してください。

（2）平成27年度当時の公園整備事業に対する考え方について。

平成27年度の主要な都市公園整備事業は、第2グラウンドの代替地、交流拠点化の推進によるスポーツ振興、防災拠点として総合公園拡張事業が主要な事業でした。その当時から、同時にこの2つの公園整備事業が本当に行けると本当に考えていたか伺いたいと思います。

大きな2番です。運動公園整備に伴う経済効果算出業務委託報告書について。

改選後2回目の定例会（9月議会）で、同僚議員の質問に対し、初めて陸上競技場の運営上の試算が示され、消費効果は約9,600万円、経済波及効果は2億2,000万円でした。10月の初旬ごろに、議員が以前より提出要望していた運動公園整備に伴う経済効果の資料も配布されました。

そこで、資料の内容について質問をさせていただきます。

（1）直接効果の算出について。

運動公園は陸上競技場であり、利用目的が異なる総合公園や総合体育館の利用者数が同数計上されているのはなぜですか。

また、合宿についても、視察した和歌山県の上富田町や田辺市の実績値を考慮したのはなぜですか。

高校・大学の推定利用者に関して、陸上競技場のみで年間3万417人もの利用が本当に見込めるのか、算出の根拠はどのように出していますか。

美浜町内の例年のイベント参加数2万6,490人を、そのまま運動公園利用者、陸上競技場利用者で見込む理由はなぜですか。

運動公園整備後も、運動公園以外の既存施設の開催されるイベントにおける利用者は減少しないとの根拠が理解できませんが、この点はどのようにお考えですか。

(2) 直接効果の算出消費額について。

飲食費等について、実際の販売の仕組み、設置予定数・売店等の有無などの具体性はありませんが、実際に美浜町に落ちる消費金額が曖昧です。

そもそも観光ではないので、スポーツを目的に来る人が飲食・土産等は見込めないのが現実ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、交通費に関し、電車代の計上は全て名鉄電車の収益となりますが、美浜町の収入とどのような関係と捉えていますか。

また、そもそもスポーツをしに来る人が電車で来るとは思えませんが、どのようにお考えですか。

施設の利用者が、車での平均交通費について、名古屋市の平均交通費で算出する意味や根拠が理解できませんが、どうしてこのように算定をしたのですか。

また、ガソリンの消費量と美浜町の収益との関係は何ですか。

(3) 経済効果算出について。

弾力性算出は、日本全体の平均値を採用している理由は何ですか。

また、愛知県内旅行消費単価は、美浜町内旅行消費単価となる根拠はなぜですか。

きょうも、午前中は、この運動公園に対して2名の議員が質問をされました。町長の答弁では、とめるのも地獄、進めるのも地獄と。私に言わせると、45億円かけてこれを整備することも地獄というように捉えております。そんなような中で、町長自体3つの提案が出されて、私自身ですがそれなりに落としどころというのか、絞れてきたのではないかなと、そんなふうを考えておりますが、原点に戻るというわけじゃないですけれども、ここの通告書に書かせていただきましたけれども、本当に当初、どういう形でこの公園整備をしようということから、経緯も含めて質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

森川議員の質問でございますが、過去の経過に関すること及び経済効果算出の具体的な内容に関するものでございますので、今まで担当していた職員に答弁していただきますので、よろしく願います。

〔降壇〕

○産業建設部長（石川喜次君）

それでは、森川元晴議員の御質問にお答えいたします。

初めに、公園整備事業の今後についての御質問の1点目、事業の進め方・経緯についてでございますが、当地区における平成15年の区画整理事業計画の休止以降、平成24年に奥田地区の議員3名から知多奥田駅周辺の整備推進に向けた検討の申し出を受けて、25年には事業化検討調査、26年には駅前拠点整備事業調査の業務を行いました。

平成27年からは、事業の具体化に向けて、7月から町内部で関係課職員による検討会を開始し、9月からは日本福祉大学の方にも御参加いただきました。これは平成22年度以降、大学と町で締結しました包括協定及び防災協定の官学連携や平成27年の東海キャンパス開校を踏まえた他市町との競合も考慮して必要と判断したものでございます。

また、陸上競技場につきましては、会議の中で複数出された案を検討した結果、400メートルトラックを第1案とする方針が示され、その後、検討に入っていったものでございます。

次に、御質問の2点目、平成27年度当時の公園整備事業に対する考え方についてでございますが、既に計画のありました総合公園拡張事業とどのように整合性を図るのかという課題検討の中で、それぞれの工事の効率化と事業費削減を図る意味で、造成土の流用が望ましいという観点から、同時に着工を目指す方針となったものでございます。

次に、運動公園整備に伴う経済効果算出業務委託報告書についての御質問の1点目、直接効果の算出についてでございますが、前提といたしまして、運動公園整備による新たな利用者が見込まれ、これまでの総合公園等の利用者は減少しないと想定しております。

なぜ、利用目的が異なる施設の利用者数が計上されているのかということにつきましては、同等の受け皿がふえることから、総合公園と同等数を見込んだものでございます。

合宿について上富田町、田辺市の実績値を考慮したのはなぜかにつきましては、合宿の見込み数は、観光協会を通じて把握した美浜町の合宿利用者実績数をもとに算出し、先進地として視察しました和歌山県の上富田町及び田辺市の実績と比較して妥当であるかを判断したもので、先進地の数値をそのまま採用したものではありません。

高校・大学の推定利用者の算出根拠につきましては、日本福祉大学で算出をいただいた大学及び附属高校の授業、部活動及び大会の利用者数でございます。

次に、御質問の2点目、直接効果の算出消費額についてでございますが、そもそも観光でないので、スポーツを目的に来る人に飲食・土産物を見込めるのかということでございますが、全ての方が弁当や飲み物を持参するとは考えておりませんし、新たに飲食を提供する商売が創出されることを想定しております。

また、土産物につきましては、半数の方に買っていただく試算をしておりますが、飲食同様、新たに土産物販売店が出店されることを想定したものでございます。さらに、競技者以外のスタッフ、観戦者などの消費も期待できるものと考えております。

次に、電車につきましては、町外から大会で来町する高校生・大学生の交通手段として利用されるため、交通費につきましては、富貴一知多奥田駅間の電車賃を消費額として計上したものでございます。既に日本福祉大学での試合には多くの学生が電車で来ている状況がありますし、知多市や瑞穂など駅から徒歩圏内にある競技場においては、電車で行くことが一般的であると認識しております。

車での平均交通費につきましては、イベント等への参加者が公園まで車で来る際にガソリンを消費することになりますが、本町は日帰り平均交通費のデータを持っていないため、名古屋市のデータを使用し、消費額を算出したもので、美浜町の収益とは関係ございません。

次に、御質問の3点目、経済効果算出についてでございますが、利用者の消費額から経済波及効果額を算出する過程において、計算に必要な本町独自の根拠数値がないものにつきましては、全国の平均数値や愛知県の数値を応用しておりますが、そのことが数値を上昇させる要因とはなっておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○3番（森川元晴君）

それでは、順次1問目から質問させていただきます。

1点目の日本福祉大学との検討会ということについては、大学との関係、また協定等いろいろ結んでおりますので、大切な関係ということは大変理解しているつもりであります。ここで聞いているのは陸上競技場、400メートルトラックを大学側が提案してきたのか、町側が提案しているのかということをお聞きしたいと思っていますので、もう少し詳しく説明してもらえますか。

**○産業建設部長（石川喜次君）**

陸上競技場の提案が誰かということになりますが、あくまでも検討委員会をつくって、検討委員会の委員の中で皆様方がいろいろな御意見をいただいて、3点ほどの案をつくりました。その中に、陸上競技場を含む運動公園、またはプラネタリウム、あと学生さんの寮、そのような案が出ておったと思いますけれども、その案の中で陸上競技場を含む運動公園ということを決めたのは、検討委員会の皆様方の総意で決めたということでございますので、誰がということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

**○3番（森川元晴君）**

今、誰かということじゃない、極端なことを言うと検討した結果という説明だと思えますが、私の知る限りというか、その当時であります。大学自体は平成24年度ごろから単独で、大学は陸上競技場というのか400メートルトラックをつくらうという計画があったというようなことも聞いておりますが、いろいろ土地の問題とか面積の問題等で、それもできなかったというようなお話は以前聞いております。

また、もう一つ、今、皆さんでという形で部長が答えられましたけれども、大学側がそういう状態で、本来でいけば欲しかったものが、やはりこの機会に町に要望してきたのではないかなと思っているのですけれども、その辺、余りはっきりと大学だということは、なかなか言いづらいと思いますが、私は大学が要望してきたのではないかなと思っております。

その当時の記録というわけじゃないのですけれども、聞いたようなお話によりますと、その当時は町側としては、維持管理等も含めて大学側にお願いをしてつくる、要するに400メートルトラックをつくるということで同意した中で、大学側に維持管理をお願いできるか、そのようなことを町側からは言ってはいませんでしたか。

**○産業建設部長（石川喜次君）**

議員の言われる維持管理を、大学がお願いしたという時点の問題でございますけれども、平成27年の先ほどの検討委員会をやっている時点では、そういうお話はしてございません。

大学に維持管理の協力をお願いに、私、担当として伺ったのは、きちんと計画というか図面ができてからということになりますので、そんな前ではございませんので、よろしく願いいたします。

**○3番（森川元晴君）**

それでは2点目の総合公園整備との整合性ということですが、疑問な点がいっぱいありますけれども、経緯も含めてお聞きいたします。

総合公園との整合性ですよね。工事の効率化・事業費の軽減ということでございますが、当時、27年、28年ごろですね、本当の当初の最初の計画当時の2つの公園整備事業にかかる事業費というのは、幾らでしたか。

**○産業建設部長（石川喜次君）**

現在とは違いますが、その当時は運動公園が用地を含めて28億円、総合公園が用地を含めて7億5,000万円、合わせて35億5,000万円ほどでございます。

**○3番（森川元晴君）**

事業費のことにしても、今、両方合わせて35億5,000万円と。我々、当初聞いていたのは、20億円ぐらいから始まったのではないかなと、運動公園が。その後、27億円、今言われたのが35億円、最終的には45億円とい

う形になっていくと思うんですけども、これを細かく何でこうなっているのだということを聞いていますと、これだけで時間が終わっちゃいますので、その当時、役場として一番最初の計画が35億円だったという判断でよろしいでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

基本構想の時点では、全体事業費として35億5,000万円ですね。そのとおりでございます。

○3番（森川元晴君）

それでは、いまだにちょっと納得いかないことが多いのですけれども、その当時、27年度ごろですけれども、表向きというのか、我々この議場の中では、奥田駅東部開発可能性調査という名目で、これ言うのにぎわいの場所とか健康の拠点だと言われるかもしれないけれども、美浜町の第5次総合計画にも載っていないこの計画が、突然湧いたという思いでおるわけなのですけれども、特に私は、総合公園のことをずっと、拡張事業のことを言ってきましたので、どうしてもそちら側にこだわってしまうのでありますが、いまだに総合公園拡張事業が主要の公園整備事業であると思っておるわけですが、27年、28年当時に我々は、この議場では、先ほども言った総合公園が主要であったと。ところが役場の職員、また福祉大の職員、そのときには、中央コンサルタントも入っておったのかなとは思うのですけれども、28年3月ごろには、細かい内容自体は、金額も変わっていつていまして決定はしていないと思うのですけれども、内々的に陸上競技場建設は、ほぼ決まっていたのではないかと思います。のですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○産業建設部長（石川喜次君）

まず、議員の申した総合公園が主要な事業という御発言がございましたけれども、主要な事業というのは、両方とも主要だと担当は思っております。

28年3月の時点で、陸上競技場を含む運動公園が決定しておったのではないかとのお話でございますけれども、先ほど申したとおり27年度から、もともとは御存じのとおり、平成の1桁から拡張事業というお話が地元でございまして、15年当時、実施が不可能だということで休止状態になったわけです。その中、やはり奥田駅前というのは総合計画の中でも都市計画マスタープランの中でも、今後開発をしていく必要があるかということがございましたので、50ヘクタールぐらいの区域になるわけでございますけれども、全体の区域をどういうふうに進めていくかということを経験したわけではございません。その中で全体の中には、当然、区画整理、宅地造成の計画も持っているわけでございますけれども、なかなかそこは、時代の人口減少とか経済状況の悪化の中で、実施が難しいということもございましたので、何とか町の中で町の事業ができないかということを検討したのが初めです。これが27年当時でございます。その中で、公園事業というのが1つの案で出てきて、その中で先ほど申したとおり、いろいろな案の中で、最終的には陸上競技場を含む運動公園という案が残ったわけです。それをその後、地元の方、いろいろ学識経験者の方、スポーツ団体の方、いろいろな方に御意見をいただいておりますので、その過程でございますので、28年3月というのは、あくまでもその時点でもう何がなしでも、この陸上競技場をやるといふふうではございませんので、途中の過程だということ御理解いただきたいと思います。

○3番（森川元晴君）

そうですね。私も誤解のないように言っておきますが、議員になりたてのころに、やはり奥田駅前地区というのは本当に宅地開発をしていただきたいという思いの議員の一人でありました、あの当時。特に、学生のために明るい町にしてみたいなというのが希望でありましたので、開発自体は反対しておるわけではございませんので、誤解のないようにお願いいたします。

今、部長が言われた、そのとおりだと思っております。その当時の28年3月議会の議事録がありますので見ます

と、前神谷町長は、3月の議会の冒頭、施政方針とか予算の大綱についてお話をされています。ちょっと読ませてもらいます。「総合公園グラウンド拡張整備計画については、厳しい財源状況を踏まえて、必要最小限の整備として美浜町の身の丈に合ったものとする」と言いつつ、「日本福祉大学との連携できる土地利用を検討するための奥田駅前拠点整備事業調査業務を実施する」とも述べています。これは今のような、名前がいろいろありますのでちょっとよくわからないでいくのですけれども、またそのときの議員に対しての執行部の答えといたしましては、「概算の事業費であり、施設の見直しや費用対効果の面からも精査を進め、事業費の縮減に努めていく」というようなことも述べられています。それはそれで、まだ決定ではないなと思っておりますが、いろいろまだ模索しておったなということはわかります。

ところが、5月ごろには、運動公園整備計画の概要が新聞発表されましたよね。その後は、奥田地区の意見交換会を5回ほど行い、また住民説明会等、これはあくまで奥田地区中心だけで行い、29年3月、1年になるわけですけれども——先ほどは28年3月ですからね——委託業務業者が中央コンサルタントからURの変更に伴い、運動公園整備事業が27億円から45億円に大幅に変更された。これは、総合公園は含まれておりません。経緯をちょっと説明させていただきますけれども、その後、6月に議会として初めて特別委員会が設置されました。町としても、広報はまによって、10回にわたっての運動公園の紹介もされてきた。そのような経緯とされているのですけれども、本当にああもそうもない、とんとん拍子でこの事業が進められてきて、我々議員もそうだったかもしれませんが、もちろん町民もついてこられないような、このような事業の進め方、経緯であると思っておりますが、何か間違った点があったら指摘していただきたいのですけれども、大体このような流れで事業が進められてきたと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○産業建設部長（石川喜次君）

議員の言われたとおりの経過でございます。

ただ、私ども、先ほど議員からお話がありましたけれども、少なくとも協議した段階、段階で議員の皆様方に議員の説明会とか行政報告会、全て御報告しております。その中で予算も認めていただき、これまでずっと事業を進めてきたわけでございますので、その辺も御理解の中でお願ひしたいと思っております。

#### ○3番（森川元晴君）

この経費でお話をしておると、また大変時間が過ぎていってしまいますので、本題の2つの公園整備事業ですが、先ほどの経過を踏まえて運動公園が45億円、総合公園を合わせると51億7,600万円に、現在というか計画が膨れ上がった2つの整備事業ですけれども、これはちょっと総合公園に肩入れしておる僕の質問ですので、現在これだけ膨れ上がった金額、事業費であります。今でもこの2つの整備事業ができるとお考えか、お伺ひいたします。

#### ○都市整備課長（宮原佳伸君）

ただいま、運動公園と総合公園両方の事業が同時にできるかという御質問ですけれども、昨年、先ほど部長申し上げましたように、特別委員会・議員報告会等で、数回にわたり森川議員にも御説明させていただいたところです。

運動公園、28億円から45億円に上がった経過、当然これは何もなくて上がったわけでもないですし、まず申し上げたいのは、一般コンサルタントからUR都市機構に変わったために金額が上がったというものではございません。それちょっと誤解されていると思っておりますので。

まず、事業費が変わったことについて説明させていただきますと、基本構想の段階で28億円という事業費は、もちろん算出して御説明もしたところです。その後、それを現実的に計画を練っていく段階、いろいろな団体の

方と協議をする過程において、当然、施設の中身が固まってきます。当初、想定していた規模よりも大きくしないとか、人が来てくれないとか、使い勝手はこちらのほうがいいのか、いろいろな要素を検討する中で必要なものを積算した、最初の内部のときにはもっと45億円よりも上がる計算の段階もありました。その中から、華美なものはやめて必要最低限、少なくとも事業計画における、町外から人を呼んで交流人口をふやして、地域の消費を伸ばそうということに求めますと、それなりの施設ができないということで、45億円という設計金額になったものでございます。これはあくまで町も意見をして、外部の意見も取り入れて積算したということで、御説明をさせていただいたところです。

そういう中で、総合公園につきまして、当初7億5,000万円という計画でした。これも基本構想の段階です。それを一度にやっていくという中で、2つ合わせると五十数億円になります。資金計画を立てた段階で、やはり同時施工していくには、重なる部分が多いと非常に財政的にも大変というのがありますので、財政状況、都市計画税と国からお借りする起債、あとは見込める交付金を合わせた財政計画上で51億円という説明をさせていただきました。これにつきましては、当時平成35年度、令和で言いますと令和5年度までの事業期間の中で、建設については先ほど言った財源でやっていける見通しであるという説明をさせていただいたところでございます。

総合公園につきましては、今、総合公園というのは、一応体育館もグラウンドまで成り立っておりますので、まずは運動公園を進めて、運動公園の山を越えた時点で、総合公園をその後やっていきたいと思いますということで、暫定整備で5億8,400万円という説明を当時、議員の皆様にもさせていただいたところです。ですので、建設につきましては両方合わせて51億円という計画で、当時、説明させていただきましたけれども、資金計画、建設につきましては可能であるという判断のもと、当時進んできたものでございます。

### ○3番（森川元晴君）

最初冒頭にも言いましたけれども、当初、言ったとか言わないとかというそういうことじゃなくて、今回、住民投票という形になって、ぜひやはり住民の方にも知っていただきたい、そんな趣旨もありますので、このような質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと時間ありませんので、経済効果のほうに移らせていただきます。

先ほどの（1）ですけれども、同等の受け皿をつくるから、総合公園と同等の数を見込んだというような御説明でありました。

奥田の運動公園というのは陸上競技場ですよ。その中でフィールドの中では、ラグビーとかサッカーもやる可能性もありますよね、それも。ただ、運動公園じゃなくて総合公園は、じゃ例えば体育館競技、卓球とかバレーボールとかバスケットボールとか、何かいろいろやっていますよね。それと野外では、野球を中心としてテニスなんか人気あるのかな、結構使われておると思っております。その数字を、陸上競技場に持ってくるということがおかしいということをちょっと聞いておるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

### ○都市整備課長（宮原佳伸君）

報告書の中では、総合公園の利用者数を参考にしておるというか、そのまま使っておるという言い方をしておりますが、総合公園、体育館を含む全ての利用者を含んでおるわけではございません。当然、森川議員おっしゃられるように、体育館での室内競技は省いてあります。グラウンドにおける野球とかソフトという球技についても省いてあります。ですので、総合公園で利用された中で、運動公園でもやれるであろうというものに限っての数値を使っておるという意味でございますので、よろしくお願いいたします。

### ○3番（森川元晴君）

何かその辺が、じゃ、実際に何人かということはちょっとわからないものであれですけれども、わかりました。

あと、大会合宿誘致のことですね。視察した和歌山県の上富田町とか田辺市を実績にして比較したのが妥当だという答弁であったと思いますが、私も行きましたので、率直な感想を述べさせていただきます。

視察した和歌山県上富田町、田辺市は、和歌山県内の南紀エリアとして一年中温暖な気候に恵まれ、6つの市町村で構成し、連携による合宿誘致事業は、ただ交流人口をふやし経済効果を生み出すという漠然とした理由ではなく、各地域の特色、施設の役割、住民の理解、行政、県や国も含めて、かなりの事業費とか例えば皆さん一定わかっていると思うのですけれども、国体というものがありますよね、あそこは。それで、国や県からかなりの協力を得ています。また、市長を初め職員が本当に大変な努力をされて、そのたまものがすばらしい施設、事業成果につながっていると私は感じていますが、その中でも、施設の利用というか誘致、交流人口等をふやす最低限の条件というのは、先ほども言いましたが一年中温暖な気候で、雨天時等でも利用ができる室内練習場とかトレーニングジムとか、施設も和歌山県のほうは充実しておりました。また周囲の環境、住居、また住民の生活等に、例えば騒音とか渋滞等で迷惑をかける、影響がかからないような安心してお借りする人も練習や大会等ができる、そんな条件の場所でありました。和歌山県の施設というのは、みんなそれが整っておりました。

そこで、改めてお聞きしますが、和歌山県の上富田町、田辺市の実績と比較して、妥当であるという判断の根拠を、もう一度お願いいたします。

#### ○都市整備課長（宮原佳伸君）

経済効果をはじくに当たりまして、まず参考の前提というのが多々要りますので、我々だけの実績の数字をそのまま当てはめるわけにはいきませんので、参考にしたということが前提になります。

一部紹介させていただきますと、昨年、私のほうが美浜町の観光協会を通じまして、旅館に合宿での宿泊者数、利用者数を調査いたしました。そこで御回答いただいた数値が2,700人でありました。この2,700人というのは、今回の消費をはじく人数として採用した人数です。この2,700人が妥当かどうかということ判断するために参考にしたのが、美浜町の29年度における総合公園が主になりますけれども、合宿の利用者数が3,649人ありました。約3,700人の29年度の美浜町の実績です。上富田町の1年目の実績が4,144人でした。田辺市の陸上競技場に限っての利用実績が約8,300人おります。田辺市の陸上競技場の利用者で、市内で宿泊された方という実績が4,500人という数字がありました。そういった美浜町の実績、他市町の実績を見て、昨年調べて回答いただいた2,700人が多いか少ないかというところの判断で、2,700人であれば想定としては妥当であろうと。その中で、計画書の中では2,700人の合宿者のうち、宿泊いただけるのは約半数だという計算をしておりますので、決して大きい数字を計上したという認識は持っておりませんので、よろしくをお願いいたします。

#### ○3番（森川元晴君）

この資料に関しては、見る人によっていろいろな角度というのか、いろいろな思いで見られると思いますので、またそれもいろいろ人によって違うと思いますので、もう時間がありませんので経済波及効果で、ちょっと核心の部分について伺いたいと思います。

そもそも自分の住む地域、また次世代への環境整備等が、自分はそういう目的だと勝手に思っておるのですけれども、都市計画税を今回この事業に充てるわけなんですけれども、特に納税されている町民の皆さんに、こういう経済波及効果があったということがあったとしますよ。僕は、余り期待していないけれども。じゃ、そういうふうな都市計画税、納税されておる人にどのようなメリットがあるのか、その辺お伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

#### ○都市整備課長（宮原佳伸君）

まず、今回、公園事業に都市計画税を充てることにつきましては、法の趣旨にのっとって適正であるというふ

うに考えております。

その都市計画事業によってメリットが出た、経済効果が出たものを、納税者の市街化区域の方に何が還元できるのかというお話になりますと、ちょっとそもそもの話になるんですが、税というのは、まず課税される方が決まっております。都市計画税については、市街化区域から徴収するというので、美浜町においてもそうです。出た利益を、市街化区域の人だけに還元するという考えではないということです。ですので税というのは、いろいろな税がありますが、納税される方と納税によって給付を受ける側というのは、全員が給付を受けるわけですね。町県民税でもそうです。町県民税、所得によって払う。ですけれども、それによっていろいろな行政サービスがなされていますけれども、当然、納税されない方にも恩恵があるわけです。ということから、市街化区域の方だけにメリットがあるということの捉え方はしておりません。

### ○3番（森川元晴君）

もちろん、そのとおりです。そんなふうには私は質問したわけではないのですが、もちろん陸上競技場をつくることによって、本当に都市計画税、住居地域で生活している人たちが、こういうときにはこういう都市計画税が使えるんだよという、ちょっとごめんなさい、自分たちのために払っておると税金ではないかなと思っておりますので、住民に対して何らかのメリットがあってもいいかなという答えを待っておったのですけれども、残り2分ですので、大体、次のもう一点質問させてもらいますね。

どうしても、メリットのことがばかりが説明をされておると受けとめておるのですけれども、本当に変な言い方ですけれども、デメリット、この事業を失敗はしてもらいたくない、せっかくやるということになったのだら。でも、その最悪の事態ということもちゃんと見込んで、この事業というものを計画されておるのかということと、これはやってみなきゃ実際わからないけれども、本当に次世代にこの事業を、この設備をつくって次世代に負担がかからない、そのような自信とはなかなか言いづらいかもしれんけれども、それぐらいの勢いというのか、自信は持っておるか、最後にこの思いというのを伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

### ○副町長（永田哲弥君）

最後というようなことで、森川議員。

先ほど来、運動公園の関係についての経済効果をお話しさせていただきました。これは資金計画も当然つくっておりますし、県の資金計画の審査、財務省の審査も既に受けて認定をされておりますので、私ども自信を持って進めておるところでございます。

それで、先ほど来、日本福祉大学が400メートルトラックを推薦したというのか、そういうようなお言葉があったかと思いますが、決してそういうことはございません。あくまで検討委員会の中でやったということで、たくさん視聴者が聞いておりますので、それだけちょっとお願いをしたいと思います。

### ○議長（大岩 靖君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員、自席に戻ってください。

〔3番 森川元晴君 降席〕

### ○議長（大岩 靖君）

ここで休憩したいと思います。再開を2時55分といたします。

〔午後2時33分 休憩〕

〔午後2時55分 再開〕

### ○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 石田秀夫議員の質問を許可します。石田秀夫議員、質問してください。

〔4番 石田秀夫君 登席〕

○4番（石田秀夫君）

皆さん、お疲れのところをば最後の質問者となりました。もうしばらくおつき合い願いたいと思います。

あらかじめ議長に通告書を提出させていただきました質問書に基づきまして質問させていただきます。

1番、総合公園拡張事業及び奥田駅東運動公園整備事業について。

平成31年3月議会で議決されたURとの契約締結協定は、4月の統一地方選挙後に持ち越すべき議決であったと私は思います。総合公園拡張事業区域より土を運び、土盛り・鎮圧される工事内容でしたが、いまだに工事が始まっていません。「ストップ運動公園、陸上競技場」を掲げて統一地方選挙において当選された齋藤町長ですが、造成工事だけは行うということでした。

以下、4点についてお伺いいたします。

独立行政法人都市再生機構（通称UR）との契約について、現状、契約はどうなっているのでしょうか。

2番目、総合公園拡張事業について、第2町民グラウンドの総合公園への移設、駐車場確保から始まった総合公園拡張事業です。計画が鮮明にされてから工事に進む順序でなければならないのですが、搬出する土量はどのくらいになるのでしょうか。今後、拡張工事の計画内容が明確に決定されていないのに進めるのですか。

3番、国の交付金、借入金の返還について、国への交付金返還や借入金返済が先行して話題になっていますが、工事もやらないのに返還額の確定はできるのですか。

4番目、議員に話された3つの方針について、美浜町にとって概算見積もりで50億円を越す大きな運動公園・総合公園拡張事業を、前神谷町長が就任して4年で多額の費用をかけて用地買収、工事に着手したことに対し、齋藤町長は、就任以来半年間、細部にわたり精査し、庁舎内、日本福祉大学、県・国と慎重に対応され、今後の対応策を検討し、考えをまとめられ、3つの方針として議員に話されたと理解しております。この3つの方針で行われた宅地開発、スペックダウン、日本福祉大学との関係についての説明を再度お伺いいたします。

壇上での質問はこれで終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

石田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、総合公園拡張事業及び奥田駅東運動公園整備事業についての御質問の第1点目、独立行政法人都市再生機構（通称UR）との契約についてでございますが、本年度のUR都市機構との契約につきましては、本年3月議会の議決に基づき締結した協定の範囲内で事業を実施しており、契約期間につきましては、9月議会で議決いただきました令和2年度への繰越明許により、令和2年9月30日まで延期しております。

次に、御質問の2点目、総合公園拡張事業についてでございますが、総合公園から運動公園に運搬する土量につきましては、約4万立方メートルでございます。今年度の工事は先月発注されましたが、総合公園拡張の整備に必要な土の搬出であり、来年度以降は、第2グラウンドの代替地の位置を再検討する作業を含む基本設計の見直しをした上で、整備を進めてまいります。

次に、質問の第3点目、国の交付金、借入金の返還についてでございますが、事業を中止した場合の影響を試算する上で、現時点における交付済みの額をお示ししているもので、事業の中止が決定しない限り、返還額の確

定はできません。

次に、御質問の4点目でございます。議員に話された3つの方針についてでございますが、これはもう皆さん、これまでに午前中の答弁でも申し上げたとおりでございます。一つは、とめた場合、当初から区画整理事業をやりたい、区画整理事業によってあの地域をばにぎわいの拠点にするということは、当時からの、それより以前から、私からいえば28年前時代から、今回の東部地区開発可能性調査40ヘクタール、ここを何とか奥田へのにぎわいの拠点にしたいということで進めてきたけれども、これがなかなかできなかったという経過をお話ししましたよね。

私としてみれば、もう当時から地域からもいろいろな声がありました。それは、今言った奥田地区の開発計画です。それと、もう一つは野間駅前です。名鉄の駅、特急がとまります。2つの駅前が何ともならない、何とかしたいというのが当時からの念願でした。でも、野間駅前は圃場整備で、全部田んぼとして整備されましたよね。奥田はそうではなかった。ですから、なおのこと奥田をば何とかしたいという思いがあったのが、当時を思い出すことです。

それで、午前中にも申し上げましたように、できるならあそこを区画整理やり、町営ですから思うような区画整理ができる。しかし、皆さんにお知らせしたように、今は地価が安い。また、ここへ来てくれないだろうと、宅地をつくってもという御意見も非常に多い。そんなことから、もう一つが、要は町営ではできないということがわかった。じゃあ民営でやれないのかと、それがはっきりしたのが駅前ならばこれがやれるということを知ることができました。

そこで、何とかあそこだけに限らず、駅前だけに限らず、私が一番奥田で誇れるのは奥田城です。駅前のあの高い山、名鉄がトンネルを通っていますよね。あの上は何回も、私、上がってみました。当時、教育委員会とも。河和城と同じように土塁が残っています、あそこは。今、知多半島で城の土塁が残っているのは河和城が一番です。それから奥田に残っています。だからあそこはもう、一つの史跡として守る地域だと、その周辺を開発したいというのが、ずっとあの当時役員をやってくれた今の都筑君です。おわかりですよ。それでもできなかったのですよね。

今これができるのなら、しかも私が皆さんに紹介した大手メーカー、ここはすごく大きい。可能性が駅前だけじゃなくて今の50ヘクタール、野間駅までの構想、それとビーチランドです、奥田の。これが一番、町としても一つの西側で大きな財産です。そこをばうまく開発していただけるような、新工法に持っていけるチャンスがあればうれしいなと思っておりましたけれども、皆さんに報告したように、これをやるためには簡単にはいかない。行政的な手続です。午前中にも言われた7年もかかるだとか、早くやれても私は3年かかるかな、この手続に。これでは町がもたない、とてもそこまで。だから、これは見直しをやらなきゃいけないね、やることも断念することも一つあるのかな。じゃ、進めるのはどうするか。進めるのも大変。町の財政、いろいろな問題を今検討していただきました、議会の中で。いろいろな問題がある中でここまで突き進んじゃった、こんなことはきょう議会でやることではありませんでした、本来。やるかやらないときにやらなきゃいけない問題だったのですよ、今までの一般質問は。今ここでやることではない。

それでも、もうここまで事業が進んちゃっている。6億円もかけちゃった。これをどうするかというのが今の一番の悩みですよ。じゃ、もうとめることはできないのなら進めるしかないのじゃないですか。進めるに当たって、じゃ、今までの計画どおり3種の運動場を陸上競技場をつくって、本当に美浜町ええの。名古屋市でも瑞穂グラウンドでも大変ですよ、今は知多市でも業者の名前ですよ、今は企業の名前ですよ。あれだけの大きな市、人口も財政も桁外れ。一番大事なのは、(前町長)神谷君のときも言っているじゃないですか、身の丈に合った

と。公共施設を余りにもつくっていくと、その維持管理だけで大変なことになっちゃう。

だから、何とか教育委員会も、子供が減っているから学校にしようよ。1カ所にしようよ。いい環境で子供たち、保育もあわせてできるようにしようというのが今じゃないかなと、そのための予算はじゃどうするだと。私が総合公園をやったときには、大変な基金をためてあったですよ。体育館をつくり、グラウンドをやり、テニスコートをやった。大変な基金がありました、あのとき。10億円、もっとあったんじゃないかな、そのための積み立て基金が。今はないですよ。

それと心育館、これは皿井先生の寄附があったからできたんですよ。これは町民も知らないでしょう。皿井先生の遺産を町でいただいていたから私が、これを活用したから、あの心育館、図書館、生涯学習センターをつくったんです。だから、あの前に皿井先生の由来を私は彫らしてもらった。でも、私もここまで人口が減って、子供が減るとは夢にも思わなかったです。上野間小学校をやり、河和中の体育館をやり、南部小学校の改革を知り、改造をやり、保育園は3つつくってきました。南部、上野間、河和とやりましたよ、よくも。でも今思うと、いやもう二十数年でこれ移転せないけないのかというのが、何ともいえない自分の身に重くのしかかります。

ということで、ぜひこれから議会の皆さんと徹底的に議論し、一番いい方法を進めていけることができれば、一番私はありがたいなと思っておりますので、ぜひそういう面で、この3つの中の1つは恐らく難しい。2つの道でやれる方法、大学とは当然、お互いに手をとり合いながらやるのは当たり前です、こんなことは。その辺を御理解いただいて、大学も納得できる、あるいは町もできる方法でまちおこしにつながっていったらありがたいので、その3つの中の2つ、ぜひ議会の皆さんでしっかり検討していただいて、いい方向に進んでいただけることをお願いし、壇上での答弁にさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○4番（石田秀夫君）

私、今回、「希望の輪」に入らせていただきました。その理由と申しますのは、この運動公園、町における活性化事業に対しての本当の進め方、立ち行くのかということがまず1点と、町財政において、町の税収において増収につながることを協議、また、工場・企業を誘致の検討をしていくと、奥田駅前前の発展・開発、日本福祉大学のある中で、整備に対して町に対しに有益か考えていくと、総合公園、美浜インターをおりてすぐ、美浜町の中央公園としての位置づけをするとともに、町民福祉の発展を目指していくと、今回の今の現状を把握し、対応を考えていく、そういう意味で入らせていただきまして、今回の総合公園事業で、奥田の運動公園に土を持ってき過ぎて、後で土をまた外から持ってくるようなことはしてくれるなど町長に申し入れているものでございます。

今回、奥田駅前運動公園の事業において、本年3月委託業務協定が議会で承認されたということですが、その内容が、昨年、委員会などでも土盛り・鎮圧までやるんだ、真ん中にもう一つ調整池を掘っておかなければならないというような説明まで聞いております。そうしたところが、これは4月1日の締結であったにもかかわらず、その後、工事が進まないというところで、どうしてかということをお伺いしたいのでございます。

○町長（齋藤宏一君）

総合公園の問題で、私も町長になって——現場主義ですから、私は——担当と3人で現場へ上がってきました。上がって行って、結局有害物質が出たところ、あそこはもう手がつけられんなど、これは、つけたらもう何億円とかかっちゃう。だから、このまま置かんならん。じゃ、ここはどうする。ここが一番高いところだけれども、

待避所になるから一番、あるいは駐車場にすればいいじゃん。そのかわり両方へ、こちらへは多目的広場だったでしょう。奥は野球場だとか、そういう傾向だったよね、西側、わかるでしょう。だから、そこを眺めました、みんなで。

ところが、真ん中へ1ヘクタールの土山を残したら、当然、もう今はだから泥がないですよ。運ぶ泥が足りない。そうすると、またグラウンドが狭い。予定のグラウンドができません。おい、もっとここを買わなだめじゃん、初めからなぜ愛知用水まで買わなだと言ったの、私。愛知用水、総合公園につないでずっと、豚小屋があるでしょう、あそこまで買っちゃえと、そんな安いもんだと。そうするとかなり広くなる。奥はたくさんもう農地で、こんなのいつでも売ってくれる。その横、高いところは……………さん、もう今はミカンをやっていない。だからどれだけでも買える用地だよ。その辺を構想にもう一回入れながら、当初の目標のグラウンドとこれができるような形で総合公園を考えようと言ったのが初めの仕事です、私の。おわかりですか。

それで、泥を運び過ぎちゃうと足らなくてきちゃったじゃ困るから、あるかと言っていて私も、今、石川君が言ったような。それで4万立米あります。あるから、じゃ4万立米、今まで運動公園の計画が変わっても、駅前を埋めちゃうわいかん。どっちみちやらなければいけないから、その工事は続けてくださいよ、私は町長になりました。工事はね。あと、また細かいことだから、担当から説明させます。

総合公園は今度も、御存じのように、あそこはやっぱり町の中心です。学校もあの近辺に近い、学校もね。こちらへ通れば保安林みんなある。いろいろなところで、あそこは用地確保は非常にやりやすい。しかも今はそう高くないでしょう。だから、あそこで全てをまとめることができたなら美浜町は最高です。インターの出口で、今度はクリスマスのもでもみんなあそこでやる、産業まつりもやる。いろいろなことを中心的にやれる最高の私は美浜町の、西も東も真ん中でというふうにみんなも言っている。

だから、そんなことを夢に皆さんで描いてもらってやってください、これから続けて。河和の人も布土の人も喜ぶますよ。そういう形をぜひ皆さんで検討してやっていただきたい。これは年寄りのお願ひよ、はっきり言って。ぜひそんなことで今から進めていっていただくとありがたいなと、よろしくお願ひします。

#### ○議長（大岩 靖君）

先ほど町長の答弁の中で、人のプライバシーに関することに少し触れていましたので、以後、気をつけてください。ほかに答弁はありますか。

#### ○産業建設部長（石川喜次君）

今年度の工事はいまだに進んでいないというお話でございましたけれども、もう一度、議会の中でもご説明した協定の経過をご説明いたします。

令和元年度の通称URとの委託協定の中身なんですけれども、これは実は30年3月1日に仮協定をいたしました。3月19日に議会の議決をいただきました。その議決が通りまして、4月1日に協定の締結日と……

〔「31年、今30年と言った」と呼ぶ者あり〕

#### ○産業建設部長（石川喜次君）

済みません。平成31年の3月のということでございます。どうしてこの1年前に、令和元年度の事業を前年度に仮協定を結んだかと申しますと、内容が造成工事と、あといろいろ、そのときも御説明しておりますけれども、建築の自主設計、橋梁の自主設計、あとボーリング調査、この中身が多くございます。1年間でやるにもかなりのボリュームがございますので、4月1日から業務にかかるために前年度に仮協定をしております。

4月から今年度の事業の着手しておるわけですけれども、実は6月10日が入札になっております。これは工事の入札でございます。これが不調、落札業者がいなかったという結果に終わりました。この中身は、皆様も御存

じのとおり、現町長が、今の公園事業を中止という公約で当選されたということがございましたので、入札の条件の中に、要するに「この工事は、結果によっては工事はなくなりますよ。」という条件をつけてございます。そういうこともございまして、やはり受ける業者の方がリスクがあったということは伺っております。これで不調でございました。

その後、町長の指示のもと「造成工事は実施する。」ということがございましたので、ただし、「これまでの陸上競技場の必要のないものはだめですよ。」という指示がありましたので、一部抜いております。それが、いろいろ手続をやって、先月11月22日に契約を終えております。これが工事の契約でございます。ですので、今は工事の準備段階をしてございますので、年明けたら工事に着手になるかと思っております。

#### ○4番（石田秀夫君）

先ほど、おくれておる理由、落札業者がいなかったという、不調に終わったということはわかりました。世間では、現齋藤町長がとめておるといいうわさとかお話をしこたま、そこらじゅうで話は聞くものでございます。そういった中で、どういう現状なのかというのを明らかにしていけないかというのが、私のこの質問の一つでございました。

それと、次といったらあれですけども、先ほど基本設計見直しという答弁がございましたが、総合公園の拡張工事の見直し、基本設計だったのでしょうか。

#### ○産業建設部長（石川喜次君）

先ほど答弁したのは、総合公園グラウンドの拡張の区域の中の見直しでございます。

#### ○4番（石田秀夫君）

今後、総合公園、運動公園を抱えての町財政における維持管理が本当に心配になってくるのですけれども、先ほど端的に、私は思うところですが、3つの方針、議員に示されている中で、私は3つある中で今2つに絞られてくると思っております。絞るべきところはあるとは思っています。

その2つというのは、まだ宅地開発、それからスペックダウンと。それはどうしてかということですけども、言えることは、陸上競技場を建設することによる活性化事業を切り離して、外して出費はないとしても町財政はとてつもないと、その状況下にある現状であると考えておるんですけども、そこにおいて町長は苦渋の決断を迫られている、判断を迫られていると思います。

私もしっかりとその部分は考えておるんですけども、宅地開発に関して、私は奥田駅前50ヘクタールの区画整理準備委員会のときの休止少し前とかで、地元区、それからこういう議員になってで話はしっかりと聞いておるところでございまして、今回、大手住宅メーカーの方に入っただけということは、当時職員の方との話でも、私が議員になっての職員との話でも、この休止を打開するにはどういう、やっぱり大きな力が入っただけことが最善の策で、この奥田の駅前の発展につながるのではないかとことをば、当時から考えておったものでございます。

そういう中で今回、私は若者定住住宅の造成を進めたいとの思いで、今回の選挙公報に書かせていただきました。町長とともに非常に残念でならないと思っております。

#### ○議長（大岩 靖君）

石田議員、質問の趣旨がよくわかりにくいので、簡明にお願いいたします。

#### ○4番（石田秀夫君）

ここのところで、社会情勢を見据えて、この件も今後諦めることなくお力添えを願いたいと思っておりますが、住宅メーカーに入っただけで手続に7年かかるとは、その根拠はどういうところにあるのでしょうかというこ

とです。

#### ○都市整備課長（宮原佳伸君）

先ほど、午前中でしたかね、町長の答弁で新たな開発に取りかかるのに7年かかるというお話がありました。住宅メーカーという表現は、ちょっと私のほうは使いません。というのは、新たな開発に入るときに年数を要するというものでございまして、まず現在、あの地区につきましては、法的に都市計画決定が都市公園、美浜町運動公園という都市計画決定、簡単に言いますと網がかかっておるということになります。事業認可があつて、事業が進んでおるという状態の場所です。そこを新たな違う手法で開発しようとしたときに、まずいろいろな手続、手順を進めていく必要があります。

一つは、まず事業の中止、事業を中止した後の処理としていろいろ話が出ています交付金の返還ですとか、そういうお金の問題、事業が終わったとして、まだ都市計画決定というものの網はとれないわけです。その網がそのままのうちに住宅開発ができるかというのでできなくて、新たに都市公園にかわる土地利用を美浜町の方針として決めるに当たりまして、当然、町には今、そういう住宅開発のプランはないわけです。ですので、当然、民間事業者がやるという事業計画に基づいて、町としてその土地利用をどうしていくんだという議論をするときに、いろいろな手続があります。

まず、その民間の方がどういう事業の計画を持っているか、その内容が妥当であるか、そういう審査をするのに相当、議会も含めて、住民の同意も含めて時間がかかるということをご想定します。そういったものを、今度都市計画決定、地区計画という形で都市計画決定、新たな網をかぶすというところに至るまでには、町の考えもそうですけれども、当然、県の同意等も必要になりますので、そういう手続を踏んでいくのに数年かかる。その間、ずっと民間の業者がその計画を維持して、計画をやっていくんだということが担保がなければいけません。そういったものを全てクリアして、新たな地区計画でいくんだということが決定して、初めて公園の網をとって、新たな地区計画を立てるという手続を踏んでいく必要がありますので、事業をとめたからといって新たな土地利用にすぐ変更できるというものではございません。

町長が7年と申し上げましたのが、私どもが想定して、シミュレーションして、明確には何年かかるということはいい切れませんが、当然、今年度事業をやめても、これからいろいろな清算をしたりとか、いろいろなことをやっていって、その後処理だけでも2年、3年かかりますよと。その後、民間の方との折衝、住民の同意、県との説明、いろいろやっていると5年、6年すぐかかってしまいますよと。その後、初めて町が用地をやってくれる方に譲渡できて、初めて開発が始まっていくということになりますので、7年というのはあくまで想定の話ですけれども、それぐらい相当たる時間がかかるというものを説明したところでございます。

#### ○4番（石田秀夫君）

質問というよりは、こういう美浜の中で、こういう住宅メーカーの大変ありがたいお話だと私は思っております。本当にこういうことも踏まえて、この2つの案といいますか方針といいますか、そういうことで2つに絞られる中での住民投票という、住民の方にしっかりとそういう点をば説明していただきたいと思っております。

こういう今、この一月、二月でどういう結論を出すという、こういう進め方ではないと私は思いますが、これは工期の決まっている次の工事をどうしていくかということに入ってくると思うのですけれども、じゃ、その後をばと、今の造成工事が終わった後、その後をばどうしていくんだという課題だと捉えておりますということですので。しかしながら総合公園拡張工事が、こういう形で以前のように土とり場だけで終わるといような、運動公園ができ上がった後、総合公園を考えるということが、方向が変えられただけでも私はよかったなということば思っております。今回の質問で、そういうことで閉じさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく。終わ

ります。

○町長（齋藤宏一君）

石田議員、ちょっと勘違いしている。区画整理は難しいだろうということを私は言ったんだよ。残っているのはあと2つ、大学との折衝、いろいろなことでこのグラウンドはやれるのか、それとスペックダウンでやっていけるのか、そこは町の財政、それを検討してほしい。なかなか、だから今も担当が言ったように、これを宅地にかえる、その間の町の財政はやれない、それは事実なんです。それでいいね。だから、これは難しいということ、私は皆さんに御説明したつもりですので。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、石田秀夫議員の質問を終わります。石田秀夫議員は自席に戻ってください。

〔4番 石田秀夫君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

---

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

あす12月6日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご協力ありがとうございました。

〔午後3時36分 散会〕

令和元年12月6日（金曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月6日（金曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第3号）

日程第1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大嵯暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤宏一君	副町長	永田哲弥君
教育長	山本敬君	総務部長	杉本康寿君
厚生部長	八谷充則君	産業建設部長	石川喜次君
教育部長	天木孝利君	総務課長	夏目勉君
秘書課長	中村裕之君	企画課長	磯貝尚美君
防災課長	小島康資君	税務課長	茶谷昇司君
住民課長	茶谷佳宏君	福祉課長	高橋ふじ美君
健康・子育て課長	宮崎典人君	環境課長	藪井幹久君
産業課長	三枝利博君	建設課長	鈴木学君
都市整備課長	宮原佳伸君	水道課長	夏目明房君
会計管理者	久綱勇君	学校教育課長	近藤淳広君
生涯学習課長	谷川雅啓君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比郁夫君	局長補佐兼 議会係長	山下美幸君
--------	-------	---------------	-------

〔午前9時00分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

朝晩大変寒くなってきました。昨日、本会議終了後に私、ほかの用で奥田小学校にある放課後児童クラブにお邪魔してきました。2年生、3年生を中心に30人以上のお子さんたちがみえたわけなのですが、皆さんとても元気ですごく活発で挨拶もきちっとできて、子供たちを見ていると、この美浜町はまだまだこれから先、もっとも我々がしっかり方向をつけてあげなければならないなど、つくづくそういう実感が湧いてきました。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

ここで、執行部より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○秘書課長（中村裕之君）

それでは1点、御報告をさせていただきます。

昨日、町諸般の報告等々の報告をさせていただきました。本町におきますシステム障害について、続報をお知らせしたいと思います。

新聞紙上等で報道されましたとおり、おととい、12月4日の11時ごろに発生しましたシステム障害につきましては、全国の50の自治体で障害が発生しております。愛知県内では、岩倉市、津島市、蟹江町、東浦町、私ども美浜町のこの5つの自治体が、システムの障害が現在も続いております。

復旧の見通しにつきましてはまだ立っておりませんが、来週の月曜日あたりから順次回復する見込みでありますので、住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしますが、今しばらく相応の事務処理ができないということを御承知いただきたいと思ひまして、御報告させていただきました。

○議長（大岩 靖君）

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可しました。また、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し、写真の撮影、録音の許可をしました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には9名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの3名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願い申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度のある質問をお願いします。また、

執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、5番 杉浦剛議員の質問を許可します。杉浦剛議員、質問してください。

〔5番 杉浦剛君 登席〕

#### ○5番（杉浦 剛君）

皆さん、おはようございます。

一般質問2日目、希望の輪の会派に所属しております杉浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づき、これより質問させていただきます。

現在、美浜町はさまざまな課題を抱えており、それら課題を一つずつ、半歩でも一歩でも前進できるよう、解決に向かっていきたいと願っております。そのためにも、執行部の皆様と議会が協働し、町民の皆様の理解と協力を得まして、誰もが心豊かに安心して希望を持って生きられるよう努力していきたいと思っております。

それでは、質問の1点目、美浜町埋立条例とリサイクル土の埋め立てについてにおいて質問させていただきます。

さきの6月議会で、私は太陽光発電施設設置に伴う埋め立てについて質問しましたが、美浜町埋立条例が施行されて10年ほどたちます。その間にもいろいろな条件が変わってきており、全国の市町村でも条例の改正がなされ、対応に迫られていることも承知しております。

そこで、リサイクル土による埋め立てについて、以下3点お伺いします。

（1）条例に基づく許可した件数について。

平成30年度及び令和元年度中に美浜町土地の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき、許可した件数は何件か。

（2）リサイクル土による埋め立ての内容について。

許可したもののうち、リサイクル土による埋め立ては何件で、埋め立ての総面積及び容量はどれだけか。

（3）リサイクル土による埋め立てについての考え方について。

町は、リサイクル土による埋め立てについて、どのように考えているか。

そして、質問の2点目、令和2年度予算編成方針についてであります。

美浜町が抱える多くの難題、課題について、本町の財政を取り巻く状況は年々悪化し、現状のままでは遠くない時期に財政が行き詰まる可能性が高まっています。具体的には、土地下落や少子高齢化による人口減少、労働力の減少による税収悪化に伴う歳入の減、そして歳出面においては2つの公園事業、また2市3町の広域ごみ処理場建設、南知多町との合同の火葬場建設、そして、2020年問題と言われてきた団塊世代の高齢化に伴う医療、福祉、介護に係る扶助費等の増加などであります。

令和2年度予算編成方針について、近々に対応・優先しなければならない2つの事業についてお伺いします。

（1）小中学校の再編問題は喫緊の課題であると思っております。河和南部小学校や野間小学校など、児童数の推移などを見ると1クラス数人から十数人と、これからの児童数はまさに深刻な状況です。生徒の教育環境面や働く教育者の配置等の減少からくる労働面のこと、また校舎の維持管理や老朽化に伴う問題など、もう先延ばしにできない問題と考えております。

具体的な再編に係る費用として、児童数は異なりますけれども、同規模の県内の瀬戸市、また隣の静岡県の浜松市の小中一貫校の例を参考にしますと、約60億円から70億円の事業費がかかり、補助対象の基準面積の2分の1補助が受けられるとも聞いておりますけれども、本当に多額のお金がかかります。

美浜町の現状は、同時に多くの事業を抱えております。多額な事業費がかかる本事業ですが、事業を進めるこ

とは可能でしょうか。優先順位を求められると思いますし、さまざまな事業とのバランスが必要であると考えております。執行部の考えを伺いたいと思います。

そして、(2) 既成市街地再編等関連事業について。

既に進められている既成市街地再編や関連する道路の拡幅、空き家対策問題等は、災害時の避難経路の確保や救急車、消防車のいざというときの進入には必要なことであり、本来住民が望んでいることであります。この市街地の住民が納めている都市計画税も、払っているだけで何もやってくれないと不平不満の声も聞こえますし、その原因ともなっております。住民は見える化を求めています。確実に事業が進められているのか、現状の進捗状況についてお伺いします。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

杉浦剛議員の御質問にお答えいたします。

初めに、美浜町埋立条例とリサイクル土の埋め立てについての御質問の1点目です。

条例に基づく許可した件数についてでございますが、平成30年度の許可件数は4件、令和元年度の許可件数は1件となっております。

次に、御質問の2点目、リサイクル土による埋め立ての内容についてでございますが、リサイクル土とは、いわゆる改良土、再生土とも呼ばれるものでございまして、この改良土を利用した埋め立ての件数、これは平成30年度に3件、令和元年度に1件となっており、総面積は3万3,785.13平方メートルです。容量は22万2,396.19立方メートルとなっております。

次に、御質問の3点目、リサイクル土による埋め立てについての考えについてでございますが、近年、山林、農地などで多くの太陽光発電パネルが設置され、その事業に伴う埋立事業も増加傾向にあると感じております。

この太陽光発電事業の埋め立てでは、コスト削減のために安価と思われるリサイクル土を利用し、短期間で一気に埋めることが非常に多くなっています。町民の皆様から見れば、急に樹木が伐採され、大型のダンプカーが非常にたくさん上野間河和県道を走っておりますね。埋め立てが進む現場は、無秩序な開発、里山の破壊ととられるとともに、埋め立てられている改良土による下流農地への影響、これを非常に心配する声の下流にある農地、所有者だとか農業委員の声の中にも出ているのが現況でございます。

町としては、現時点では法律違反ではないものの、多くの課題があると考えております。美浜町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を、早急に現状に見合った条例に改正することが必要と考え、今現在、その作業を進めている状況でございますのでよろしく願いいたします。

次に、令和2年度予算編成方針についての御質問の1点目です。

小中学校の学校再編についてでございますが、本町が計画している小中一貫校を建設する財源としては、杉浦議員が壇上でおっしゃったように、数十億円の経費が見込まれます。

現在の財政運営につきましては、少子高齢化による医療、福祉、介護に係る扶助費もおっしゃるとおり、我が国でも確実に増加をしております。これが財政圧迫の可能性、非常に大きいものがございます。また、極めて厳しい財政状況であります。

しかしながら、この学校再編、これは美浜町としては、先ほどもおっしゃったように1クラス6名でも1クラスでやっていかなきゃいかん、先生も1人。この実情が非常に多いですね、今。これでは本当の教育ができない。しかも、美浜に住もうという若い方々、美浜から武豊町、北のほうへ行っちゃうじゃないですか。そんな状況下に今は来ておるといことだと職員ともども心配をしております。

最優先の私たち美浜町の課題として、これは非常に厳しいけれども、まずやっていかなきゃいけないというのが教育委員会との一致した認識でございます。ぜひそのへんを議員の皆さんにも御理解いただきたいということで思っております。

次に、御質問の2点目、既成市街地再編関連事業についてでございますが、現在で町内で既に御存じのように、2地区で検討を進めておるようですが、これも非常に多くの課題に直面しております。いかにこれから、私たちが現在の市街地区域内、市街化区域内での空き家、それから老人家庭が多い、またひとり暮らしの家庭も非常にふえている、若い人が住みたい場所とこれからなつてこなけりゃ困る、そんなことを考えながら、じゃ、どうすべし。それはやはり、市街地の狭い道路、先ほど言ったように救急車も消防車も入れない、これでは後継者は住んでくれません。

だから、いち早くこの問題に対処されるような形に持っていきたい。それは目的税である税として、都市計画税をいただいております。南知多町はいただいております。これをやはり市街化区域の改善に回すのが私たちの仕事ではないのかなと、これを私は常々考えておりました。

その都市計画税によって長期の地域の道路改革の計画、あるいはその中へ児童公園、防災公園というものを考えて、空き家が出たらそこを即そういう場所に利用されるような、あるいは、もう寄附したいけれども寄附も要らないという状況でしょう、町は。固定資産税を払っていただいたほうがいいから、町はもう土地の寄附要りませんと言っているのですよ、今。どこでもそうです。これではいけない。そういうものを生かせるようなためにも、長期的な市街化区域の再編成方法を何としてでも考えていかないと大変です。

私の今住んでいる周りも十数軒あります、隣周りが。どうですか、後継者がいて子供がいるのは1軒だけですよ。もう朝はいつも子供たちがにぎやかに行き会ったのが全く行き会わない。恐らく皆さんもそういう状況だと思います。これを何とかやらなきゃ、せつかくこれだけいい美浜町が、これから先どんどん寂れていく。そうじゃない地域にぜひ皆さんとともに考えていただきたいな。

ですから、これからの皆さんからいただいた都市計画税は、旧市街地を住みやすい地域、魅力のある地域に生かせるような方法を考えることが納税をされている皆さんへの、私は一番大きな還元じゃないのかなということも思ったから、今回の運動公園の面も市街化区域税を、こちらへみんな20年先まで使っているのですかということも訴えてきたのです。ぜひその辺御理解いただいて、検討をみんなでこれから考えていっていただくとありがたいなと、そう思っておりますのでよろしく申し上げます。

[降壇]

#### ○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

#### ○5番（杉浦 剛君）

それでは、質問順に順次再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、リサイクル土の件であります、容量の件でちょっとわかりにくかったので、もう一度ちょっと皆さんにわかりやすいようにお願いしたいと思っております。例えば2年間で22万2,396立方メートルという容量というのはわからないので、例えばダンプカー、今10トンダンプが盛んに行き来しておりますけれども、ダンプカー

で何台分ぐらいになるか、その辺がわかればお願いいたします。

#### ○環境課長（藪井幹久君）

それでは、容量のところをもう少し補足説明ということでございますので、計算してみますとということでお答えさせていただきます。

本町でよく見かけます10トンダンプ、そちらで計算をしてみます。1台当たり10トンダンプでは、積載量は6立方メートルでございます。重量は約8トンということで10トンダンプと呼ばれるということになります。容量としますと6立方メートル。先ほど町長が答弁しました土の量、もう一回改めて言いますと22万2,396.19立方メートルでございます。これを6立方メートルで割りますと約3万7,066台となります。これでもちょっとびんと来ないということになると思いますので、埋立期間につきましては、それぞれ長いもの、短いものございますが、平均しますと大体1年ぐらいで埋め立てをしております。ですので、1年365日ありますが、日曜日ですとかお休みを除いて結構見かける頻度も多いということで300日程度で割ってみるとということで、300日と想定しまして割ってみますと、1日当たりで123台です。許可の件数でそれを割り返してみますと、1カ所当たり大体30台程度ということになるかと思えます。これはあくまで計算、平均でございます、目安でございますので、実際の現場では多い日、少ない日があったかと思えます。

また、重さでいきますと、今言ったようにこの台数に8トンということで掛けてみますと、1カ所当たり1日大体200から250トンぐらいかなということになりますので、お願いいたします。

#### ○5番（杉浦 剛君）

御答弁では、現状では法律違反ではないが多くの課題があるということも町長は述べられておりました。この多くの課題があるといったことはどんなことを指しているのか、具体的に教えてください。

#### ○環境課長（藪井幹久君）

それでは、我々が考えている多くの課題ということで答弁させていただきます。

課題というのはたくさんあるかと思いますが、大きな問題、課題としては、2つの課題があると考えております。

まず1点目については、土砂等からの周辺や下流に及ぼす影響が懸念される点でございます。もう一点、2点目が、周辺や下流域に対しての周知・説明、そういった不足があるのではないかとこの点でございます。

大きな2点という話ですが、もう少し補足をさせていただきますと、1点目の土砂等からの周辺や下流に及ぼす影響、この点についてですが、今まで本町の許可した案件で成分調査もしておるのですけれども、それで条例の基準、環境の基準をもとにしておりますが、そういった成分の基準を超えた土砂で埋められたという事例は今のところ、我々の町のところではないのですけれども、しかしながら愛知県でも特には聞いたことがありませんが、全国的には、ほかの県ではこの条例を持っているところはたくさんございます。そういった中で、基準を超えたということで問題になったという事例も聞いてはおります。この原因が、主に議員がおっしゃられておられるリサイクル土と呼ばれます、先ほど町長も言ったように、リサイクル土という名前ではなくても改良土、再生土というふうな呼び名をしているというところが多いですけれども、その改良土、再生土によるもので、これらの事件があったということで改良土、再生土での埋め立ては禁止すると、そういった条例をもう制定している市町もあるという状況でございます。この点では、先ほど言ったように本町ではないと、そういった事例はないということではございますが、起こってからでは遅いということで大きな課題だとは考えております。

また、土壌の検査につきましても、本町での条例につきましても、まず初めに埋め立てる前に発生する、持ってくるものところの成分を決められた方法で検査します。その後埋め立てが始まって、埋め立てが始まって3

カ月ごとに一度、埋め立てた土壌を検査します。最後に完了の時点で検査して、丸であればそれで完了という流れになっております。しかしながら、近年の埋め立てでは、先ほど町長からの答弁にもあったように、多くのダンプカーで短期間に一気に埋め立てを行っているということが多いということもありますので、この検査方法、3カ月に一度といった、そういった機会についても実際に合っているかどうかということも課題だと考えております。

次に、2点目の周辺や下流域に対して説明不足という点についてでございますが、現在の本町の埋立条例では、まずは隣接している土地の地権者、こちらには同意を求めていますので、そちらには説明していると思っております。ほかには、事業区域の端から300メートル以内に居住する住民の方に説明会を開くとなっております。

ただ、昨今の埋立条例の案件につきましては、周辺に住民が住んでいないようなところで木を伐採して埋め立てをするということ、その後に太陽光パネルを設置するという事業が多いということで、住民への説明というのも300メートル以内にはないとか、もしくは数軒だという状況であったりするというところでございます。ほかには本町の条例では説明は求めてはないという状況でございます。したがって、この点について問題だろうと、課題だろうと考えているということでございます。

また、その他では、本町の道路では大型車両の大量の通行を想定していないという道も結構ございまして、そこを通るということで、道路とか通行、そういったものに支障を来しているというような課題もあるかと思っております。

〔「補足を」と呼ぶ者あり〕

#### ○町長（齋藤宏一君）

今の質問で答弁、一生懸命やってくれております。でも、その中でちょっと私がここへ入って、これを即検討させました。これは、方々から美浜町は無駄地帯だねという声が聞こえました。道路が非常に傷む、もうどんどん走る。私がこの役場へ来るうちに10台ぐらい行き会います。朝ですよ、もう既に。しかも土曜日が多い。これでいいのと言って始まりました。それで県へ確認、この許可は一体どこでおろすの、町じゃないの、県です。だから、これは県へも今からどうですかということをお願い合わせなきゃいけない。大きな問題ですよ。

それから、土壌調査持ってくる。これもなかなか難しいでしょう。金がかかる、非常に。高いのですよ、これも。だからなかなかやりづらい。しかも、埋めちゃってから点検ではなかなかこれは難しい。トラックに載っているうちにやれないのかということも、一応担当とも検討しました。遠くから持ってきたときに、これはちょっと色が濃いじゃない、おかしいじゃないというものがあればやれんのかと、そういうことを。というぐらいこれからしっかりやろうやと。やろうやですということを今、真剣に検討しております。

そんなことでぜひ、現場へだから職員を行かせます、できるだけ。行かせた形で、業者もこれは美浜町は厳しいな、ちゃんとやらなきゃいけないなと思っていただけるような、やはり町にしていけないと、これはまずい、いけない、そう思います。

#### ○厚生部長（八谷充則君）

ごめんなさい。今の町長の発言、訂正するわけではないですが、ちょっと補足で説明します。

埋め立てに関してはいろいろな法律が絡んでおります。埋め立てること自体は町の条例で許可をしておりますけれども、例えば砂防法の許可ですとか、農地であれば農地の一時転用許可ですとか、森林法ですとか、それぞれ埋めるものの基準は国の環境基準ですとかいうことで、全て町の許可ということではないのですけれども、県の許可ということでもないということで、いろいろな法律をクリアして、条例をクリアしてやっていただいているということでございます。

○5番（杉浦 剛君）

たくさん質問してしまったので時間がないので簡潔に、しかし具体的に条例を進めるために質問していきたいと思えます。

本当に丁寧な、いろいろな課題を説明していただきましたけれども、今後の埋立条例の改正点、これをずばりと聞きます。簡潔をお願いします。

○環境課長（藪井幹久君）

では、改正点。先ほど課題を大きく2つと言いました。ですので、大きく2つということで、1点目、埋立土壌の明確化です。改良土、再生土を取り扱いはだめだとか、そういう条例をつくってある市町村もあります。そういったことを初め、明確化して検査のやり方、それも検討しようと思えます。2点目が周辺への説明・同意、そういったもののやり方、そういった点につきまして規定を考えるとということでございます。

この条例、目的が生活環境の保全、住民生活の確保に寄与すると目的も掲げてあります。もうこの目的の根本となる部分でございますので、検討に当たりましては、慎重に、ですけれども早急にと考えておりますので、よろしく願います。

○5番（杉浦 剛君）

それでは、この条例のことに最後の質問となります。

今後の改正のスケジュールをお伺いしたいと思います。

○環境課長（藪井幹久君）

では、スケジュール、手続について説明をさせていただきます。

現在、先ほど言ったように改正点について検討しておりまして、その案を固めた後、先ほど部長からも答弁したように、関係法令がいろいろこちら関係してきますので、県だとかそういったところと協議をする必要があるということになります。その後、それで条例案が固まりましたら、この条例は罰則規定のある条例でもございますので、その罰則に係る重要なところも変えるということになりますので、検察との協議をするということになります。

したがって、我々目指しているのは、この年度内という形で条例改正をと目指してはいるところではございますが、その協議が済んでからということになります。

○5番（杉浦 剛君）

ぜひとも早く、年度内に成立を目指して努力していただきたいと思えます。

そして10年ほど前、かつて条例が制定した当時、私の記憶では雇用促進何とかかんとかの補助金がつきまして、町内パトロールもその当時、何年か実施したという覚えがあります。今ではその財源はありませんから、そういったことはできませんけれども、職員が現場に行ったとき目を光らせていただきまして、ぜひとも美浜町の里山は、我々は断固として守るのだという意思を示していただきたいと思えます。よろしく願います。

それでは続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

小中学校の再編の問題でありますけれども、具体的に今かかっているいろいろな経費、これは人件費を抜きました維持経費等、教えていただきたいと思えます。そして、今後15年間に係る長期化の改修工事等、どのぐらいかかるのかということをお伺いしたいと思います。

○総務部長（杉本康寿君）

杉浦議員の御質問でございます維持管理費等々につきましてでございます。

今現在、美浜町の小中学校の再編計画をつくっております。この資料のもとになるのは、平成29年の3月に美

浜町公共施設等総合管理計画をつくっております。これを基本として、個別案件としての計画になっております。

その中で、平成30年から令和14年までの計画の中で、美浜町には町内に8校ございます。中学校が2校、小学校が6校あります。その中の部分で、総額につきましては改修費等、維持管理につきまして約91億円かかってまいります。年間当たりいたしますと、平均で6億円となります。また、今後40年間の長寿命化とか、当然昭和50年代に多くの小学校・中学校が建てられております。新しいのもございますけれども、こちらを更新することになりますと、総額で185億円という格好になってまいります。

#### ○5番（杉浦 剛君）

こういったことを聞きますと、本当にもう児童の少数学級の問題も考えたり、教師の労働面のことも考えますと、もう待たなしの状況であります。しかしながら、地元の学校を統廃合するということは、住民の本当に学校への愛着やら地域のきずながなくなり、衰退するのじゃないかというような心配の声も多くあります。こういった住民に理解と協力を本当に得るためにも、この再編の必然性を理解していただかなければならないと思います。

ぜひとも教育長に、この計画の本当に必要なのだということと、それから今後のタイムスケジュール、またこのタイムスケジュールにおいて、今後、各地区で説明会をするということも少しお聞きしておりますので、その辺のことも含めてぜひともお願いします。

#### ○教育長（山本 敬君）

まず、昨日の一般質問の答弁でも齋藤町長の話に出てまいりました。本当に子供の減少、少子化というのは大変な状況であります。これについては、私どもも議員の皆様方もそういう危機感を持っておられるのだろうなど私は思っております。

今大変な状況なのですが、これからもっと大変な状況になるということでもあります。例えば平成10年から30年の減少率、小学校ベースでいきますと0.59、4割の児童が減ったということでもあります。これを平成20年から令和10年、今後の20年を見ると、小学校ベースでいくと0.51、半減であります。ですから、今までもどんどん減ってきたけれども、これからはもっと減るよということでもあります。これは国が示している国立社会保障・人口問題研究所の数字はもっと厳しい数字が出ております。

そんな中で、私ここで初めてお金のことを言います。再編とお金を絡めて、私、この場では初めてお話をしますが、今、総務部長が申しましたように、直近の15年で8校を維持するために90億円、これは15年で100億円ぐらいかかると思いますが、恐らく、40年、さらにその25年延ばすと185億円、これは恐らく200億円ぐらいかかると思っています。ぼろぼろの校舎に直近の15年で90億円、40年で200億円かけるのがいいのか、無理をしてでもここ10年、それ以内かもしれません、その中で60億円、70億円かけて新しい小中一貫校——30年もちます、これ——をつくったほうがよいのかという、これは町財政にとっても町民にとってもとても大きな問題だと思います。これにつきましては、また今回だけじゃなくいろいろな機会で皆さんと一緒に考えていきたい、そんなことを思っております。

何だ、金で学校を一緒にするのか、そう言う人も出てきます。お金は大事ですが、その別の角度から見ると、例えば学校支援員、特別支援学級アシスタント、外国語指導員、そういった人たちが今、8校にばらまかれています。それが1カ所になれば、これこそ文字どおり手厚い指導ができるわけです。IT機器もそうですよね、うちはおくれています。タブレット、河小と野間中だけです。これを1カ所にすることによって、それが全児童、全生徒がタブレットをさわられる環境ができるのです。電子黒板もそうですよね。電子黒板のセットになっておるデジタル教科書、各学校から買ってほしいという要求が毎年来ています。ごめんね、国語と算数だけにしてね。

ただ、それが1カ所になれば、みんながデジタル教科書を使った授業ができるわけですよ。

ということで、一つにすることが手厚い指導、手厚い教育が実現する、そのスタートになるわけです。ですので、お金の都合云々あります。でもそれだけじゃない。保護者や若い人たちが、いいよね、うち、武豊、半田に負けていないよね、そんな教育ができるのです。財政は厳しいですけども、一つにすることによってそういうことができるのです。

ということで、どちらにしてもまず財政は厳しいのは変わらないわけですが、8校に90億円、40年で200億円かけるのがいいのか、今言ったような新しい学校をつくって、新たに美浜町の教育をまたつくり上げていく、そちらがいいのか。みんなで考えていきたいと思います。

〔「教育長、タイムスケジュールとかああいうのもちょっとお願いします」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（山本 敬君）

この場で言っているのかな。

〔「目標で結構です」と呼ぶ者あり〕

#### ○教育長（山本 敬君）

目標ですね。私はかねがね平成40年、令和10年という話をしておりましたが、齋藤町長が4月着任していただいて、総合教育会議、2回開きました。その中で、教育長、おまえいつやりたいのだ、今の話をしました。遅いだろう、もっと早くやらなあかんとおっしゃっていただきましたので、令和10年ではなくて、とりあえず7、8年あたりを目標にして進めていきたい、そんなことを思っております。それにつきましては、当然いろいろな地区に出向いて保護者、地域の皆さんに説明をしていきたい、そんなことを思っております。

#### ○5番（杉浦 剛君）

残り6分になりましたので、最後の質問とさせていただきます。

本当に私も同感であります。もう今から着手しなければならない課題であると思っております。

それにつけても、我が町が抱えている問題は、余りにも同時多発に起こってきた、同時多発テロじゃないですけども、同時多発の大変な事業を抱えております。

最後に、こういった事業の優先順位をつけ、またバランスをつけやらなきゃいけないのですけれども、この小中学校の再編事業にどう挑戦していくのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

#### ○町長（齋藤宏一君）

突然、思わぬ質問でございまして、今、教育長が答弁してくれました。それは私は同感です。これを何とか、これだけじゃないですよ、美浜は。昨日まで皆さんには御説明したように、美浜は非常にいいところです。誇れる町です、まさに。

リニアが来ると、40分で東京だ、25分で大阪だ。これはもうすぐ、目の前でしょう。ここがよくならんわけがない。空港が2本できる、でも今の財政状況。だから私、杉本君に、いいだか、いいだかと言ってやっているのですよ、もうずっと。おまえたちもっと言えと、財政を。縦割りで来るとわからんよ。やれると思ってみんな一生懸命やっている。これもやりたい、あれもやりたいに決まっている。これは国も一緒です、そうでしょう。大蔵省の言うようにならん、じゃ税を上げる、消費税上げようやしくないじゃないですか。あそこはそれができる、町はやれないですよ。町民所得すぐに上げられますか。今、物すごい下がっている。私のときよりも厳しい、12年前ですよ。じゃ、企業を引っ張ってこないといかんでしょう。ここはいい適地があるから引っ張ってこようよ、もうちょっと財政助けてもらおうや、半分消える財政でこのまちはやっつけられるかいということで、みんな職員挙げて検討しようという体制を今やろうとしている。

だから、ぜひ議会の皆さんも一緒になってこれを勉強し、子供や孫のためによくする、それしかないです。厳しいけれども教育第一、今は人づくりです。それとやっぱり産業の振興でしょう。観光で来てくれるのに、銭落ちるような受け皿をうまくつくらにゃ。これをみんなで頑張ると、これは活気が出てきますよ。地価が上がってくるじゃん、そうすると。そうしたら固定資産税がふえてくる。みんなで考えましょうよ。よろしいですか、剛さん。

○5番（杉浦 剛君）

それじゃ、どうもありがとうございました。これをもって質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、杉浦剛議員の質問を終わります。杉浦剛議員は自席に戻ってください。

〔5番 杉浦剛君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

次に、6番 廣澤毅議員の質問を許可します。廣澤毅議員、質問してください。

〔6番 廣澤毅君 登席〕

○6番（廣澤 毅君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA所属、6番 廣澤毅でございます。

私、きのうに引き続き、きょうの朝も交通安全運動週間ということで、上野間小学校の近くの交差点に立たせていただきました。当然小学校の近くですので、小学生の皆さんが多く交差点のところに来られるのですが、小学生の大きな「おはようございます」という声で私も元気をもらいまして、改めて子供たちの将来のことを考えると、議員としても人としても頑張らなければいけないと改めて思っておるところでございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出しました一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

それでは、陸上競技場を含む運動公園整備事業について、2点ほど質問させていただきます。

1点目、陸上競技場の建設を望む若者の声に対する町長のお考えについてお伺いいたします。

前回、9月定例会の一般質問において、陸上競技場を建設してください、競技場で走りたい、なぜ建設を中止するのですかと、選挙権はありませんが多くの若い人たちの声があることをお伝えいたしました。前回、齋藤町長からは、質問した内容に明確なお答えをいただいておりますが、残念ながら時間切れとなってしまいました。

改めてお伺いいたします。

中止した場合、陸上競技場の完成を待ち望む多くの若者の夢や希望を摘み取ってしまう形になります。チャレンジMIHAMAに所属する私といたしましては、少子超高齢化社会に立ち向かう未来志向の方針といたしまして、高齢者に優しい施策だけではなく、これからの美浜を担う若者向けの対策も優先すべきであり、若者たちの住みたくなる魅力あるまちづくりを目指すべきだと思っております。

陸上競技だけでなく、サッカーやラグビー、いろいろな催し物ができる陸上競技場のある運動公園ができれば、ほかの市町村に誇れる、自慢できるまちになることは間違いありません。美浜からよそへ旅立ってしまった子供たちもこのふるさと美浜に舞い戻り、住み続けてくれれば、祖父母や親世代などと多世代交流もさらに深まると信じております。

そこで、齋藤町長はそういった美浜町の将来を担う若い人たちの声に対して、どのようなお考えであるかお聞かせください。

2点目です。

住民投票結果に対する事業判断の時期と町長の意思表示についてお伺いいたします。

11月臨時会で私たちチャレンジMIHAMAが提案しました、陸上競技場を含む美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例が可決されました。これにより、年明け1月にはようやく住民投票が実施されます。ただし、投票率が過半数を超えなければ、大きな事業であるにもかかわらず町民の注目を集められなかったということで、残念ながら結果は開票できません。そうならないために、知らなかったという声がないように、町は中立公平で正確な情報提供をする説明会を開催されるでしょうから、この事業への関心が高まり、多くの町民の皆様が住民投票に参加されることを切に望んでおります。

開票した場合の結果についてはまだわからない段階ですが、中止を公約として当選され、かつ4月の町長選挙の結果が民意だと主張してきた齋藤町長は結果に従うという、以前何度も議会で公言されておりました。投票の結果を真摯に受けとめ、投票後は速やかに本年度中に投票結果どおりに事業判断をされるのか、その意思表示についてお伺いいたします。

以上、1項目2点について、私からの壇上での質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

廣澤議員の御質問にお答えいたします。

若い人たちの声は、どんなことがあっても聞いてあげることは親として、あるいは私はおじいちゃんです、祖父として、これは当たり前ですよ。そうでしょう。親はいい子に育てたい、子供を。おじいちゃんは孫を見たら非常にかわいい。いい子になってほしい、何でも聞いてあげたい、それは当たり前のことです。だから今、廣澤君が言ったように、子供の意見、聞きますよ。あなたの意見も聞いていますよ、私の教え子だったのだから。立場は今は違うけれども、当然誰でもそれは共通した思い、それだけ言うておきます。

一番大事な今のことは、誰でも思っていることです。しかし今、町の状況、町の事業である町民の全体の問題よね、これは。グラウンドなんて一部。まちを全部どうしようか。子供も孫もおじいちゃんも、私のはいなくなっちゃったけれども、我々は子供から見ればおじいちゃん。みんなの意見が生かされるような町にしたいでしょう。子供のこと何でも聞いてあげたい、あげたいけれども教育のためにも厳しい場所、厳しい環境も欲しい。これが親の責任。厳しく育った子こそ立派な子に育つ、そういうこともあるでしょう。美浜町にグラウンドがなくなっちゃって、学校でやっている。じゃ、大会まで成長してきたらオリンピックだ、あるいは国体だ、そういうところにはちゃんとそういう施設がある。みんなそういう環境を経て育ってきたのよ、私たちも。

だから、美浜町へつくるのかつづらないのか。果たしてつづって維持管理ができるのか、ほかのものがやっつけられるのか。福祉は切れないですよ、御存じのように。今の国家財政、この間も榊原経団連の会長さんの講演で言っていた。日本の経済はずっと横ばいだ。ふえているのは、いいですか、借金でしょう。それは何なのか。社会福祉関係だそうですね。それがぐーっと伸びているからどんどん財政を膨らませていかなきゃいけない、消費税も上げなきゃいけない。これが今の実情だから、何とかそうじゃない形の成長をばこれから目指すと彼が言われました。まさにそうだな、やっぱり違うと思いました。

だから、美浜町も今、非常に厳しいけれども高齢者が物すごいふえてきた。町の財政見てください。非常に厚生費多いでしょう。美代子さんも私と一緒に議員をずっと長くやられて、一番思っていると思う。減らすことはできません、これだけは切れない。その中で残された財政、これを今、教育、産業、それから建設、それからい

ろいろな補助金になっているでしょう。そういうものをなさなきゃいけないのが、だんだん回してあげられないのが今の実情です。

そういう意味を考えて、何とかつくるのはもう進めなきゃいけない、これは。やろうよ、やらざるを得ないでしょう。どういうふうないいものにしていくかが、我々の責任になるのですよ、今度は。そこを皆さんと、一番最大会派であるチャレンジの皆さんとしっかり考えていこうよと言っておるのですよね、今。

だからその辺を廣澤議員も、私はあなたが議員になってくれてうれしかった。これから勉強して、いい町になるリーダーとしてやってほしい。それしかない。そうでしょう。やろうよ、その辺勉強しながらと思っておりますので、ぜひその辺御理解いただきたい。

住民投票、これもいろいろとチャレンジの皆さんとも相談しながら、もう住民投票やる必要ありますか。私は昨日もはっきり言った。やめたくても今じゃやめられないですよ、はっきり言って。やめたほうが6億円、8億円を国へお返しせにゃいけない。当面、町はやれますか。これは財政、やれないというじゃないですか。じゃ、どうしたらいいですか。進めるしかないじゃないですか。それを進め方をしっかりと検討し、町の持ち金がやれる範囲内のものでないとやっていけないことがわかってきた、ちゃんと。その辺を協議しながら進めるということをやぜひ検討していきたい。それがこれからの、今回の議会で皆さんとの中で私は進めていける方法を。これからですよ、まだ。やるかやらないかは、選挙も。やることでありますから。ただし、たくさんのお金を使って皆さんに投票に来てもらわにゃいけない。今心配されていた5割なかったら結果が出ない。どうするのですか。またこんなことやるのですか。そんなことをしている暇なんてないですよ、もう。だからみんな考えて、いい方向に今進もうとしていると私は思っています。そういうことですね。

ですから、結果については当然、選挙、住民投票やって白黒つけることになれば、私も考えなきゃいけない。皆さんもそうでしょう。皆さんも公約を出しましたか。私は公約で中止ということをや言ったから、責任を持ってそれをやろうとしてきた。しかしやれなかった。これは町民におわびしなきゃいけない、はっきりと。そのためにも、町民に理解してもらわなきゃいけない、現状を。そのための説明会、これは予定どおり全部やらせていただきます。今はこういう状況ですから、町民の皆さん、どちらになっても御理解くださいというようなことをやるのですか。その辺を一番いい方法でいけることを今、進めておるつもりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○6番（廣澤 毅君）

1つ目から順次再質問させていただきたいと思います。

というか、1つ目は再質というのはほとんどないのですが、ちょっと時間をいただきまして。陸上競技場、若者たちがもうつくってほしいと訴えているという話をしました。タイムリーな話で言いますと、あした、愛知県の市町村対抗駅伝競走大会がございます。モリコロパークですか、そちらでやられるということで、あとほかのことを言えば、半田市の陸上競技場、知多市の陸上競技場でやられている中、高校生の大会等もできれば美浜町に、そこに持ってくることもできるし、それによってまた若者たちが集まってくるという形になると思います。そういうことも含めて、町長にはいま一度考えてほしいなということを言いたかったのですが、ちょっと流れが変わってきましたので、最初の質問は終わらせていただきます。

2つ目なのですが、住民投票的なことの話で言いますと、これはちょっとあくまで参考です。東京都中野区で、

公園整備で体育館と陸上競技場を建設するというので、平成29年11月に既に着工した工事をめぐり、平成30年に中止を選挙公約とした新区長が当選しました。その後、年が明け、平成31年3月に議会に諮り、公約どおり事業を中止するため変更議案を提案しましたが、議会で否決されました。その3日後に、議決結果を重く受けとめた新区長は方針転換をして中止公約を取り下げ、その後、本年、ことしなのですが、7月に再整備を進めるための補正予算を、工事の変更契約議案を提案し、賛成多数で可決。現在は当初計画案のまま事業を継続しているという参考の例もございます。例というかこれは実際の話です。

齋藤町長にとっては、中止できなければ公約違反となりますけれども、きのうの一般質問の答弁の中で区画整理事業はもう諦めたと、事業を継続するというような趣旨の答弁をされましたが、再度ちょっと確認させてください。

町長、お尋ねいたします。中止を諦め、陸上競技場のある運動公園整備を継続するという決断をしたということで、そう受けとめてよろしいのでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

廣澤議員の御質問に、率直にお答えさせていただきます。

まず1つ、東京都と美浜町は全く違います。

〔「違いますけれども」と呼ぶ者あり〕

○町長（齋藤宏一君）

全く違いますよね。その辺も御理解いただきたい。つくりたいですよ、もちろん。財政が許すなら。そうでしょう。あなたの家ももっといい家に住みたい、これも欲しいと思ったって、金がなきゃやれないでしょう。今の実力以上にはやれないでしょう。一緒よ、これは。

今の美浜町の中、地方交付税が半分以上よ、国からの。わかる。そのぐらい今の国内でも、田舎はみんなそういう大変な状況。だから都会へ行っちゃうでしょう、みんな。それを何とか地方の活性化をしようとしているのが、今の政府もそれを思っているのですよ、国民総活躍社会だとか。だから、私たちもそう思っているの。だけど、うちのまちは貧しいけれども楽しい我が家ですよ。私も農業ですから、子供のころから。貧しいですよ。でも楽しいですね。金じゃないですから、家族は。家庭も一緒、町も一緒。いや、財政的には厳しいけれども、ここには自然が多いでしょう。あんな東京のビルの中で住みたくない。このほうがよっぽどいい。私いつも行ってそう思っている。こんなところで何で住みたい。そういう特性がみんなあるのよ、地域には。その特性を生かすまちおこしを考えてほしい。

知多半島、この中に3つあるのよ、運動競技場。御存じですか。半田市、知多市、至学館大学。その中で大府は至学館へみんなただで使わせてもらっているのだよ、学校に。日本一ですけれども、あそこは。あの学校も見せていただいて、私はお聞きしました。なるほどなるほどと。すごい学校です、あそこは。知多市の市長にも聞いた。半田市長にも聞いた。状況を。だから知多半島の中、田辺市も皆さんみんな行ったところも、あの周辺がみんな協力し合って使っている。知多半島、こんな狭いところで半田も知多市もあるじゃん。そこをみんなで使ってやれば、あの町も喜ぶじゃん。うちへとっちゃうよりも。何も近いところへ行って稼がさせてやれば、あの市も今困っているのですよ、実は。この維持管理費に。

ということを考え合わせて、広く知多半島、昔は空港のできるとき一本にしようと言ったのでしょうか。知多半島は一つになれる。それが難しいから西と北にやろう、いや、北と南を2つに分けると、それもできなかった。南知多町との1町だけでもついにできなかったのが知多半島よ。だからそういう面をいろいろ考えながら、知多は一つだと言っているように、広域行政、先ほど財政も言ったでしょう。今、消防署はここと2つだけでやってい

る。大変なお金よ、2町だけで。今度は2市4町でごみをやると言ったけれども、ここは新しいのよ、一番。新しいのも全部潰して一緒になるのよ。その辺も広域的にもっと考えないと、本町大変なのですよ。それが議会であり、執行部の責任なのですよ、よくするの。そういう勉強をお互いしながら、ぜひあなたたち若いから、これから市町のリーダーとしてしっかり財政を考えながら、あるいは教育も経済もやっていけたらと思っていますので、お願いね。

○6番（廣澤 毅君）

町長、私が聞きたかったのはそういうことではなく、きのうもある議員のところで、一般質問の答弁に対してスペックダウンをしてでも公園事業をやらなきゃならないよねというようなニュアンスのことを言われておりました。そういうことの今、確認でございます。よそがあだこうじゃなく、きのう町長が言った言葉に対して、それを確認させてもらっておるのですが。

○町長（齋藤宏一君）

これは言ってもいいの。よろしいですか。

チャレンジの、皆さんのリーダーと要は執行部との中でも、何とかいい形でいきたいじゃない、お互いにねということで相談をし、はっきりきのう私、答弁させていただいたよ。運動公園をとめることはできないと言って、はっきり言いましたよね。決断はこれは、私としては非常に苦しい。しかし、ここまで皆さん方が検討したのよ、やるかやらないかは。それが来ちゃっている。わずか3年ですよ。3年でここでもう6億円、8億円の事業をやっちゃった。これをとめることのためにさらに苦しくなっちゃう、町は。とめることのためにですよ。じゃ、どっちを選ぶだ。この決断をせざるを得なかったから私は答えさせていただいた。

それを私は皆さんに住民説明会をこれから進めます。報告します。私の公約はできなかつた。それはなぜか、これを皆さんに説明させていただきます。しっかりと。それで納得いただくかいただかないかです。やめれと言われれば、でもそういうことはどこで決まりますか。選挙でしょう。選挙しかないでしょう。

じゃ、皆さん方は、チャレンジの方が否決されたらどうしますか。あなたたちも私と同じ立場。公約違反。どうする。私だけに今言ったから。そうじゃないでしょう。だから、こんなことをやっていたら美浜町は大変よ。だから何とかいい方法で前へ進めようよ。それはスペックダウンなり、やれる施設をやるしかない。あるいは、これは大学にも御相談せにゃいけないけれども、大学がどこまで。いいですか、初めから私は言っています。大学はどこまで協力できますか。お願いするしかないじゃないですか、私たちはもう。町がやってきちゃったのだから。大学にお願いする。いろいろ聞いて進めなきゃ、何ともならない。その辺をお互いに話し合いながら、いい方向に行けることをやろうと言っているのです。

ですから、廣澤君は聞いたか聞かないか知らないけれども、そういうことで今、あなたが納得していただければ私はありがたい。

○6番（廣澤 毅君）

しつこいようですが、もう一度お聞きいたします。

陸上競技場を含む運動公園整備事業、継続するという形で捉えてよろしいということですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番（廣澤 毅君）

わかりました。

それでしたら、チャレンジMIHAMAも含め、ほかの議員も含め、いろいろなまた考え方があってと思いますし、知恵を出し合って、いかにどういいふうにできるかということを考えていきたいと思います。

まだ時間は十分ありますけれども、私の聞きたいことは聞けましたので、ほかの後の議員さんのこともありますので、これで終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、廣澤毅議員の質問を終わります。廣澤毅議員は自席に戻ってください。

〔6番 廣澤毅君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩したいと思います。再開を10時45分といたします。

〔午前10時22分 休憩〕

〔午前10時45分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。本年、令和元年の定例会としては最後の一般質問になります。チャレンジMIHAMA所属、8番 中須賀敬でございます。

なかなかやりにくい雰囲気なことは皆さん御理解いただけているとは思いますが、議長のお許しをいただいておりますので、あらかじめ提出させていただいた一般質問通告書に基づき、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、陸上競技場を含む運動公園整備事業についてですが、9月定例会及び全員協議会などにおいて、運動公園事業をどうするかはまだ検討中とのことでしたが、きのうきょうの質問と重なる部分は非常にありますが、本日までに何か具体的な進展はありましたかという点についてお伺いしたいと思います。

2つ目です。美浜町運動公園整備事業の継続の是非を問う住民投票についてですが、私たちチャレンジMIHAMAの発議により、美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例が可決され、これから行われる住民投票を前に、この条例に基づき、町長は中立の立場で町民が適切な、正しい情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うという説明責任を負いました。

チャレンジMIHAMAは早期決着を望み、12月中の住民投票の実施を条例にうたいましたが、説明時間が必要だという町長の声に、そういう機会も必要であろうと1月実施への延期を求めた条例一部改正にも応じました。

これから各学区で町が主催する説明会の開催も計画されていると思いますが、私たちチャレンジMIHAMAとしては、町民の皆様が根拠のない誤った情報に惑わされ、誤解が生じたまま投票が執行されることがないように、町長には、この事業の継続と中止の両論について公平、公正かつ正確な情報をもとに説明会を開催することを望み、住民投票に関して次の2点について質問します。

町長は就任以来、町側が計画提案してきたこの事業の利用人口や経済波及効果、維持管理費、資金計画など、この事業計画に対し見込みが甘いと曖昧な言葉で批判し、同僚議員が質問しても、町長が考えている、思っている具体的な数字については明確な答弁はなされておられません。

今回は、町長が中立の立場で適切な説明を行う住民投票であります。事前の住民説明会ほどの程度の規模、回数、開催する曜日や時間帯を計画しておりますか。

さらに、これから行われる住民投票は、投票率が有権者の5割を超えれば開票されます。開票結果に何ら法的拘束力はありませんが、条例の第19条、投票結果の尊重で、「町長及び議会はこの結果を尊重しなければならない

い」とされております。

住民投票の実施に関しては、齋藤町長御自身が6月の定例会の一般質問で、住民投票をやってもよいとか、町民の信を問うことを最悪の場合考えてきたと答弁されております。なかなか町長からその提案はありませんでしたので、私たち議員からこの条例を提案し、住民投票の実施に至ったわけですが、開票された場合、もし継続を望む声があれば、町長がよく言われていた町民の民意が齋藤町長の公約とは違う結果となります。まず、その結果を考慮するのもしないのか、継続か中止かの判断は今年度内に決断するのか、齋藤町長の考えをあえて投票前ですがお聞かせいただきたく思います。

以上で、私の壇上での質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、運動公園をどうするか、具体的な進展についてでございますが、きのうより一般質問でお答えさせていただきましたように、これからの町政を考えて、財政は進むも地獄、下がるも地獄と言われるような立場の中で、この丸6カ月間は実は苦悩してまいりました。

昨日からの一般質問でお答えさせていただきましたように、運動公園事業は継続する方針、これ以外ない。要はこれまで進めてきて6億円、8億円、これを返すために今、当面の財政、これは大変でやっちはいけない。これでは何ともなりません。私は公約したことはやることはできないことがわかった。これは説明したとおりです。ならどうするか。ならどうしたらいいか。これは進めざるを得ない。じゃ、進めるに当たって、これからの美浜町の財政、やっつけられるのか。維持管理費出せるのか。

いいですか、今の公共施設、あるいはその中へ入る体育館、図書館、こういうものだけでも大変な維持費でしょう。これにまた輪をかけて運動公園ができてそれをやっつけていくなつていうと、大変なことになっちゃいます。だからそれをやっつけていかならん、それでも。これは皆さん言ったように、要は都市計画税、これだけでやれるのだと、償還は。償還だけはやれる、これは確かにそういうことかもしれません。だから償還だけじゃ済まないのですよ。後のもの、資材から何から、今からいろいろな資材を陸上競技場は持たなきゃいけない。その更新だとか維持だとか大変なことよ。それで私も悩んできた。これは無理だと、町としては。さんざん御答弁させていただいてきたような結果です。

だから、継続はするけれども、今後の町財政をしっかりと考えた上でやれるような維持管理が。要は、トータルコスト削減の精査をお互いにしようじゃないということで進めていけたらということでお願いをしてきましたので、ぜひその辺、御理解をしていただけたらと思います。

それから、住民投票の結果も御答弁させていただきましたけれども、運動公園は進める以外に方法がないのだから、住民投票をやる必要はありませんよね。その辺でこれから進めることができればそのような形で、要はこれから進めるけれども、どういう形で進めていけるかということ町民の納得していただけるような進め方を、これは大学も当然お知恵をかりたいという形でやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い致します。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

こういう状況ですので、住民投票がどうなるのかというのはこれからの御相談もあるのかと思いますが、住民投票が中止されたとしても、先ほどの廣澤議員の質問のときの答弁で、町長はそれでも説明会は予定どおりやりますよというようなお話だったと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

地域の説明会、これは当然予定しておりましたから、全部、各地域でやろうということで。だからその辺の報告、これからどういうふうに持っていくかという、そういう報告やら、これは町、要は行政報告会という形で皆さんの意見も聞きながら、これからお話し合いができるということは私もお願いだし、やっていきたいということで進めさせていただければありがたいなと思っております。

○8番（中須賀 敬君）

私もせっかく報告会を計画されたと聞いておりますので、いい機会だと思いますので、美浜町の住民の皆さんに今の、陸上競技場に限らずでもいいかもしれません。とにかく今の行政がこんなふうなのだとことを知っていただくいい機会だということで、過去には今までいろいろありましたけれども、それはそれとして、ここから先、美浜町をどういういいまちに進めていくかという、住民の皆さんが夢が見られるような前向きな報告会、もちろん現実はちゃんと捉えた上ですけれども、前向きな報告会をぜひやっていただきたいと思っております。

それで1点だけ、もう一つ質問があるのですが、一応住民説明会の日程の予定をちょっと見させていただいたのですが、一つだけお願いがあります。

どうしても働く方とか、いろいろあって夜の予定が多いですけれども、たまたま西側で休みの日の日中というのがあるのですけれども、もしできましたら、今からでも変更できれば、せめて河和とは限りませんが、東側でも日中やれるような設定ができれば、やっぱり多くの住民の方に少しでも参加していただいて聞いてもらうほうがいいのかなと思っておりますので、御検討いただくことは可能でしょうか、いかがでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

基本的には、町内の18の行政区がございます。こちらの中で、各地区の人口規模とか会場の収容人数等を考慮して11日間を予定しております。その中で延べ13回を今計画している段階でございます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、多くの会場で午後7時ごろから開催をしたいと予定しております。一部の地域ではございますが、土曜日もしくは祝日のときに午後1時からを予定しておりますけれども、そういうふうに考えておまして、東部地区につきましては、議員のおっしゃるとおり夕方というのですか、夜というのですか、午後7時ごろから予定しておまして、あとは昼間の土日または祝日、そちらの開催につきましても会場の手配等もございまして、なるべく今、町長のほうの御決断がございましたので早く住民の方にお知らせしたいということもございまして、その辺でまた会場がとればその辺も検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○8番（中須賀 敬君）

そういう決めつけ方は怒られるかと思いますが、なかなか西の人が東へとか、東の人が西へというのが、我々はそうじゃないと思うのですけれども、一般の住民の方はなかなか足が延ばしにくい方も多いというふうなふだんからお聞きしますので、もしできましたらその点をよろしくお願いをいたします。

それでは、1つ目の住民投票ではなく、陸上競技場を含む運動公園整備事業について少し確認させていただきます。

もうここまで聞いているので、今さら聞くなど、しつこいと怒られるかもしれませんが、住宅開発はあそこでは現実的にはできないというのが最終的な結論でよろしいでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

担当ともいろいろと協議した中で、これをやるためには5年以上はかかるだろうと、だから5年も仕事に入れない、その間の償還はしていかなきゃいけない、財政は大変ということで断念したわけね。

だから、そのほかでじゃ、運動公園ができて、あの周辺はまだたくさんあります。そういうところを開発してくれるような形になってくれればなおありがたい、そういうことだと思います。

○8番（中須賀 敬君）

今の町長のお言葉で、現状、あの場では住宅開発は無理だということだと思いますので、また、別に奥田には限りませんが美浜町に、なかなかお金の問題もあるでしょうが、住宅開発やっていたところが出てくれば、それはそれで一つ明るい方向だと思いますので、もしよろしければそんな話があれば、ぜひ進められることであれば前向きに進めていただきたいと思います。

ということで、皆さんおわかりのように、なかなか質問がしづらいことばかりですので、最後にもう一度、私からも町長に確認させていただきたいと思います。

陸上競技場を含む運動公園整備事業につきましては、中止をすることなく継続するという結論としてよろしいでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

それ以外にはないけれども、私からも条件があります。財政でやれる規模、やれる方法、いいですか、スペックダウンを、これも念頭に入れた形で進めるということですよ。よろしいですか。

ということで私は決断させていただきました。その辺の検討はこれからしっかり事務局もやります。議員のほうも勉強して、また御了承いただけないと何をやっても前へ進めませんから、その辺をお願いしておきます。

○8番（中須賀 敬君）

陸上競技場は中止せずに継続する。ただ、齋藤町長としてはその中で財政的な面がということをおっしゃっていたのは私、議員として受けとめさせていただきます。

これで終わりますけれども、ぜひ美浜町の将来が明るくなるようないいアイデアを出して、前向きに取り組んでいきたいと思いますので、そこのところは町長に限らず、ここに御臨席の執行部の皆さんも、あるいは議員の皆さんも、ぜひ前向きに明るい美浜町になる、夢の持てる美浜町になるように、ぜひ皆さんで力を合わせて向かっていきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

これで私の質問は終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。中須賀敬議員は自席に戻ってください。

〔8番 中須賀敬君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月7日から12月9日までの3日間を休会としたいと思います。これに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月9日までの3日間を休会することに決定しました。

来る12月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前11時04分 散会〕

令和元年12月10日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

令和元年12月10日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第10号 専決処分事項の報告承認について  
日程第2 承認第11号 専決処分事項の報告承認について  
日程第3 議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第64号 指定管理者の指定について  
日程第13 議案第65号 指定管理者の指定について  
日程第14 議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）  
日程第15 議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第16 議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第17 発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書について  
発議第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について  
発議第8号 交通死亡事故の根絶についての決議について

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3までの各案件

追加日程第1 議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例を廃止する条例について

日程第4から日程第17までの各案件

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大寄暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君

11番 大岩 靖 君

12番 横田 全博 君

13番 野田 増男 君

14番 丸田 博雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町 長 齋藤 宏一 君

副 町 長 永田 哲弥 君

教 育 長 山本 敬 君

総 務 部 長 杉本 康寿 君

厚 生 部 長 八谷 充則 君

産 業 建 設 部 長 石川 喜次 君

教 育 部 長 天木 孝利 君

総 務 課 長 夏目 勉 君

秘 書 課 長 中村 裕之 君

企 画 課 長 磯貝 尚美 君

防 災 課 長 小島 康資 君

税 務 課 長 茶谷 昇司 君

住 民 課 長 茶谷 佳宏 君

福 祉 課 長 高橋 ふじ美 君

健康・子育て  
課 長 宮崎 典人 君

環 境 課 長 藪井 幹久 君

産 業 課 長 三枝 利博 君

建 設 課 長 鈴木 学 君

都 市 整 備 課 長 宮原 佳伸 君

水 道 課 長 夏目 明房 君

会 計 管 理 者 久網 勇 君

学 校 教 育 課 長 近藤 淳広 君

生 涯 学 習 課 長 谷川 雅啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 日比 郁夫 君

局 長 補 佐 兼  
議 会 係 長 山下 美幸 君

[午前9時00分 開議]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

先週末、土曜日ですが、長久手市で愛知県内54市町村の対抗駅伝大会がありました。我々美浜町の選手団も早朝より準備にかかり、結果は町村の部で7位ということでした。関係各団体、選手はもちろん、観光協会、町の職員の方、本当に早朝より準備のほう御苦労さまでした。特に、観光協会の方たちにも美浜町をPRしていただくということで、ブースでいろいろなものを販売しておりました。美浜町のブースは、私が知る限り3時過ぎにはもう完売ということで、なかなか美浜はいいPRができたのじゃないかと思っております。これからもこの美浜町を、他地域によりよくPRしていただくよう、また皆さんに頑張っていたきたいと思います。

それでは、会議に先立ちお願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し録音の許可をしました。

町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、発言してください。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から1件報告をさせていただきます。システム障害の復旧について御報告を申し上げます。

12月4日水曜日、午前11時ごろ、民間データセンターにおける機器故障により発生しましたシステム障害については、12月7日土曜日、午後4時半に復旧をいたしました。これにより、昨日12月9日月曜日の開庁時より通常どおり各種手続や証明事務が可能となっておりますので、御報告を申し上げます。

なお、当障害は、外部からの攻撃などによるものではないため、情報流出や情報漏えいは一切ございません。

住民の皆様には多大なる御迷惑、御不便をおかけしてまことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長からの報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

#### 日程第1 承認第10号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第1、承認第10号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第10号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

---

日程第2 承認第11号 専決処分事項の報告承認について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、承認第11号 専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第11号 専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案は、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

---

日程第3 議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議長より報告いたします。

本案について、町長より議案の撤回申し出がありましたので、これを許可しました。

ここで、町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、発言してください。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

去る12月3日に提出しました議案第55号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例の一部を改正する条例についてでございますが、このたび、私としては本町の財政状況を考慮した中で、議会並びに関係団体等との協議を行い、トータルコスト削減に努め、次世代の方々にも負担がかからない陸上競技場を含む運動公園整備事業を継続する判断をいたしました。よって、美浜町議会会議規則第19条の規定に基づき、本議案の撤回をお願いするものでございます。

撤回理由説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

以上で、町長からの報告を終わります。

お諮りします。町長から、議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例を廃止する条例についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例を廃止する条例についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にすることに決定しました。

---

追加日程第1 議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例を  
廃止する条例について

○議長（大岩 靖君）

追加日程第1、議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例を廃止する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

[町長 齋藤宏一君 登壇]

○町長（齋藤宏一君）

本日、追加日程いたしますのは、議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例を廃止する条例についてでございます。

早速、提案理由を御説明いたします。

議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付するための条例の廃止についてでございますが、先ほど御説明したとおり、このたび熟慮を重ねた中で、陸上競技場を含む運動公園整備事業を継続する判断をいたしました。よって、本条例の廃止をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日でございます。

以上、提出案件について、慎重に御審議いただき、お認めくださるようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。森川議員。

○3番（森川元晴君）

事業継続という形で、廃止ということは理解できるところでございますが、住民にとりまして運動公園、今後続けていくのか、中止にするのかということで、継続ということで町長は述べられましたが、やはり住民投票と

いうものをやろうといういきさつは、やはり住民の審判を仰ぐということであったと思います。それで、継続ということで決定であります、やはり住民の人たちにしっかりと運動公園というものをお知らせしていく義務があると思うのですけれども、その点に関してどのような考えを持っていますか。

○町長（齋藤宏一君）

ただいまの森川議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、これまでの一般質問の中でも御答弁させていただきましたように、今、本町が抱えている運動公園の問題、これは当然、町民の皆様にも説明をし、御理解を得ていただくために住民説明会、予定どおり進めさせていただきます。

なお、その中で御理解いただきたいのは、進めていくに当たってこれも非常に厳しい。とめるも厳しい。このことをしっかりと町民の皆さんに御説明し、御理解いただくことが一番大事なと私も思っておりますので、その後の町の進め方、これは議員の皆様方とも執行部ともしっかりと検討をして、これから一番ベストな方法を、これは県・国にも相談させていただきたいという形で進めていただければと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに。山本議員。

○1番（山本辰見君）

1番 山本です。

私は、町長も苦渋の決断をしたという判断は立ちますが、実はこの住民投票条例の最初に提案あったときに、私たちは反対をしました。その理由は、何度も申してきましたけれども、4月の町長選挙で、もちろん住民投票という形ではありませんでした。ただ、趣旨としては、陸上競技場について中止を訴えた町長が当選された。そこで民意が表明されたわけですよ、総意として。そのことを今回、いわゆる撤回するということは公約違反、謝るといふ言い方もしましたけれども、公約違反でもありますし、民意の総意に背くことになる。言葉は悪いですが、裏切る形になりますから、むしろ私は今の段階でつくることになった、継続することになったと、それでいいだろうかという住民投票をするべきではないかと思っています。

もちろん、先ほどの答弁で言われた進むも大変、やめるも大変というのがありますが、民意に対してきちっと賛否をとるといふか、皆さんの判断を仰ぐべきだと。その上でそういう結論が出ればそれに従うとか、それに尊重するという形をずっと表明してきたと思いますから、私はこの廃止をすることには賛成しかねます。それについてどう思うのでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

これも一般質問で、それに類することを答弁させていただいたと思いますけれども、この住民投票そのものがストップするか、進めるか、この2点の選択でしたよね。これではもう何ともならない。何ともなりません、この条例そのものが。私が3つの方法ということを経済でも御説明してきましたよね。3つの中の1つの選択方法、これもやれない、それでは。だからこれからもう一回町民に、今の状況を知っていただいて、いかに一番いい方法、これを検討していただき、これを必死にやるしかないな、今の美浜町の状況ではね。そう思っ一応今回の、撤回はするけれども住民には説明させていただいて、その理由をしっかりと御理解いただきたいなど。その上でこれからの進め方を時間かかるかもしれない、だけど一日も早くこれを決めてやっていかないと、本来の3月議会、これに対してでも大変な事態にあるということを経済認識していただいて、進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○1番（山本辰見君）

もう1点確認したいのは、実は町長、言葉としては選んで答弁してくれたと思う、議会の中でいわゆる美浜町の現在の財政になった最低限のことと言いました。ただし、私たちに見えてこないのは、当初45億円とした運動公園の事業規模が、いわゆるどの程度から、もちろんずっと約束してきた陸上競技場は要らないという形のことに見たときに、これがどの程度なのかというのが、まだやっぱり、先ほど住民説明会でやるということでしたが、議員の中にはまだその姿が、例えば程度問題、スペックダウンの程度問題が全く見えないものですから、私たちはまだ判断しようがない。これが23日以降、あるいは1月になっての説明会の中で、私たちもそれぞれの地域に出かけて行って聞くということになりますから、そういう面ではやはり住民判断をするに当たっての中身が示されていないということから、私たちは逆にきちっと示した後で住民投票をやるべきだと、民意を問うべきだという立場でございます。繰り返しになりましたけれども、それについて、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○町長（齋藤宏一君）

非常に難しいあれですけども、やはりこれまで進めてこられたのは議会と、そうでしょう。それをとめるということで私は立候補しました。おっしゃるとおりです。

では、その見直しをできるのかということで、では前に進むのも大変だ、とめるのも大変だ、今の実情。ということは、今の議会の中でも御質問あったように、28億円が何で45億円になったのか、これから維持管理費どうするのかという問題もひっかかってきますよね。だから改めて町民の皆さんにも、そういう経過も当然知っていただきながら、これから美浜町としてどういう形で進めていくのが一番正しい、いい方法なのかということがこれから再度、議員の皆様方と執行部が当然、国や県の御意見も伺いながら進めるしかないのかなと思っておりますので、その辺、御協力いただけたらと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかに。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

実は、選挙中に南のほうで私が街宣しているときに、飛び出してきた年配の方がいるんです。その人は、何としてもこの美浜町を守っていきたい、いい町にしていきたいために、この陸上競技場は絶対に後で後悔するからやめてほしい、そういう声を聞きました。私もこの人と同じ意見で、反対をしてきましたが、町長にお聞きしたいのですが、こういう声の町民が何人もおるんです。その人たちにどうやって応えていきますか。

○町長（齋藤宏一君）

私も公約が得られなかった、これは議会でも散々御説明したとおりです。やれるつもりが、法的にこの手続に非常に時間がかかってしまう、この間どうやって町政をやっていくのか、これが一番大きな問題になりましたよね。では、今の行政を進めていくために、どうやったらいいのと私が問いかけたい。財政問題、それを一緒にもう一回考えようや。今、一番町としてやらなければいけない問題、町民のために、何なのか。その問題も大きく、これは考えなきゃいけない。だからあらゆる面で皆さんとともに考えながら、これからこの財政の厳しい、しかも少子高齢化の中で、美浜のまちをどう守っていくのか、これを議員の皆様方もしっかり考えてほしい。その中で一番いい結論を早く出して、国・県にお願いし、進める方法はどのような進め方があるのか、これを維持してやっていたる規模、あるいはもの、それ自体考えていけないといけないのかなということで、町民の説明会に当たっても、皆さんに御理解いただけるように、できるだけ細かく回らせていただくということにしておりますので、そういう面でもお力添えをいただけるとありがたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

ほかによろしいですか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

9番 横田貴次です。

この廃案を可決なのか、採決をとる前に一つ確認しておきたいのですが、この運動公園整備事業、今までの経緯を見ますと、平成29年12月の定例会におきまして美浜町一般会計予算（第3号）の中にこの事業の予算が含まれるものから審議が始まってまいりました。そのとき、2名の議員が反対、1名の議員が退席で、あとは皆さん賛成されてきております。そして、その同じ議会の日に運動公園に関する財産取得についての案件に関しては、1名の議員が退席、あと全ての議員が賛成で手を上げてスタートしてきた事業であります。事業費が膨らんで、皆様さまざまな思いで二転三転してきましたが、このように議会としても、町からの説明を真摯に伺い、本町にとって大変大きな事業だということは十分に認識した上で、特別委員会でも十分協議を重ね今に至っていると思いますが、この案を採決する前にいま一度お伺いしたいのは、議会で今まで行ってきた議決に対する重さというものは、町長初め執行部の皆さんも十分認識した上で、この事業を今後再度継続で進めていただけるものかどうかをお伺いしたいと思います。

○町長（齋藤宏一君）

横田議員おっしゃるとおり、非常にこれまでの議決というのは重きを置いております。当然です、これは。ところが、私が選挙で立たせていただき、町民の判断が先ほど質問があったような形になった。なったということは町民が理解しているということは明らかですよ。そのためにもしっかりともう一回説明をし、町民が認めていただけるような進め方、これはやっぱりスタートとしてやっていただかないと大変なことになるんじゃないということです。いいですか、その辺しっかりとやりましょう。お願いします。

○9番（横田貴次君）

町民の判断が出た際に、どのような情報を町民が聞いて判断されたかということをも十分検証していただいて、さきの一般質問でもありましたが、他会派から出された無責任な情報が漏えいして、結局町民の皆様の正しい判断が仰げなかったという認識で、今後の住民説明会を進めていただけるということでよろしいでしょうか。

○町長（齋藤宏一君）

住民説明会は、町民の、私は質問にお答えできるような準備をして、その形でいきたいと思っています。あくまでも中立だとおっしゃいましたよね。当然中立でいきます。

○議長（大岩 靖君）

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

反対の立場でお願いします。

先ほど、質問でも指摘した内容と同じでございますが、町長選挙で示された民意、いわゆる町民の総意の立場からすると、それを裏切る形になります。否定するような形になりますから、中身というか規模の問題はもちろんありますが、先ほど町長が言われた、また提案理由にもある、先ほどの最初の議案を廃止するところ、説明のありました、いわゆる継続する判断に至ったという立場ですから、そういう面ではももとの町長の約束と違うということの立場からいくと、繰り返しますけれども、きちっと説明した後で、その上で住民判断を仰いで、それに沿っていくべきだという立場ですから、条例を廃止することについては賛成できません。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第69号 美浜町運動公園整備事業を継続することの是非を住民投票に付すための条例を廃止する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

ただいまの議案ですけれども、削除されることになる第6条の2項、削除されるからいいということじゃなくて、具体的にはどういう意味合いの内容なのか、少し勉強したいものですから、よろしくお願いします。

○総務課長（夏目 勉君）

削除された第6条の第2項、具体的にはどういう意味合いの内容かという御質問かと思いますが、今回、削除しました第6条第2項は、同条の第1項で、こちらでは書面での提出を求めている弁明書が、メールなど電子媒体、メールなどで送られてきた場合でも有効とみなすという規定でございます。今回、デジタル化の法律の関係で、デジタルでの手続を有効とすることが一般原則化されるものですから、あえて条例の中で規定する必要はないという判断のもと、削除という手続に至ったものでございます。法律で原則化されているものですから、わざわざ条例でうたっておく必要はないということで、今回削除するものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第5 議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

資料というか通告もしてありますので、ちょっと読み上げて指摘したいと思います。今回の条例改正の提案の理由の中で、消費税8%に上がったときには見直さなかったけれども、10%になって実情に合わなくなったということで、そういう説明でございましたけれども、これまでの使用料に対して基本的な算定基準、どれだけ値上げするのかということ、どういう算定基準になっているのか確認したいと思います。多くが1.05倍になっているなど、全部を計算したわけじゃありませんが、そういう立場でした。その中で、もちろん消費税のことだけではなくて、全体通して見直さなければならぬところもあるということですから、それに含まれるものと思われませんが、生涯学習センターの使用料の設定は、先ほどの1.05倍に対して研修室が2.0倍、和室が1.6倍、また河和観光センターの商業施設、あるいは観光船の出札関係施設は1.10倍になっております。それからもう一つは、逆に産業会館の計算室が1.02倍になっておりますけれども、そのことについて説明をお願いします。

○総務課長（夏目 勉君）

今の御質問、現行の使用料に対しまして基本的な算定基準はどのようになっているのかという御質問かと思えます。議員のおっしゃられるとおり、今回の見直しにつきましては、1.05倍を原則として、その中でまた端数の関係で10円未満を四捨五入して行っております。といいますのは、現在の料金につきましては前回大幅な改正を行った平成19年当時の税率が5%というところを、こちらをもとに算出しているものですから、今回の改正につきましては原則5%を1.05倍というのを基本にして行っております。

ただ、例外といたしまして、平成26年、こちらは税率が8%になったときですが、以降に新たに貸し付けを行うようになった施設が産業会館の計算室でございます。こちらについては1.02倍、8%から10%ということで1.02倍というものでございます。

また、平成19年当時に改定しなかった施設、観光センター、商業施設等、こちらにつきましては平成9年の改正以降、平成9年5%増税時以降改定されておらず、20年間超、期間も経過しておるということも考慮しまして1.1倍という形に今回見直しをさせていただきました。ですので、原則は1.05倍ですが、物によって1.02倍ですとか1.1倍、また端数の関係で1.07とかいろいろ出てきますけれども、そういったことをベースに見直しをしたものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第6 議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

多分、この条例も先ほどの使用料条例と同じような意味合いからの改定ではないかなと判断するわけですが、一部に少し、例えばサブアリーナ、メインアリーナの卓球の使用料だけが下がっています。それから、サブアリーナの舞台の照明設備も下がっています。それに対して研修室の音響施設が2.65倍とか、それからテニスコート、ここ実は、テニスコートの使用料、1.10倍ですが、照明だけは1.07倍です。ちょっと細かいことを言うのですが、意味合いがあってそうしたと思いますから、その説明をお願いします。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

まず、卓球の使用料でございますが、こちらにつきましては近隣市町の状況を考慮しまして下げました。

次に、サブアリーナの舞台照明につきましては、今まで照明設備と音響設備、両方の使用料の設定をしておりましたが、今回につきましては分けて、それぞれで単価を設定しましたので下がっております。

続きまして、研修室の音響設備につきましては、こちら屋外で使用できる音響設備の単価に合わせて設定させていただいております。

次に、テニスコートにつきましては、先ほど御説明したとおり、消費税5%増の10円未満四捨五入の中で、切り上げたり切り下げたりすることで生じた倍率がそういうふうになっているということでございますので、お願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第7 議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第8 議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第9 議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第10 議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第11 議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第11、議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

今度の改正は、いわゆる説明にもありますけれども、給水装置工事業者指定更新手数料を新設するとなっておりますけれども、それまではどういう決めになっていたのでしょうか。

○水道課長（夏目明房君）

改正前の水道法の規定では、工事事業者の指定についてのみ定められていました。そのため、指定の有効期限

がなく、事業の廃止、休止等の状況が反映されにくく、指定事業者の実態を把握することが困難な状況となっておりますので、今回、更新制が導入されたものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第12 議案第64号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第12、議案第64号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

この指定管理者、いわゆる食と健康の館の指定管理者の指定ですが、これまでは、私の記憶違いだといけませんが、5年間ということで設定したように、基本としてきたのではないかなと思うのですが、今回だけなぜ3年間になったのか、その理由と、今後、ほかのケースが出た場合もそういう形になるのか、確認させてください。

○産業課長（三枝利博君）

今回の指定管理者の再指定に当たりましては、小野浦区と協議の上、指定期間を3年間としたものであります。指定期間を5年間ではなく3年間とした理由につきましては、より早く、安定的なサービスの向上と経営を図ることを目標としまして、3年間で区切りとして定めたものでございます。

ちなみに、平成24年から26年度までは3年間ということでして、27年度から本年度までは5年間ということになっておりましたので、よろしく申し上げます。

○1番（山本辰見君）

今の説明では、もしかしたら3年後には独立するというのか、指定管理でなくても独自でやっていくようなことも想定に入っているのでしょうか。

○産業課長（三枝利博君）

そういったことも、小野浦区と連携を図りながら考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

#### 日程第13 議案第65号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議案第65号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

これは先ほどと違って、図書館・生涯学習センターの指定管理の指定でありますけれども、いわゆる公募型プロポーザル方式について、この仕組みの概要と、今回町からこういう条件をつけて申し込んでほしいということがあれば、その中身を説明していただきたいと思います。そしてこの課題を、いわゆる入札とは違うわけですが、関係するような業界団体、どの程度のところに案内をして、そして参加した団体、回答を寄せた団体はどのくらいあったのか、お願いしたいと思います。

それから、選定の決定はどの部署がなされたか。決定に当たり、例えば委託料だとか何かは当然出てくると思うのですが、その判断基準というのはどの辺にあるのか、最初の概要のところに出てくるかもしれませんが、そしてその判断基準に対して、今度提案された業者が、町の要求とか要望をきちっと満たしていたのかどうかということもあわせて説明願いたいと思います。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

まず、公募型プロポーザル方式について御説明いたします。

プロポーザルへの参加者を公募により募集し、こちらが示した募集要領・仕様書に基づき、申請のあった業者によりプレゼンテーションを実施いたします。その内容につきまして審査委員会が審査し、一定の基準を満たした最も点数の高い業者を選定する方法で、今回、業者を選定しております。

次に、どのような募集をかけたかということでございますが、こちらにつきましてはホームページにて募集いたしました。申請があったのは、業者は1社でございます。ただ、現地の説明会には8社の業者が見えましたので、いろいろな業者、各分野には周知はできていたと考えております。

続きまして、選定につきましては、図書館協議会委員、教育部長を初めとする町の図書館担当、あと財政担当による審査委員会を設定いたしまして、選定いたしました。指定管理料につきましては、あらかじめ必要経費を算定し、目安となる金額を提示させていただき、その範囲内での提案をいただいております。町の要求・要望を満たしているかについてでございますが、募集要領・仕様書に示した内容での御提案をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

もう1点、こういう形になると、町の職員は入らないということでしたけれども、前の説明でこの考え方を提案されたときに、いわゆる臨時職員というか、町の正規の職員じゃないけれども、そういう方を極力採用してもらいたいという意向があったと思いますけれども、その辺では業者からは何か回答というか提案がありましたでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

正規の職員につきましては、施設全面の指定管理ということでございますので、職員は配置はしません。ただ、生涯学習課といたしましては図書館担当を設けまして、そちらの指定管理者と密にやって連携をとりながら運営していきたいと考えております。

今現在おる臨時職員につきましても、今後、職員を募集するということをお願いしておりますので、今おる臨時職員が募集、そこで働いてもいいという意味がある方につきましては、働く機会というものはあると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第14 議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第14、議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

ひょっとして提案説明のときに説明があったかもしれませんが、私、見落としたかもしれませんが、メモ書いてないので確認ですけれども、予算書の23ページにあります社会福祉費の中の国民年金事務で、システム改修委託料というのがあります。これはどういう中身だったのか、もしかしてマイナンバーと関連するのかもしれない、どういふシステム、中身の改修になるのでしょうか。

○住民課長（茶谷佳宏君）

こちらのシステム改修に当たりましては、本年度から始まりました年金生活者支援給付金に係る本人特定情報追加に対応するシステム改修でございます。マイナンバーとは関係ありません。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

---

日程第15 議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大岩 靖君）

日程第15、議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第16 議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第16、議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

---

日程第17 発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書についてから

発議第8号 交通死亡事故の根絶についての決議についてまで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第17、発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書についてから、発議第8号 交通死亡事故の根絶についての決議についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件について、提出者より提出理由の説明を求めます。

13番 野田増男議員、説明願います。

〔13番 野田増男君 登壇〕

○13番（野田増男君）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

発議第6号から発議第8号まで、意見書2件及び決議書1件、以上3件の提出について、全会派一致の賛同を得たため、議会運営委員会から提案させていただきます。

提案日及び提案者は共通でありますので、先にまとめて述べさせていただきます、その後、順次提案理由を述べさせていただきます。

令和元年12月10日提出、代表提出者は私、美浜町議会議員 野田増男でございます。提出者は、美浜町議会議員 荒井勝彦、同じく山本辰見、杉浦剛、横田全博でございます。

次に、提案理由ですが、それぞれの提案文の読み上げは省略させていただきます、概要を申し上げますので、御了承いただけるようよろしくお願いいたします。

最初に、発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書について。

この案を提出するのは、政府に対して国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫助成制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する必要があるからであります。

次に、発議第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について。

この案を提出するのは、愛知県に対して、「私学選択の自由」に大きな役割を果たしている授業料助成・入学金助成を無償化枠の拡大も含め抜本的に拡充するとともに、経常費助成についても、国からの財源措置（国基準単価）を土台に学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを強く要望する必要があるからであります。

次に、発議第8号 交通死亡事故の根絶についての決議についてでございます。

この決議案を提出するのは、愛知県では16年連続で交通事故死者数全国ワースト1位という不名誉な記録が続いており、極めて憂慮すべき状態であります。愛知県議会から各市町村議会へ、交通死亡事故の根絶に向けた取り組みへの依頼があり、愛知県議会においても同様の趣旨の決議が12月3日に可決されました。

私たちも春夏秋冬、各期間の交通安全、県民運動、一斉街頭監視活動などに参加協力しておりますが、美浜町議会として改めて交通安全意識の徹底を喚起するとともに、美浜町及び愛知県を初め愛知県警、近隣各自治体、関係諸団体等と緊密な連携を図り、町民と一丸となり交通死亡事故の根絶に取り組む必要があるからであります。この決議を提案するに当たり、できることから始めようと、私たち議会運営委員会は、まず12月2日に半田警察署で午前7時30分から行われた県民運動、出発式にも参加協力してきたことを申し添えます。

先ほど申し上げましたが、3件とも全会派一致により賛同を得て提案するものでございます。議員皆様の御賛同をいただけますようよろしくお願いし、提案理由の説明といたします。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、順次、発議第6号から発議第8号まで、以上3件を一括議題として議事を進めます。

最初に、発議第6号 国の私学助成の拡充に対する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。丸田議員。

○14番（丸田博雅君）

この発議第6号と第7号、あと決議があると思いますが、一応提案理由はされたのですが、提出先の確認をひとつお願いしたいと思います。

○13番（野田増男君）

失礼しました。

提出先、国の私学助成拡充に関する意見書についてですけれども、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に提出いたします。今のは発議第6号です。

発議第7号 愛知県の私学助成に関する意見書について、提出先は愛知県知事です。

交通安全については、提出しません。決議だけです。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 交通死亡事故の根絶についての決議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第8号 交通死亡事故の根絶についての決議についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月11日から12月16日までの6日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、12月11日から12月16日までの6日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月17日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時07分 散会〕



令和元年12月17日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

令和元年12月17日（火曜日） 午前9時00分 開議

◎ 議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について  
議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について  
議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例について  
議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
議案第64号 指定管理者の指定について  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第65号 指定管理者の指定について  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）  
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）  
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14名）

1番	山本辰見君	2番	鈴木美代子君
3番	森川元晴君	4番	石田秀夫君
5番	杉浦剛君	6番	廣澤毅君
7番	大崎暁美君	8番	中須賀敬君
9番	横田貴次君	10番	荒井勝彦君
11番	大岩靖君	12番	横田全博君
13番	野田増男君	14番	丸田博雅君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（23名）

町長	齋藤 宏一 君	副町長	永田 哲弥 君
教育長	山本 敬 君	総務部長	杉本 康寿 君
厚生部長	八谷 充則 君	産業建設部長	石川 喜次 君
教育部長	天木 孝利 君	総務課長	夏目 勉 君
秘書課長	中村 裕之 君	企画課長	磯貝 尚美 君
防災課長	小島 康資 君	税務課長	茶谷 昇司 君
住民課長	茶谷 佳宏 君	福祉課長	高橋 ふじ美 君
健康・子育て課長	宮崎 典人 君	環境課長	藪井 幹久 君
産業課長	三枝 利博 君	建設課長	鈴木 学 君
都市整備課長	宮原 佳伸 君	水道課長	夏目 明房 君
会計管理者	久網 勇 君	学校教育課長	近藤 淳広 君
生涯学習課長	谷川 雅啓 君		

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長	日比 郁夫 君	局長補佐兼 議会係長	山下 美幸 君
--------	---------	---------------	---------

[午前9時00分 開議]

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

令和元年、新しい年号に入り、早くもことしも残り2週間余りとなりました。

本12月のこの定例会におきましては、重要な議案が多く出されております。本日も足元の悪い中、傍聴にお越しの皆様も関心が高いことだと思われまます。議員の皆様におかれましても、本議案がきちっと理解していただけるよう、よく考えていただきたいと思ひます。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話は、マナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、NHK名古屋放送局のテレビカメラの持ち込みを許可しました。また、美浜町議会の傍聴に関する規則に基づき、申請者に対し、写真の撮影・録音の許可をしました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

---

## 日程第1 議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について

### ○議長（大岩 靖君）

日程第1、議会閉会中の委員会の継続審査となっております議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてを議題とします。

本案については、お手元に配付したとおり、本案に対する修正案が、文教厚生常任委員会で可決されております。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

### ○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月12日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案及び閉会中の継続審査案件について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例についてにつきましては、本委員会において、継続審査となり、7月臨時会閉会後に開催した2回の委員会を踏まえ、9月定例会の初日には中間報告を行い、委員会としての統一見解として公表しております。

また、その後の委員会においては、これまでの経過の確認及び委員会として修正案提出に向けて検討するという意見等により、美浜町小形風力発電施設設置に関するガイドラインを所管する厚生部環境課に依頼し、町として運用するための修正検討案を調製していただき、修正検討案の提示と概要の説明を受けるに至りました。

本定例会の初日に、町から提示された修正検討案について、各委員からあらかじめ質問の通告を求め、12日に開催した委員会において、厚生部環境課より回答いただき、その後さらに質疑を行いました。

なお、内容については、厚生部環境課より、町顧問弁護士とも相談した上での回答であると聞いております。

修正検討案についての質疑は次のとおりでございました。

住宅から300メートル以上離す条文にできないか。

住宅からの距離は、憲法で保障する財産権と、公共の福祉に適合するかどうかが重要である。この修正提案では、設置場所について住宅からの距離は100メートルまたは高さの3倍としており、設置工事や維持管理上安全な実施に必要な距離という点から、合理的な理由であると判断したものである。ガイドラインでは、住民の不安等のため、実際に事故があった町のガイドラインを参考に300メートルとしていたが、ガイドライン制定時の根拠では不十分と考え、条例修正提案では努力義務とした。

低周波、シャドーフリッカー、騒音を防ぐ手当（修繕）や、医療費、治療費を、事業者が負担する条文にできないか。

規制をするためには、憲法で保障されている財産権と、公共の福祉に適合するかどうかが重要である。低周波において、本条例案で使用している数値は、国が示しているものではあるが、あくまで参照値である。シャドーフリッカーは、国、県から健康への影響等について何も示されていない。したがって、合理的な理由としては不十分であるが、執行部としても問題点はあると考えているので、努力義務としている。また、修繕費、医療費、治療費を事業者が負担する条文にできないかについては、事業者の責任とする合理的な理由はないので、条文に

できない。実際、国内において低周波音、シャドーフリッカーで、健康被害などで訴訟を起こしても、健康被害との因果関係が立証できないケースがほとんどであるが、健康被害について因果関係を立証できた場合は、当然のこととして原因者である事業者が補償を行うことになり、この場合でも改めて条文にする必要はないと考える。

羽根が折れて被害が出た場合、事業者が負担する条文にできないか。

風車が原因で被害が起きたことが明らかな場合、当然のこととして原因者である事業者が補償を行うことにはなり、改めて条文にする必要はないと考える。

この条例は、300メートルには直せないか。

委員会から依頼を受けたということで、町としてこれを執行する場合、あるいは制定する場合に、どこまでのものであれば制定できるかという範囲の中で、検討案をお示ししたもので、現状においてこちらの範囲が精いっぱいである。法的整理が整わないものについてはできない。

事業者には保険加入してもらうことはできないか。

顧問弁護士に相談しており、強制的に保険に加入させることは難しいとお答えをいただいている。羽根が折れて事故になった場合は、当然、その事業者として補償するということになる。保険に入るのか、自分の費用で賄うのかという選択の中で、保険に入る事業者がほとんどであるとは聞いている。倒産するような会社や資力がないうところが事故を起こした場合に、それは支払われない可能性があるので、保険に入っただくことは必要だとは思っているが、強制することは条例上難しいと考えているので、努力義務としたということである。

道路からの距離による規制が、美浜町にもできないか。

この項目については、直接請求の条例案にも、本町ガイドラインにもありません。本町の道路の状況や交通量などいろいろな要因を検討精査し、合理的根拠が整うかを検討する必要がある。市街地だけでなく中央の丘陵部にも多くの道路が通っており、町内で建設可能な場所を、大変多くの土地利用を規制することになる。過度な規制となるおそれがある。言いかえれば、財産権の侵害のおそれがあることから、規制は困難と考えている。

道路法第44条、損害予防義務が該当しないか。

指定基準が定められており、今回の場合は該当しない。

努力義務に対して、町として、例えば申請の段階で、こちらから提示する努力義務に、その業者に対して、一項目ずつの確認は必ず申請の場合はしていくということで理解していいか。

運用に際して、たとえ努力義務、努めなければならぬであったとしても、一つ一つの項目について確認していく。

いろいろな訴訟の可能性を考えても乗り切れるだろうという形での努力義務という選択ということで、よろしいか。

いわゆる風力発電から本町を守れるという意味なのか、あるいは訴訟を起こされても町が守られるという意味なのか、二つの観点があるかと思う。今回100メートルというものを規制したもので、かなりの部分が防げるものであると思っている。そのほかは300メートルとしたが、細かいところまで規制しており、業者からすれば相当なハードルになっていると思っており、ガイドラインのときよりは、より住宅間近の風力発電を規制できると考えている。100メートルの所で訴訟された場合においても、町の顧問弁護士とも打ち合わせする中で、これについては耐えられるだろうというお答えをいただいたので、こちらについては採用した。

以上のとおり、事前質問及び再質疑とそれに対する執行部の回答を受けた後に、横田貴次委員から、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に対する修正案の提出について動議がありました。

修正案の提出動議では、これまでの委員会での協議において、法律家でもない議員で、条例修正案を一からつくることは非常に困難であり、よりよい適正な条例制定のためにも、私たち議員の考察だけでなく、町顧問弁護士への確認結果なども踏まえた上での町執行部による支援が必要と判断しており、厚生部環境課の協力を得て、町として運用するための修正検討案を御提示いただき、先回検討する時間をいただき、この修正検討案を採用して提出したいと述べておりました。

この動議は賛成多数で成立しましたので、続いて、修正案の提案理由の説明を求めました。

提案者にかわり、委員会における提案理由の概略を申し上げます。

この条例の制定においては、町長及び直接請求代表者の双方の意見を尊重する必要があると考えています。美浜町は、小形風力発電施設設置に関するガイドラインを制定しており、今回の直接請求条例案と比較しますと、目的がほぼ同じ文章であり、守るべき基準、町への届け出、住民への説明といった具体的に事業者が実施すべき内容について定める形式も似ていることから、条文の並びは、直接請求の原案を尊重しつつ、条文ごとに、憲法や上位法と疑義が生じないように、つまり規制のための合理的な理由が各項目で調うかということを検討し、修正しておりますので、この提示案に基づく修正案であれば、審議上の課題は十分解決できたと思います。

特に重要な点としては、憲法で保障されております財産権と公共の福祉に適合するかという点について、設置場所について住宅からの距離は100メートルまたは高さの3倍を目安としております。これは、稚内市の距離の議論を参考にして、設置工事や維持管理上、安全な実施に必要な距離という観点から、合理的な理由であると判断されたものです。これ以外は、合理的な理由として判断できるものは、執行部の説明どおり、ないと思われま。また、町への届け出、近隣住民への説明の条文は、美浜町ガイドラインの表現のほうがわかりやすい表現であることから、ガイドラインを参考に修正しております。

今まで委員会で協議を重ねてきた内容ですが、具体的な変更内容を申し上げます。

第3条における風車と住宅等の離隔距離については、1、100メートルまたは当該小型風力発電設備の最大の高さの3倍に相当する距離のうち、いずれか長い距離以上離れた場所に設置しなければならない。2、300メートルに満たないときは、設置しないよう努めるものとする。ただし、近隣住民等の同意が得られたときは、この限りでないとして修正しています。3、制限する区域の条文については、削除しております。第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第16条におけるその他の基準等については、全て努力義務としています。第12条における設置する場合の町への届け出、近隣住民等への説明は、町ガイドラインの表現を引用し、届け出及び説明の時期・順番等は、町ガイドラインと同じであります。第21条、第22条の勧告、命令については、第3条第1項の違反のみを対象としています。その他、字句の修正及び条文の修文を行っております。

提出された修正案の詳細については、お手元に配付しました原案に対する修正案及び比較対照表により御確認ください。

修正案の審査の過程においては、質疑がありませんでした。

次に、討論では、修正案について、「基本は町民を守るという一点がこの条例の中に貫いているかどうか。もっと条例も厳しくあって、町民を守る条例でなくてはならないと思う。」との反対討論と、「町民のためを思う気持ちは、議員皆同じであり、一日でも早く成立させることと、町の財政を守る立場からも、修正案については苦渋の選択であり、賛成する。」、「全て町単独で行うことは、いろいろ問題点があった。今後も国・県へ要望を上げていくとともに、しっかりと議論を続けなければならないと思い、賛成する。」との賛成討論がありました。

以上のような論議を経て、これまでの閉会中審査も考慮し、委員は各自が冷静中立な判断のもと、採決を行い

ました。

修正案が提案された場合は、原案の採決の前に、まず修正案についての採決を行うことになっております。

議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に対する修正案については、修正案のとおり、賛成多数により可決しました。

修正案が可決されましたので、次に、修正可決した部分を除くそのほかの部分の原案について採決を行い、原案のとおり、賛成多数により可決しました。

採決の結果、以上により、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例は、修正可決されました。

以上で報告を終わります。

[降壇]

#### ○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。山本議員。

#### ○1番（山本辰見君）

それでは、ただいま文教厚生常任委員長から報告ありました議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例、そして修正案についての説明がありましたけれども、少し前文もありますけれども、中身に突っ込んで、どういう論議をしたのかを確認させてください。

当初の条例制定は、町民の方の2,200人の方々が同意した内容であります。そして、7月の臨時議会の折に、提案者で代表者である谷口さんから意見陳述がありました。その中で示されたこの条例の重要な3点があります。その1点目が、今回提示した条例案、元の方ですね、それは、遡及適用するものではないということ。2点目は、条例には罰則規定がない。唯一それに近いものとして、違反した場合の事業者名の公表がありますけれども、必ずするというものではなく、できるという内容であります。すなわち、公表を行うか否かについては、行政に裁量が認められているものであり、運用上、柔軟に対応できる。3点目の重要な点が、条例の趣旨、目的に賛成していただけるのであれば、必要に応じて文言等は自由に変えてもよい。そして、よりよい条例をつくっていただきたいという意見があります。

そしてもう1点は、条例制定を求めた背景、目的についても、次のやはり3点述べられております。1点目が、住宅近くに風力発電設備を建設するのであれば、一定のルールが必要です。そして、風力発電そのものを全面的に規制すべきものとは言っていません。2点目が、住宅近くに大きな風車を建てようとするれば、住民トラブルは避けられません。トラブルを回避し、適正なルールのもと風力発電を運用することこそが、これは政府が進めている再生エネルギーの利用促進にもつながります。3点目が、民家などの近くに風車を建設するのであれば、事業者等は、地域との共生を図った上で行うべきであると、このように訴えております。

まず総論としてこれを考えたときに、今度の条例の修正案は、当初の条例の趣旨、目的から見て、そして、今後の美浜町の住民生活と自然環境を守る姿勢、条文の本文からすれば、第1条の目的の中にあります環境の保全及び景観形成並びに地域の安全及び住民の健康な生活を確保すること、この点に著しく欠けていると思われま。このことについてどのような論議をなされたのか、また委員長としての見解を述べてください。

少しきつい言い方になりますけれども、先ほど委員会での討論でもあったように、今度の条例修正案では、趣旨、目的から見て、美浜町の住民生活と自然環境を守るこの立場よりも、美浜町の組織を守るように思えてな

りません。この点についてどういう論議をされたのかお伺いしたいと思います。

2点目の大きな質問です。美浜町議会の文教厚生常任委員会で……

○議長（大岩 靖君）

山本議員、委員長への報告に対する質疑ですので。討論の場ではありませんので。

○1番（山本辰見君）

わかります。だから次から具体的に。今、最後のところで前文を入れてと少し言いましたから、そんなに長くありませんのでお聞きください。

2点目は、文教厚生常任委員会で、7月の臨時議会において継続審議になった後、請求代表者の谷口さんたちとはどのような話し合いを行って、何回なされたのでしょうか。文章で質問して回答をもらったのは私も説明を受けております。直接お会いして打ち合わせをしたのかどうか確認します。

次に、具体的に問題点を指摘して説明を求めます。先ほどの委員長の報告では、300メートルを100メートルまたは最大の高さ3倍にした理由を一定述べられましたけれども、先ほど指摘した谷口さんからの意見陳述の中にあつた100メートル以上離れた場所に住む住民からの訴えというのもありました。また、愛知県の三河地方では150メートルぐらいの距離のところに住む住民からの訴え、北海道では200メートル離れたところで住む方の訴えがありましたけど、この点についてどのような評価をして分析したのか、それもお答えください。

もう1点は、これは青森県の……

○議長（大岩 靖君）

山本議員、報告に対する質疑ですので。討論の場ではありませんので。

○1番（山本辰見君）

わかります。ですからその中で、報告がなかったのが、今の点についてどういう論議をしたのか報告を求めるものであります。

もう1点は、青森県横浜町で、風力設備の羽根が破損して、その破片が300メートル先まで飛んだ。これを鑑みて、当初は500メートル離してほしいという、ここは条例でなくてガイドラインでしたけれども、それでも、その後、設備がよくなったからということですが、その距離を300メートルにしていました。そして、美浜町でも、先ほど説明がありましたけれども、ガイドラインでは300メートルをうたっていたわけですが、今度の条例で掲げた100メートルとの見解の違いを申し述べてください。

もう1点は、もし訴えられたら困るなということはこの条例の修正案の趣旨に多く流れておりますけれども、既に条例を制定している、そして運用している稚内市、あるいはほかの自治体で、具体的にこういうような形で訴えられた事例があるのか。それを検討研究したのか報告してください。

第6条で、日陰による障害の課題を削除してありますけれども、その理由は何でしょうか。

それから、12条3項、ここはいわゆる住民との共生あるいはコミュニケーションのところですけども、削除しなければならない理由というか、それが全くわかりません。コミュニケーションに努めなければならない条項がなぜカットされなければならないのでしょうか。住民とのコミュニケーションをとることにどういう意味合いがあると考えているのか、その点についてどういう論議をしたのか報告ください。

最後です。第14条の5項、標識の設置の課題。これは外から見える位置に標識を掲示しなさいという当初の条例でしたけど、これを外から見なくても構わないということでカットしてあります。なぜそうしなければならないなかったのか。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、今のは委員長の報告に対する質疑でありまして、意見を述べる場合はこの後の討論の場においてしていただきたいと思っておりますので、これにつきまして、我々、執行部の環境課にもいろいろ相談に乗っていただいておりますので、環境課からも少しアドバイスをいただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

#### ○1番（山本辰見君）

議長、私は委員会でどういう討論したのですかという中身で幾つか指摘しました。最初は少し前文は長かったのですが、指摘を具体的にしていますから、そのことにまず文教の委員長から答えていただき、補足があれば、この条例の委員会への案を提示してくれた厚生部環境課から説明をいただければと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

#### ○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

非常に多くの質疑をいただきましたが、委員会でどのような審議をしてきたのかということをお申し述べさせていただいて、執行部とも協議をしてきておりますので、後の部分は執行部に答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

4月17日の開会中第1回の委員会での協議は、これは今の山本議員の質疑に対する質問とは若干異なるかもしれませんが、委員会の中でどのような協議をしてきたのかに対しての答えとさせていただきます。

条例は、ガイドラインと異なり、一定の法的拘束力を持ち、行政処分を行使することができるものとなるため、憲法やほかの法律との関係も含め、町は顧問弁護士にも相談している。その意見を審議の参考としたい。

町が制定する条例では、憲法など上位法律の規定の範囲を超えて制限はできないことを認識した。規制するには合理的な理由や法的根拠が必要である。

直接請求の見解と町の見解、双方の相違点と、何が課題であるかを審議した。

住宅からの離隔距離の300メートルの法的根拠を議会としてどのように考えていくのか。原案中の規制や事業者へ課した義務などについて、制定による訴訟を受けるリスクについての検討。町の条例規制よりも憲法の財産権が優先される。必要以上に条文で制限していないか。例えば、羽根の落下事故による損害賠償や健康被害の訴えは、事業者と個人の係争問題となること。特に健康被害については原因の特定と因果関係の立証が非常に難しく、条文で規定はできないであろう。保険加入は事業者の選択権の裁量範囲であり、費用負担の強制できないであろう。法整備が不十分であり、設置を許可を出している国への定義も必要であるなどの議論がされました。

町の意見書に基づいて、課題があるとされる部分を努力義務などに修正することについて、委員それぞれの考察を議論いたしました。請求代表者は、罰則をしていく上できちんとした法的根拠はあると言っていたので、議会として公式質問で確認することとしましたが、明快な回答はございませんでした。9月定例会で中間報告を行ったとおりでございます。

8月20日の開会中第2回委員会での協議内容でございますが、議会の公式質問に対する回答書について、後の審査結果に影響を及ぼさないようにする配慮から、地方自治法第115条の規定に基づき、委員の採決で秘密会として決定し、審査を行いました。審議内容は公開できませんが、今後の方針としては、法律家でもない議員が条例を一からつくることは非常に困難であること、私たち議員の考察だけでなく、町執行部による支援が必要であり、町顧問弁護士の助言も踏まえるという判断を下し、ガイドラインの担当課である厚生部環境課に対し、修正検討案の御提示について、委員会として協力を依頼いたしました。

12月3日の開会中の委員会での協議でございます。依頼した厚生環境課から修正検討案の提示があり、原案に対する修正の概要等について説明を受けました。各自、案を持ち帰り精査した上で、修正検討案に対する質問をあらかじめ通告をいたしました。これに対する回答は、厚生部環境課から町の顧問弁護士と相談した後、12月12

日の常任委員会で回答し、さらに再質問と答弁を行いました。この内容については先ほど委員長報告のとおりでございます。

あと補足がございましたら執行部からお願いいたします。

#### ○厚生部長（八谷充則君）

この後、技術的な修正案の中身の考え方に対しては、本来でありましたら私どもが答えるべきではございませんけれども、案をつくったという立場の中で、どういう考え方かということは課長より御説明申し上げます。

それで、基本的には今回、各委員さんそれぞれの立場の中で、町の当初に出した意見と、それから住民の方から出てきた条例案の趣旨というものを考えて、非常に板挟みの中で御苦労されて、この修正案に可決されたと御理解しております。

したがって、例えば100メートルを300メートルというのはどう話し合ったかというような御質問もございました。これにつきましては、300メートルにしたいという御意見がもちろんございます。それに対して町としては弁護士とも相談する中で、300メートルというものはなかなか町としては出しにくいですよということでございます。100メートルについては、稚内市もやっておりますし、弁護士も根拠が立つということでございましたので、町のほうはつくりました。

これに対して、私どもがこれを強制するわけではございません。もちろん議会として300メートルでそれでも行くんだということであれば、それでやっていただいて、もちろんできますという御説明もしました。その中で各委員さんが御判断されて、町が説明する100メートルで行こうということになったわけではございます。ほかの条文につきましても、やはり、例えば健康被害との因果関係を町が立証することができない以上は、それをマスト規定、いわゆるしなければならぬという規定にするということではできないので努力義務にするということをお説明する中で、各委員さんが御判断されて、御納得いただいたということでございます。

#### ○環境課長（藪井幹久君）

それでは、何点か補足をさせていただこうかと思っております。

まず1点目としましては、横浜町の300メートルということに対しましてどういうふう考えたかということでございますが、こちら何度も厚生部長からも回答しておりますように、我々も弁護士も確認をさせていただきました。また、条例を制定している稚内市にも確認をさせてもらった上で検討させてもらったという中で、こういった100メートルまたは高さの3倍、さらには300メートルのところは努力義務という結論に達して提案させてもらったというものでございます。

また、12条の最後のところで町民とのコミュニケーション、ここにつきましては、その前段で発電事業者と十分に説明等々してもらった形の条文に変えているという部分を踏まえまして、こちらは改めての条文としては削除したということになりますので、お願いいたします。

標識のところにつきましては、標識は設置すると。しかしながら、この文面の中で、現状として課題となっているのが、めくら地と呼ばれる道路に接していないとか、そういったところの点につきましては国も課題として考えていると聞いております。その点が整理ができた時点で、また条文につきましては考えさせってもらうということになりますが、この条文を制定することにより、今、国では、標識はフェンスにつけることになっております。そこと相反するという形になってしまう状況が出ますので、標識は立ててもらって。見えやすいところというのは、我々は指導の中でやっていくと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○1番（山本辰見君）

一定説明ありましたから理解できるところもありますが、先ほどのコミュニケーションの問題、12条の3項を

カットしたのはそういうことですが、実は第13条に、ここもこういう改定をしているのです。事業者等は、小形風力発電設備の運用に当たっては、この条例で定める基準及び関係法令を遵守し、安全性の確保と地域との共生を十分図るものとともに、適切な情報提供に努めなければならないとなっているの原文に対して、「安全性の確保と」の次を、「地域との共生を」、この部分を削除しています。先ほどのコミュニケーションとかかわる。これは多分に、例えば憲法だとか上部の法令とか何かにかかわる問題じゃなくて、地域との共生を図ること当たり前じゃないですか。そこをなぜカットしなければならないのか、全く理解できません。

最後のところの外から見えないのところについては、一定説明わかりました。

○議長（大岩 靖君）

山本議員、今の質問なのですが、委員長報告に対する質疑ですので、今の内容ですと、討論の場で言っていたきたい。

○1番（山本辰見君）

説明の中に含まれていなかったの、私はあえて確認させていただきたい。それでだめですか。

○厚生部長（八谷充則君）

議会のルールにおいては、委員長の報告に対する質疑ということで、議長のおっしゃるとおりかと思えますけれども、きょうは傍聴者もお見えですし、こちらの部分がなぜ削除になったかということについて、私どもも委員会に対する説明の中で若干説明したような覚えもありますが、説明してなかったかもしれませんので、改めて課長から説明させます。よろしくお願いします。

○環境課長（藪井幹久君）

この部分につきましては、第13条、安全性の確保と地域の共生をという分については、まずその前段までではどのように地域との共生をということを具体的に説明をしていないというようなことを弁護士等々から確認がございました。抽象的な字句という意味で、こちらにつきましては削除したものでございます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

委員長の報告が修正でありますので、最初に原案の賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、原案、修正案の反対討論ありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は、この議案第38号の条例に関する問題について、反対の立場で討論します。

先ほどの文教厚生常任委員長の報告への質問でも指摘しましたがけれども、総論として、今度の条例修正案は、請求代表者から提示された条例の趣旨、そして目的から見て、今後の美浜町の住民生活と自然環境を守る姿勢、条例の本文にあります、第1条、目的にある環境の保全及び景観形成並びに地域の安全及び住民の健康な生活を確保すること、このことに対して著しく欠けているところがあるのではないかと思います。今度の修正案は、先ほど指摘した趣旨、目的から外れて、美浜町の住民生活と自然環境を守る立場というよりも、ちょっときつい

言葉になりますが、美浜町の組織を守るように思えてなりません。

もう1点は、今度この条例が制定された場合、事業を展開しようとしているこれからの業者の方が、美浜町では条例ができて厳しくなったと、難しくなったと捉えるのか、私は逆に、美浜町条例では自主的に100メートル離せば開発の許可を与えたと、そういう受けとめ方をして、強引に開発を展開するのではないか、このことが危惧されます。また、継続審議があった後、私の質問に答えませんでしたけれども、一通りの委員から代表者に対しての質問あって、その8ページぐらいの資料を添えた回答書というか説明がありましたけれども、実は話し合いを本当に拒否してきました。私たち日本共産党議員団並びに一部の会派の皆さんとは、私は何回もお話ししましたけれども、ぜひ議会の皆さんと顔を突き合わせて話し合いをしたい、気持ちを理解してほしいと何度も訴えられました。その立場は、最初に示した条例案を強引に押し通す、そういう立場ではありません。話し合いによっては歩み寄れるところがあるのではないかと、そういう立場でした。私たちからは何度も文教厚生常任委員長、あるいは多数会派の皆さんに話し合いをするべきだと申し入れをしましたけれども、残念ながらかたくなにそれを拒否されました。その中には、歩み寄る気持ちのない方と話をしてもらちが明かないという多数会派の皆さんの理由でした。

一つ一つの課題に対して私なりの意見はありますけれども、先ほど幾つか質問で申し述べましたので繰り返しません。あえて二、三点だけ問題点というか課題を指摘したいと思います。一つは、最後にも指摘しました地域住民の皆さんとのコミュニケーションをとること、これを除外したこと。二つ目は、住民との距離の課題を、さきに制定していた美浜町ガイドラインでは300メートルにしていたのを、100メートルにした理由が、私たちからすると曖昧なこと。300でもきちっと同様の理由づけができるのではないかと考えます。標識の表示の問題もありますけれども、先ほど説明がありましたので、ここをカットします。外から容易に見えて確認できる場所というのが、これを削除しておりますけれども、そのほか多くの課題を努力目標として、地域住民の声、要望を引き下げたことであります。

以上の点を理由として、私は今度の条例修正案については賛成することができません。あわせて、この修正箇所を除いた原案の修正についても反対するものであります。

○議長（大岩 靖君）

次に、原案の賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

次に、修正案の賛成討論ありませんか。横田議員。

○9番（横田貴次君）

9番 横田貴次でございます。

本案件、動議を申し上げた責任もございまして、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に対する修正案について、賛成の立場で討論いたします。

本修正案につきましては、直接請求の原案を私ども議会としても最大限尊重し、憲法、上位法と疑義が生じないよう、規制のための合理的な理由が調うかどうかということを第一義に十分検討してまいりました。審議上の課題は解決できたと判断を私自身いたしまして、動議を提案させていただきました。

本町は今ガイドライン、努力義務の規定しかございません。この条例を制定することで、しっかりとした法律を背景に、本町としても各担当、風車建設に対して規制ができるものと私は信じております。距離の問題だとかいろいろなものに、ガイドラインと比べると、若干弱まっているのではないかというような議論も我々も何度も

してまいりましたが、しかし、しっかり憲法にのっとった上で、条例として規制できることを早く行うべきだということに私も思います。本町として、本案件に関する条例として、現況で最大限できる限りの条例の内容となっていると、私自身もそう思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例について、順次、採決を行います。

最初に、議案第38号 美浜町小形風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例に対する修正案について採決します。

修正案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。修正案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、修正案は委員長の報告のとおり可決されました。

修正案が可決されましたので、次に、議案第38号の修正部分を除く原案について採決します。

議案第38号の修正部分を除く原案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。議案第38号の修正部分を除く原案について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、議案第38号の修正部分を除く原案は可決されました。

ここで休憩したいと思います。再開を10時10分とします。

〔午前9時52分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第2 議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから

議案第64号 指定管理者の指定についてまで9件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから議案第64号 指定管理者の指定についてまで、以上9件を一括議題とします。

以上9件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月11日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について、会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてから議案第64号 指定管理者の指定についてまでの9議案につきまして、審査、採決の結果、議案第56号、議案第57号については、賛成多数により可決。ほか7議案につきましては、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第57号の審査において、3年か5年に一度、見直しを検討したことはあるのかとの質疑があり、前回、大幅な改正をしたのが平成19年で、消費税の改正ではなく、行政改革の一環で集中改革プランに基づき全てのものを見直した経緯がある。今後、検討を考えていくとの答弁がありました。

また、議案第64号の審査において、指定管理期間3年で、やっていきたい事業、小野浦区に期待することはとの質疑があり、施設を活性化の拠点としてまちづくりに生かせるよう、行政・観光協会と連携を図っていく。売り上げを伸ばすなど、早く結果が出ることを期待しているとの答弁がありました。また、部門ごとに、柔軟に営業時間を検討しないかとの質疑があり、改革を検討しているところであり、しっかり伝えていきたいとの答弁がありました。

議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号及び議案第63号においては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第56号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号 美浜町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論ありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となっております議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今度の条例改正のベースとなっているのが、2019年10月に実施された消費税を8%から10%に税率を引き上げること、これに伴うことが基本となっているからであります。

消費税の問題については、これまでも意見書等の議論で問題点、課題を指摘したので多くは述べませんが、一般住民、町民にとって逆進性が高く、日常生活にも大きな負担となっていることでもあります。しかも、政府がこれまで繰り返し、消費税は引き上げるけれども福祉のため、国民の、あるいは住民の暮らし改善のために利用すると言いつつ、全くそのようになっておりません。福祉の事業はますます切り下げられ、大企業の応援や莫大な軍事費の拡大につき込まれているからであります。今回も、結果的には町民の皆さんの美浜町の施設を利用して健康づくりをしたい、こういうことも含めた形であるこの利用料を引き上げることとなり、暮らしを支える立場になっておりません。このことを指摘して、この条例改正に反対いたします。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第57号 美浜町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論ありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

ただいま議題となりました議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

先ほどの議案第57号と同様に、今度の改正が消費税の引き上げが中心となっておりますので、同様の理由でこの条例改正についても反対いたします。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第58号 美浜町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初に反対討論ありませんか。山本議員。

○1番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となりました議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

今度の条例改正は、第1条において、大卒者の初任給の引き上げ及び若年層の給料月額を平均0.1%引き上げるというものですから、この点については賛成であります。しかし、第2条の住居手当の改正について、実は議案質疑、常任委員会での審議の段階では、問題点について気がつきませんでした。提案説明だけでは、支給対象の下限額を4,000円引き上げて、手当額の上限を1,000円引き上げるという説明で、読み間違えると、さも住居手当が引き上がるのかなと見ておりましたけれども、改めて調べた結果、借りている家賃が6万円くらいを基準に、高い家賃の方は上がりますけれども、それより安い家賃で利用している方には手当が引き下げられることが判明しました。これは具体的に総務部の所管に説明を求めてお尋ねしたところ、住居手当支給者が25人見えると、2,000円ほど引き下げられる方が15名、500円から1,000円引き上がる方が9名などになることがわかりました。そして、町全体での年間の影響額が25万円ぐらい減額となると。これは、今度の国からの法改正の中身が、いわ

ゆる東京などの都心部の方々の職員の家賃の負担を見直したいということが中心で、逆にいうと、むしろ地方は住居手当が下がる、安いところの分を高い人のところに組みかえるような中身になっております。

したがって、美浜町でも町民のために本当に頑張ってみえる職員の方、美浜町では、もしかしたら5万円よりもっと安いところで借りている方が見えると思います。この住居手当が結果的には減額になる方が多いという今度の条例改正について反対するものであります。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第59号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

最初に反対討論ありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木美代子君）

議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

美浜町の町長の給与は一月80万円を超えるものであります。南知多の町長よりもうんと多い。残念ながら、これには賛成することはできません。名古屋市長の給与は一月50万円であります。町民の厳しい生活を考えると、高過ぎる給与ではないでしょうか。私は、身近におる町民のことを思うと、どうしてもこの一月80万円の給与には賛成することはできません。

○議長（大岩 靖君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第60号 美浜町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第61号 美浜町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第62号 美浜町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第63号 美浜町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第64号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第65号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第65号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第65号 指定管理者の指定についてにつきましては、審査、採決の結果、賛成

多数により可決いたしました。

審査の過程において、次のような質疑がありました。

公募型プロポーザル方式とあるが、どのように選定したのかとの質疑があり、複数の業者からの提案を求め審査するに当たり、図書館業務に精通しているメンバーで構成する選考委員会を設け、業者を審査したとの答弁がありました。

また、この指定管理者となった業者はどのような会社かとの質疑があり、本の流通を行う業者で、知多管内の図書館でも指定管理を請け負っているとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降 壇]

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第65号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告します。

ただいま議題となりました議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はございませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第66号 令和元年度美浜町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇]

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につつま

しては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第67号 令和元年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

[総務産業常任委員長 横田全博君 登壇]

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告します。

ただいま議題となりました議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

[降壇]

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第68号 令和元年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和元年第4回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提案申し上げました案件のいずれにつきましても、慎重御審議の上、全議案御承認いただいたことに対し、まずもお礼を申し上げます。ありがとうございました。

令和元年度は、本町にとっては大変大きな問題を抱えた年でもございました。新年度に向けて、議員の皆様とともに、よりよい美浜町となるために努力してまいりたいと考えております。

慌ただしい年の瀬ではありますが、議員の皆様方におかれましても、体調管理に御留意の上、明るい新年をお迎えになられるよう切に願い、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

これにて令和元年第4回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時44分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月17日

美浜町議会

議長 大 岩 靖

議員 鈴 木 美代子

議員 大 寄 暁 美